新旧比較表 — いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

平成29年3月版(旧版)と令和6年8月改訂版(新版)

作成日 2026年10月22日 / 作成: Claude(AI)による整理。**引用は、文部科学省の公式PDFの本文の逐語**であり、すべて機械的に原文と照合した(下記「検証」)。「変更点・留意」欄の説明は、作成者(Claude)の読みである。

1 出典と検証方法

この資料は、第三者が後日、原本と照らして確かめられるように作っている。次の公式文書を、文部科学省のサイトから取得した。

文書	公式URL(取得日 2026-10-22)	PDF頁数	SHA-256(ファイルの指紋)
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月・文部科学省)	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/__icsFiles/afieldfile/2018/01/04/1400142_003.pdf 掲載ページ: https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142.htm(平成29年3月16日通知の別添3) 原本PDF: 原本PDF/H29_2017-03_いじめの重大事態の調査に関するガイドライン_文科省公式.pdf	18	362f15256748333c0bff380109bc23b255a2a1fe99015a6e976b90748870ac63
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和6年8月改訂・文部科学省)本文	https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-000037829_3.pdf 掲載ページ: https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00006.htm(令和6年8月30日通知の別添2) 原本PDF: 原本PDF/R06_2024-08_別添2_改訂版本文_通知添付_文科省公式.pdf	67	13adbe98ee83df28eb4f4f56ead8dc78f0be9cce99c28d0246e7a8644408ca26

いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について(通知)6文科初第1137号	https://www.mext.go.jp/content/20240911-mext_jidou01-000037829_1..pdf 掲載ページ: https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00006.htm 原本PDF: 原本PDF/R06_2024-08_通知_改訂について_文科省公式.pdf	4	`ecd730e3d2824e9568118d254af94d62af45bed01f970fdd86d8ffe983b6f5b2`
(参考)新版本文の別の掲載(文科省「いじめの問題に対する施策」ページ)	https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-1336275_3.pdf 上の新版本文とPDFのバイト列は異なるが、抽出した本文テキストは完全に一致することを確認した(cmp)。 原本PDF: 原本PDF/R06_2024-08_いじめの重大事態の調査に関するガイドライン_文科省公式.pdf	—	`266c5b1ffd18c00045ab8c27dc98f62648093db31a18d95600141abd29dae17c`
(参考)改訂版ガイドライン(概要)	https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-000037829_2.pdf 文部科学省による改訂点の概要(1頁)。本比較表の整理が公式の説明と食い違っていないかの確認に使った。 原本PDF: 原本PDF/R06_2024-08_別添1_改訂版概要_文科省公式.pdf	—	`32116b14d1cfd7b8c7eb2af1b5b43802aa4cb1204e007982db2c9e023c44c190`

検証のしかた

1. 各引用の下の青い「旧 文書p.〇 / PDF p.〇」「新 …」を押すと、この資料の付録の全文の該当頁に移る。付録の全文は、公式PDFから抽出した文字を頁ごとに載せたもの。
2. 原本で確かめるには、PDFビューアで、表示の「PDF p.〇」(PDFの頁番号)を開き、引用の文字を検索する。「文書p.〇」は、文書のページ下端に印刷されている頁番号で、PDFの頁番号とずれる。
3. PDFの指紋(SHA-256)は、ダウンロードしたファイルが上の表と同じものかを確かめるためのもの(Windows: `certutil -hashfile ファイル名 SHA256`)。
4. 引用の照合は、build/build_comparison.py が機械的に行った(空白・改行、ページ下端の頁番号を除いて、原本から抽出した本文との一致を確認)。結果は「検証結果.txt」。
5. 「新版に見当たらない」とした記述は、検索語と出現数(旧版全文 / 新版本文)を、第7節に示した。PDFビューアの検索で、同じ数が確かめられる。

2 主な差(要約)

区分の件数: 新設 31件 / 加筆 27件 / 変更 27件 / 削除 5件 / 同旨 3件(合計 93 論点)。区分の意味は第5節の冒頭に示す。

事案の評価に影響し得る差(新版の記載が旧版より厳しい/緩い、あるいは要件が変わったもの)を、重要と思われる順に並べた。詳細は、各番号の行を参照。

1. 再調査を検討する事由から、旧版の「③学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合」が見当たらない(ただし、事前に確認した調査事項に学校・設置者の対応が含まれていれば②の問題となり得る。K2の注を参照)。 [K2]
2. 再調査を検討する事由④(調査委員の人選の公平性・中立性に疑義がある場合)が、新版では「明らかに公平性・中立性が確保されていない」+「事前説明をしていない等により保護者が納得していない」場合に絞られた。 [K3]
3. 新たな調査をしない(第三者委員会を立ち上げない)場合の条件のうち、旧版の「関係者が納得しているとき」「設置者・学校の対応の検証は、新たに第三者委員会等を立ち上げるか判断が必要」が、新版の該当箇所には見当たらない。 [D6]
4. アンケートは、旧版「無記名式も考えられる」から、新版「本来は記名方式が望ましい」へ。 [H2]
5. 第三者の参加は、旧版「努める」から、新版「特段の事情がない限り、第三者を加えた調査組織となることが望ましい」へ。 [F3]
6. 新版で「第三者」の考え方が具体化された(当該校を担当する弁護士・SC・SSWは第三者に当たらない、職能団体の推薦を経た者は第三者性が確保されると考えられる、等)。 [F4]
7. 新版で、調査組織の構成を特に熟慮すべき3類型(自殺、被害・加害の錯綜、学校の対応に課題があり保護者との間に不信感がある事案=第三者を複数名加えるなど)が示された。 [F5]
8. 申立てがあれば重大事態が発生したものとして扱う原則は同じだが、新版は、調査をしなくてよい例外(「明らか」な場合)と、その程度(D8)を明記した。 [D7]
9. 事前説明が、旧版の1回(①〜⑥)から、新版の2段階(速やかに説明する事項・体制が整った段階で説明する事項)に再編された。 [G1]
10. 旧版の「記録の廃棄は、被害児童生徒・保護者に説明の上、行うこと」は、新版本文に見当たらない。 [E6]
11. 旧版の「23条2項の調査で作成した記録も保存の対象」「手書きメモも公文書に当たる場合がある」は、新版本文に見当たらない。 [E7]
12. 旧版の「調査中であることを理由に説明を拒んではならない」は、新版本文に見当たらない(経過報告の記載は、詳細になった)。 [H6]
13. 文末表現が弱まった箇所: 転校・退学の場合の指導(D4)、他の児童生徒・保護者への事前報告(I8)。 [D4]
14. 文末表現が強まった箇所: 自殺の事実を外部に伝える際の遺族の了解(G12: 「努めること」→「とること」)。 [G12]
15. 個人情報の根拠が、各地方公共団体の条例から、個人情報保護法(令和5年4月に一元化)へ。 [I9]
16. 新設: 文部科学省への報告(発生・調査開始・報告書の提供・再調査)。 [E3]

3 適用関係(改訂通知)

新版の発出は、文部科学省の通知「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について(通知)」(6文科初第1137号、令和6年8月30日)による。通知の次の記載は、個別の事案にどの版を当てるかを整理する際の根拠となる。通知の全文は付録Cにある。

項目	通知の記載(逐語)	備考・頁
通知の番号・日付	6 文科初第 1137 号 通知 表紙・目次 / PDF p.1	令和 6 年 8 月 30 日(通知本文)
不登校の指針の廃止	なお,「不登校重大事態に係る調査の指針について（通知)」(平成 28 年 3 月 11 日付け27 文科初第 1576 号初等中等教育局長通知）は廃止します。 通知 表紙・目次 / PDF p.2	
既に調査が始まっている場合	令和 6 年 8 月 30 日の時点で既に重大事態調査が開始されている場合においても,個別の事案の進捗状況等に応じて,改訂後の重大事態ガイドラインを踏まえて対応すること。 通知 表紙・目次 / PDF p.4	適用関係。個別の事案にどの版を使うかを整理する際の根拠となる
チェックリスト	各学校等においては,別添 3 のチェックリストを活用し,今回のガイドラインの改訂内容を踏まえた,平時からの備え及びいじめ重大事態調査の実施を行うこと。 通知 表紙・目次 / PDF p.4	

個別の事案に、旧版・新版のどちらの記載を当てるか(対応を行った日と、通知の記載との関係)は、事案ごとの整理が必要であり、この資料では判断していない。

4 章の対応表

旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	主な変更
はじめに	はじめに/第1章 重大事態調査の概要及び調査の目的	趣旨の書き換え、用語の定義、構成の説明が加わった

第1 学校の設置者及び学校の基本的姿勢	第3章 学校の設置者及び学校の基本的姿勢(+第1章第2節 調査の目的)	目的・姿勢の再編。警察との連携、2チーム体制が加わった
(旧版になし)	第2章 いじめ重大事態に対する平時からの備え	新設
第2 重大事態を把握する端緒	第4章 重大事態を把握する端緒	申立ての扱い、「明らか」の程度、様式、退学・転学後・卒業後の申立てが加わった
第3 重大事態の発生報告	第5章 重大事態発生時の対応	初動(窓口担当者・資料の保存・報道対応)、文部科学省への報告が加わった
第4 調査組織の設置	第6章 調査組織の設置	第三者の考え方、熟慮が必要な3類型、常設組織の留意点が加わった
第5 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等	第7章 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明	2段階の事前説明に再編。関係児童生徒・保護者への説明が加わった
第6 調査の実施	第8章 重大事態調査の進め方	聴き取り・アンケートの留意事項、報告書の標準項目が加わった。不登校の指針を統合
第7 調査結果の説明・公表	第9章 調査結果の説明・公表	所見書、追加調査、公表の方法が加わった
第8 個人情報の保護	第10章 重大事態調査の対応における個人情報保護	個人情報保護法への一元化(令和5年4月)に合わせて書き換え
第9 調査結果を踏まえた対応	第11章 調査結果を踏まえた対応	再発防止策の実施・進捗管理が加わった
第10 地方公共団体の長等による再調査	第12章 地方公共団体の長等による再調査	再調査を検討する場合の事由が、4項目から3項目に変わった
別紙(重大事態として扱われた事例)	別添資料1 / 別添資料2(申立様式・新設)	別添資料2は新設
(旧版になし)	≪参考≫法・基本方針の関連する規定	新設(法・基本方針の条文の抜粋)

5 論点別の新旧比較表

区分の意味: 新設 旧版に対応する記述がなく、新版で加わった / 削除 旧版にあるが、新版本文に見当たらない(全文検索で確認) / 変更 要件・結論・文末表現(義務/努力/望ましい)などが変わった / 加筆 旧版の趣旨を残したまま、新版で具体化・追加された / 同旨 実質同じ(表現の違いのみ) / 移動 記載の位置(章)が移った

A 位置づけ・構成・用語

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
A1	改訂の趣旨 変更	文部科学省として、法第28条第1項のいじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を以下のとおり策定する。 旧 文書p.1 / PDF p.3	重大事態の発生件数は増加傾向となり、依然として法や基本方針、ガイドライン等に沿った対応ができていなかったために、児童生徒に深刻な被害を与える事態が発生している状況です。加えて、法の施行から10年が経過し、調査の実施に係る様々な課題も明らかになっていることから、ガイドラインの改訂を行うこととしました。 新 文書p.1 / PDF p.4	旧版は策定の趣旨のみ。新版は、重大事態の増加と、ガイドラインに沿わない対応が続いていることを、改訂の理由として明示した。
A2	不登校重大事態の指針の一本化 変更	法第28条第1項第2号の不登校重大事態の場合の調査についても、「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月）が策定された。 旧 文書p.1 / PDF p.3 「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月文部科学省）に沿って行うこと。 旧 文書p.12 / PDF p.14	これを廃止し、不登校重大事態に係る要素も本ガイドラインに盛り込み、国のガイドラインを一本化することとしました。 新 文書p.1 / PDF p.4	旧版は、不登校重大事態の調査を別の指針(平成28年3月)に委ねていた。新版は、その指針を廃止し、内容をガイドライン本体に取り込んだ(改訂通知にも「廃止します」とある。付録C参照)。

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
A3	文末表現の使い分け(新設) 新設	*(該当する記述なし)*	行うことが求められる事項は、「～するものとする」、「～が必要である」といった表記をしています。法の趣旨や過去の重大事態調査の実施状況及び有識者の議論を踏まえて、取り組むことが望ましいとされる事項は、「～が望ましい」と表記しています。 新 文書p.1 / PDF p.4 複数の選択肢が考えられ、文部科学省として考えられる方策を例示する事項については、「～することが考えられる」と表記しています。 新 文書p.2 / PDF p.5	新版は、「必要である」(求められる事項)・「望ましい」(取り組むことが望ましい事項)・「考えられる」(例示)を区別して書いている。引用や評価の際は、文末表現が何を意味するかに注意が必要である。
A4	柔軟な対応を妨げない旨(新設) 新設	*(該当する記述なし)*	重大事態調査は、事案の状況や対象児童生徒の状況等を踏まえつつ、柔軟に対応することも必要であり、調査組織の判断の下、状況に応じてより適切な進め方で調査を行うことを妨げるものではありません。 新 文書p.1 / PDF p.4	新版は、ガイドラインの進め方が唯一の方法ではないことを、はじめにで明示している。
A5	こども基本法・関係省庁との協議(新設) 新設	*(該当する記述なし)*	本ガイドラインは、こども基本法の理念を踏まえるとともに、こども家庭庁との協議を経て作成されています。 新 文書p.2 / PDF p.5	新版は、こども基本法(令和5年4月施行)の理念と、こども家庭庁との協議を明記している。

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
A6	用語の定義 変更	いじめを受けた児童生徒やその保護者（以下「被害児童生徒・保護者」という。） 旧 文書p.2 / PDF p.4	“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある児童生徒 新 文書p.2 / PDF p.5 関係児童生徒のうち、調査の結果、いじめを行ったことが明らかになった児童生徒 新 文書p.2 / PDF p.5	旧版の「被害児童生徒」「加害児童生徒」は、新版では「対象児童生徒」(疑いの段階から)・「関係児童生徒」・「いじめを行った児童生徒」(調査で明らかになった者)に整理された。調査前は、いじめを行ったと断定しない用語になっている。
A7	構成 変更	第１ 学校の設置者及び学校の基本的姿勢 旧 表紙・目次 / PDF p.2 第10 地方公共団体の長等による再調査 旧 表紙・目次 / PDF p.2	第１章から第３章までは、調査の目的や平時からの備え等一般的な事項をまとめています。第４章から第９章までは、実際に重大事態が発生した場合における流れに沿って段階ごとに個別事項をまとめています。 新 文書p.2 / PDF p.5	旧版の第1～第10(+別紙)が、新版では第1章～第12章(+別添資料1・2、参考)に再編された。対応は「章の対応表」を参照。

B 目的・基本的姿勢

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
B1	調査の目的 加筆	重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識すること。 旧 文書p.2 / PDF p.4	重大事態調査は、対象児童生徒の尊厳を保持するため、いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし 新 文書p.5 / PDF p.8 この調査が、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、この調査における調査結果が直接法律上の権利義務関係に影響を与えるものではない。 新 文書p.5 / PDF p.8	目的に「対象児童生徒の尊厳の保持」が加わり、責任追及の対象に「行政上」が加わった。調査結果が直接、法律上の権利義務関係に影響しないことも明記された。
B2	不登校の場合の調査目的(新設) 新設	*(該当する記述なし)*	不登校重大事態が発生し、現在も対象児童生徒が欠席を余儀なくされている場合には、不登校状態の解消も調査の目的に含まれる 新 文書p.5 / PDF p.8	新版は、不登校重大事態では、不登校状態の解消(学びの継続の支援)も調査の目的に含まれるとした。

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
B3	自らも調査対象であるとの認識 加筆	学校の設置者及び学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し 旧 文書p.2 / PDF p.4	学校の設置者及び学校は、自らも調査対象であるとの認識をもちながら、主体的に調査に取り組まなければならない。 新 文書p.9 / PDF p.12 自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で取り組むことが求められる。 新 文書p.9 / PDF p.12	旧版の姿勢を引き継ぎつつ、新版は「自らも調査対象である」と明記し、再発防止策の確実な実践まで求めた。
B4	調査に当たる視点(新設) 新設	*(該当する記述なし)*	調査には真摯な態度で取り組むこと 新 文書p.9 / PDF p.12 公平・中立に調査を行うこと（調査体制の構築を含む） 新 文書p.9 / PDF p.12 具体的かつ実効性のある再発防止策を検討すること 新 文書p.9 / PDF p.12	新版は、調査に当たる視点を5項目に整理した(上記は、そのうち3項目の引用)。
B5	「膿を出し切り」の表現 削除	調査により膿を出し切り、いじめの防止等の体制を見直す姿勢をもつことが、今後の再発防止に向けた第一歩となる。 旧 文書p.2 / PDF p.4	*(該当する記述なし)*	新版本文に、この表現は見当たらない(全文検索で確認)。同趣旨は「自らも調査対象」「真摯に見つめ直し」などの表現に置き換わったと読めるが、同一の文言ではない。

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
B6	「いじめはなかった」と軽々に判断しない 加筆	軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断をしないこと。 旧 文書p.2 / PDF p.4	軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断を行うことは、かえって事態を重大化・長期化させるおそれがあることに留意する。 新 文書p.10 / PDF p.13	趣旨は同じ。新版は、軽々に判断すると「かえって事態を重大化・長期化させるおそれがある」という理由を付け加えた。
B7	学校外の悩みがあると考えられる場合の責任 変更	特に、自殺事案の場合、学校外のことで児童生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、自殺に至るまでに学校が気付き、救うことができた可能性がある。したがって、いじめが背景にあるか否かにかかわらず、学校の設置者及び学校として、適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる責任を有しているということを認識すること。 旧 文書p.2 / PDF p.4	児童生徒に重大な被害（自殺や不登校等）が発生した際に、学校外のことで児童生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、全容は分からないということを第一に認識し 新 文書p.10 / PDF p.13	対象が「自殺事案」から「自殺や不登校等」に広がった。一方、旧版の「学校が気付き、救うことができた可能性がある」「いじめが背景にあるか否かにかかわらず…責任を有している」という文言は、新版本文に見当たらない。
B8	調査を望まない場合の対応 加筆	決して、被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。 旧 文書p.2 / PDF p.4 決して、安易に、重大事態として取り扱わないことを選択するようなことがあってはならない。 旧 文書p.2 / PDF p.4	重大事態に該当するにも関わらず、対象児童生徒・保護者が望まないことを理由として、重大事態として取り扱わないことは決してあってはならず 新 文書p.11 / PDF p.14 例えば関係児童生徒等への聴き取り等を行わず、学校の記録の確認等から事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど、調査方法を工夫しながら調査を進めることが考えられる。 新 文書p.11 / PDF p.14	趣旨は同じ。新版は、調査方法の工夫の具体例(聴き取りを行わず記録から整理する等)と、報告書を公表しない選択肢を示した。

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
B9	学校の設置者・学校から調査の実施を提案すること **削除**	学校の設置者又は学校は、被害児童生徒・保護者に対して自発的・主体的に、詳細な調査の実施を提案すること。 旧 文書p.2 / PDF p.4	*(該当する記述なし)*	新版本文に、この文言は見当たらない(全文検索で確認)。
B10	自殺事案の遺族への接し方 **削除**	自殺事案の場合、子供を亡くしたという心情から、学校の設置者又は学校が遺族に対する調査の説明を進める際に、時間を要する場合があるが、そのような状況は当然起こり得ることであり、御遺族の心情を理解して丁寧に対応すること。 旧 文書p.3 / PDF p.5	*(該当する記述なし)*	独立した項目としては、新版本文に見当たらない(新版の「遺族」は、自殺の事実を外部に伝える際の了解の記載の2か所のみ)。
B11	調査中の児童生徒への支援・校内体制(新設) **新設**	*(該当する記述なし)*	学校の設置者及び学校が、重大事態調査の実施やその対応に意識が向き、対象児童生徒に対する心のケアや必要な支援、関係児童生徒に対する指導及び支援等を疎かにしてはならない。 新 文書p.10 / PDF p.13 当該重大事態に対する校内体制を、重大事態調査の実施やその対応を行うチームと児童生徒への必要な支援及び指導を行うチームの 2 チームに分けて対応するなど同時並行で対処できる体制構築が求められる。 新 文書p.10 / PDF p.13	新版は、調査と並行した支援を疎かにしないこと、校内体制を2チームに分けることを示した。

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
B12	警察との連携(新設) 新設	*(該当する記述なし)*	いじめを犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、法第23条第６項に基づいて所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。 新 文書p.10 / PDF p.13 学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、対象児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察（「学校・警察連絡員」等）に相談・通報すること。 新 文書p.10 / PDF p.13	旧版には「警察」の語がない(全文検索)。新版は、犯罪行為と認めるとき、重大な被害のおそれがあるときの対応と、迷う場合の相談・通報を明記した。

C 平時からの備え(第2章・新設)

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
C1	学校における備え・記録 新設	*(該当する記述なし)*	各学校においては、全ての教職員が、法、基本方針、本ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版)」を理解し 新 文書p.6 / PDF p.9 「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておくことが必要である。 新 文書p.7 / PDF p.10 「確認できた事項」と「確認できなかった事項」等の情報が記録として残っていることが望ましく 新 文書p.7 / PDF p.10	新版は、重大事態が起きる前の段階(平時)から、教職員の理解、学校いじめ対策組織の記録の作成・保存を求めている。旧版にこの章はない。
C2	保護者が調査結果に納得していない場合の設置者への相談 新設	*(該当する記述なし)*	児童生徒・保護者が法第23条第 2 項に基づいた調査結果に納得していない場合等は、学校の設置者に相談することが必要である。 新 文書p.7 / PDF p.10	23条2項の調査結果に保護者が納得していない場合は、学校が設置者に相談することが「必要」とされた。

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
C3	設置者における備え(法務相談・委員候補の推薦手順・予算) 新設	*(該当する記述なし)*	学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られるようにしておくことが望ましい。 新 文書p.8 / PDF p.11 職能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、報酬等に要する予算を確保するなどの準備を行っておくことが望ましい。 新 文書p.8 / PDF p.11	設置者に、法務相談体制の整備、委員候補の推薦手順の整理、報酬の予算確保を促している。

D 重大事態の端緒・定義・申立て

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
D1	「疑い」の段階で開始する(遡及しない旨の追加) 加筆	改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識すること。 旧 文書p.3 / PDF p.5	なお、調査結果において、いじめと重大な被害との関係が一切認められないなどの結論に至った場合でも、そのことにより遡及的に重大事態に該当しないことになるわけではない。 新 文書p.12 / PDF p.15	「疑い」の段階から開始するという原則は同じ。新版は、調査の結果、いじめとの関係が認められなくても、遡って重大事態でなくなるわけではないと明記した。

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
D2	重大事態の判断主体・迷う場合(新設) 新設	*(該当する記述なし)*	重大事態の判断を行うのは、学校の設置者又は学校である。これは、単に特定の教職員のみによる判断ではなく、学校の設置者又は学校として判断したということであり 新 文書p.12 / PDF p.15 学校が重大事態に該当するか否かの判断に迷う場合には、迅速に学校の設置者に相談を行い、その時点で把握している情報を踏まえて、両者の協議の上判断する。 新 文書p.13 / PDF p.16	新版は、重大事態の判断が「特定の教職員のみ」ではなく、設置者又は学校としての判断であること、迷う場合の相談・協議を明記した。
D3	不登校重大事態の「30日」の目安 加筆	不登校重大事態の定義は、欠席日数が年間30日であることを目安としている。しかしながら、基本方針においては「ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にもかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。」としている。 旧 文書p.4 / PDF p.6	児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が30日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図る 新 文書p.12 / PDF p.15	30日未満でも連続欠席なら迅速に着手するという点は同じ。新版は、30日に到達する前から設置者へ報告・相談することを明記した。
D4	転校・退学した場合 変更	教育委員会をはじめとする学校の設置者及び都道府県私立学校担当部局は指導を行うこと。 旧 文書p.4 / PDF p.6	教育委員会をはじめとする学校の設置者及び都道府県私立学校担当部局は指導を行うことが望まれる。 新 文書p.13 / PDF p.16	旧版は「指導を行うこと」。新版は「指導を行うことが望まれる」となり、文末表現が弱まっている。

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
D5	早期対応しなかった事例 変更	明らかにいじめにより心身に重大な被害（骨折、脳震盪という被害）が生じており、生命心身財産重大事態に該当するにもかかわらず、欠席日数が30日に満たないため不登校重大事態ではないと判断し、重大事態の調査を開始しなかった。 旧 文書p.3 / PDF p.5	生徒間での暴力行為が発覚し、被害生徒は骨折等の大怪我を負ったが、被害生徒保護者から「子供同士のことなので大事にしないでほしい」と要望があったこともあり、学校は、法第23条第２項に基づく事実確認を通じていじめを認知し、加害生徒らへの指導のみ行ったものの、重大事態として調査を行わなかった。 新 文書p.13 / PDF p.16 欠席の原因にいじめの疑いがあることを担任及び学年主任は把握していたものの、学校いじめ対策組織との共有がなされなかったため、組織的な支援や重大事態としての認定を行うことができず 新 文書p.14 / PDF p.17	旧版は「誤った重大事態の判断を行った事例」(3例)、新版は「重大事態として早期対応しなかった事例」(3例)で、事例の内容が差し替えられた。新版には、教職員が把握していたのに学校いじめ対策組織と共有されなかった事例が加わった。
D6	23条2項調査との関係・新たな調査をしない場合 変更	学校いじめ対策組織の法第23条第2項に基づく調査により、事実関係の全貌が十分に明らかにされており、関係者（被害児童生徒、加害児童生徒、それぞれの保護者）が納得しているときは、改めて事実関係の確認のための第三者調査委員会を立ち上げた調査を行わない場合がある。ただし、学校の設置者及び学校の対応の検証や、再発防止策の策定については、新たに第三者調査委員会等を立ち上げるかを適切に判断する必要がある。 旧 文書p.6 / PDF p.8	法第28条第１項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第２項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うことが求められる。ただし、法第23条第２項による調査を通じて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、重大事態として取り扱い、再発防止策の検討等を行うものの、新たな調査を行わないことも考えられる。 新 文書p.13 / PDF p.16	【重要】旧版は、新たな第三者調査委員会を立ち上げない場合の条件に「関係者(被害・加害の児童生徒、それぞれの保護者)が納得しているとき」を挙げ、さらに「学校の設置者及び学校の対応の検証」「再発防止策の策定」は新たに第三者委員会等を立ち上げるか判断が必要とした。新版の該当箇所には、これらの記載は見当たらない(「全貌が十分に明確にされたと判断できる場合」)。

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
D7	申立てがあった場合の対応 加筆	被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。 旧 文書p.4 / PDF p.6	児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。 新 文書p.14 / PDF p.17 確認の結果、申立てに係るいじめが起こり得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らしていじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行い、詳細な事実関係の確認等を行う必要がある。 新 文書p.14 / PDF p.17	申立てがあれば重大事態が発生したものとして扱うという原則は同じ(文言もほぼ同じ)。新版は、申立て時点でいじめの事実を確認できていない場合の扱いと、調査をしなくてよい例外(「明らか」な場合)を明記した。
D8	「重大事態に当たらないことが明らか」の程度(新設) 新設	*(該当する記述なし)*	いじめの重大事態に当たらないことが明らかであるというためには、例えば、いじめの事実が確認できなかっただけでは足りず、設置者または学校においていじめの事実が起こりえないことを客観的・合理的な資料等を用いつつ、説明する必要がある。 新 文書p.15 / PDF p.18	新版は、「事実が確認できなかった」だけでは足りず、起こり得ないことを客観的・合理的な資料で説明する必要があるとした。

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
D9	申立ての様式(新設) 新設	*(該当する記述なし)*	別添資料２のような様式を活用して 新 文書p.15 / PDF p.18 こうした書面の記入がないことを理由に、電話や口頭での相談に対応せず、重大事態として取り扱うべき事案の対応が遅れるようなことがあってはならない。 新 文書p.15 / PDF p.18	新版は、申立様式(別添資料2)の活用を示す一方、書面がないことを理由に口頭の相談に対応しないことを禁じている。
D10	退学・転学後、卒業後の申立て(新設) 新設	*(該当する記述なし)*	児童生徒の退学や転学後に重大事態の申立てが行われる場合もある。このような場合には、重大事態が発生した前在籍校において詳細な事実関係の確認等重大事態調査を行うこととなるが、児童生徒への聴き取り等には現在籍校の協力も不可欠である。 新 文書p.15 / PDF p.18 既に卒業した児童生徒・保護者が、在籍時のいじめの重大事態について申立てを行う場合も想定される。 新 文書p.15 / PDF p.18	新版は、退学・転学後や卒業後の申立ての場合の進め方を新たに示した。

E 発生報告・初動

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
E1	発生報告 加筆	学校は、重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。)、速やかに学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する義務が法律上定められている（法第29条から第32条まで)。 旧 文書p.5 / PDF p.7	学校の設置者及び学校は、重大事態が発生した際は、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告しなければならない。 新 文書p.16 / PDF p.19 公立学校は、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を経由して当該地方公共団体の長 新 文書p.16 / PDF p.19	報告義務は同じ。新版は、学校の種類ごとの報告先を列挙した。
E2	教育委員会会議・総合教育会議 変更	その際、公立学校の場合は、教育委員会会議において議題として取り扱い、総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること。 旧 文書p.12 / PDF p.14	公立学校で重大事態が発生した場合には、教育委員会事務局から教育長はもとより教育委員にも重大事態が発生した旨を説明することが望ましい。 新 文書p.17 / PDF p.20 公立学校の場合、地方公共団体の長の判断等により、総合教育会議を開催し、速やかに、地方公共団体の長と教育委員会とで十分な意思疎通を図り、緊密に連携して対応する必要がある。 新 文書p.17 / PDF p.20	旧版は、調査結果の報告の段階(第7)で、教育委員会会議・総合教育会議の議題とすることを求めていた。新版は、発生報告の段階(第5章)で、教育委員への説明と総合教育会議の開催を求めている。

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
E3	文部科学省への報告(新設) 新設	*(該当する記述なし)*	各学校の設置者は、文部科学省に対して重大事態の発生報告を行う。 新 文書p.17 / PDF p.20 各学校の設置者は、文部科学省に対して重大事態調査の開始について報告する。 新 文書p.31 / PDF p.34 各学校の設置者は、文部科学省に対して重大事態報告書の提供を行う。 新 文書p.40 / PDF p.43	新版は、設置者が文部科学省へ、発生報告・調査開始の報告・重大事態報告書の提供(再調査についても同様)を行うことを明記した。
E4	窓口となる担当者(新設) 新設	*(該当する記述なし)*	学校の設置者又は学校において窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡・調整に当たり、情報が途切れないようにすることが必要である。 新 文書p.16 / PDF p.19	初動で、保護者との窓口となる担当者を決めることが「必要」とされた。

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
E5	資料の保存期間 加筆	個別の重大事態の調査に係る記録については、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存することが望ましい。 旧 文書p.11 / PDF p.13	アンケートの質問票や対象児童生徒・関係児童生徒等からの回答、アンケートや聴取の結果をまとめた文書等は、指導要録の保存期間を踏まえて５年とすることが望ましい。また、重大事態調査を行った後の調査報告書についても保存期間を定めることが必要であり、５年とすることが望ましい。 新 文書p.18 / PDF p.21 保存期限が迫る状況において、再調査に向けた具体的な動きがある場合には適宜保存期間を延長するなどの手続きを経ておくことが望ましい。 新 文書p.18 / PDF p.21	5年という期間は同じ。新版は、調査報告書の保存期間を定める必要があること(5年が望ましい)、再調査の動きがあれば保存期間を延長しておくことを加えた。
E6	記録の廃棄を保護者に説明すること 削除	これらの記録の廃棄については、被害児童生徒・保護者に説明の上、行うこと（無断で破棄して被害児童生徒・保護者に学校に対する不信を与えたケースがある。)。また、個々の記録の保存について、被害児童生徒・保護者からの意見を踏まえ、保存期限を改めて設定することも考えられる。 旧 文書p.11 / PDF p.13	調査中に関係資料（アンケートの質問票や聴取結果をまとめた文書等）を誤って廃棄することのないようにするため 新 文書p.18 / PDF p.21	新版本文に、廃棄を保護者に説明した上で行う旨の記載は見当たらない(新版の「廃棄」は、調査中の誤廃棄の防止と、個人情報の保管・廃棄の2か所のみ。全文検索で確認)。

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
E7	23条2項の調査記録・手書きメモ 変更	いじめの重大事態として取り扱う以前に法第23条第2項の調査において学校の設置者及び学校が取得、作成した記録（※）を含む。 旧 文書p.11 / PDF p.13 教職員による手書きのメモの形式をとるものであっても、各地方公共団体等の文書管理規則の公文書（行政文書）に該当する場合があることにも留意する。 旧 文書p.11 / PDF p.13	日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理することも重要である。 新 文書p.7 / PDF p.10	旧版にあった「23条2項の調査で作成した記録も保存の対象」「手書きメモも公文書に当たる場合がある」という明示的な文言は、新版本文に見当たらない(「手書き」は新版本文0件)。新版は、メモ等を文書管理規則に基づいて適切に管理することを求めている。
E8	報道対応(新設) 新設	*(該当する記述なし)*	重大事態発生直後、十分な情報が得られていない段階では、主観や思い込みで発言してはならないことに特に注意する。 新 文書p.19 / PDF p.22	新版は、報道対応の担当者を決めること、発生直後は主観や思い込みで発言しないことを加えた。

F 調査組織

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
F1	調査主体の決定 加筆	重大事態の調査主体は、学校が主体となるか、学校の設置者（教育委員会等）が主体となるかの判断を学校の設置者として行うこと。 旧 文書p.6 / PDF p.8	学校の設置者が主体となるか、学校が主体となるかの判断は個別の重大事態の状況に応じて、学校の設置者が行うものとする。 新 文書p.20 / PDF p.23 引き続き、原則として学校主体で調査を行うこととする。 新 文書p.20 / PDF p.23 学校主体となる場合も法第28条第３項に基づき、学校の設置者は、学校に対して必要な指導及び人的配置や調査に要する費用を含む適切な支援を行わなければならない。 新 文書p.20 / PDF p.23	判断主体(設置者)は同じ。新版は、不登校重大事態は原則として学校主体であること、学校主体でも設置者が人的配置や費用を含む支援をしなければならないことを明記した。
F2	調査組織の種類 変更	また、その際、第三者のみで構成する調査組織とするか、学校や設置者の職員を中心とした組織に第三者を加える体制とするかなど、調査組織の構成についても適切に判断すること。 旧 文書p.6 / PDF p.8 既存の学校のいじめの防止等の対策のための組織（法第22条。以下「学校いじめ対策組織」という。）に第三者を加える場合 旧 文書p.6 / PDF p.8	教育委員会の指導主事等学校の設置者の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織。 新 文書p.21 / PDF p.24 公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。 新 文書p.21 / PDF p.24 全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。 新 文書p.21 / PDF p.24	旧版の類型(設置者主体/学校主体、附属機関、第三者委員会等)は、新版で「教育委員会等方式」「第三者委員会方式」「学校いじめ対策組織方式」に整理された。新版は、どの方式でも第三者性が確保されるよう努めるとしている。

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
F3	第三者を加えること 変更	弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとする。 旧 文書p.6 / PDF p.8	対象児童生徒や保護者が、第三者が調査に関わることを望んでいない場合等特段の事情がある場合を除いては、第三者を加えた調査組織となることが望ましい 新 文書p.22 / PDF p.25	旧版は、第三者の参加を図るよう「努める」。新版は、特段の事情がある場合を除き、第三者を加えた調査組織と「なることが望ましい」。
F4	「第三者」の考え方(新設) 新設	*(該当する記述なし)*	重大事態が発生した学校を担当する弁護士（スクールロイヤー、顧問弁護士等）や心理・福祉の専門家（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等）が重大事態調査に委員として参加する場合、専門家の観点から加わることは適切であると考えられるものの、第三者と位置付けて加えることは適切とは言えないため、別の第三者を確保することが必要である。 新 文書p.23 / PDF p.26 職能団体等からの推薦を経て、調査組織に加わる者については第三者性が確保されていると考えられる。ただし、推薦のあった者が当該重大事態の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有していないか調査主体においても確認が必要である。 新 文書p.23 / PDF p.26	新版は、「第三者」の考え方を具体化した。当該学校を担当する弁護士やSC・SSWは、専門家として加わることはよいが、第三者とは位置付けられない。職能団体の推薦を経た者は第三者性が確保されると考えられるが、調査主体も利害関係の有無を確認する必要がある。

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
F5	特に熟慮が必要な事案(3類型・新設) 新設	*(該当する記述なし)*	対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態 新 文書p.20 / PDF p.23 これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態 新 文書p.20 / PDF p.23 対象児童生徒の保護者等と学校との間で不信感が生まれてしまっている場合などには、公平性・中立性を確保する必要性が高く、第三者を複数名加えるなどにより、調査結果の信頼性を高めることが必要である。 新 文書p.22 / PDF p.25	新版は、組織構成を特に熟慮すべき事案として、①自殺・自殺の疑い、②被害と加害が錯綜する事案、③学校の対応に課題があり保護者との間に不信感がある事案(第三者を複数名加えるなど)を挙げた。
F6	常設の調査組織の場合・事務局(新設) 新設	*(該当する記述なし)*	当該組織が平時から学校の設置者及び学校のいじめ防止対策について助言等を行う組織であった場合、当該組織が重大事態調査を行うことについて外部から公平性・中立性の観点から疑義を呈されることがある。 新 文書p.24 / PDF p.27 事務局機能（例えば、調査委員会の会場確保や調査委員の日程調整、聴き取りを実施した場合の反訳作業等）を担う者が必要となるが、一般的には、学校の設置者の担当部局が担う。 新 文書p.21 / PDF p.24	新版は、常設の組織(附属機関等)が調査する場合の公平性・中立性への留意と、事務局機能の担い手を示した。

G 調査前の事前説明

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
G1	事前説明の構成 変更	調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明すること。 旧 文書p.7 / PDF p.9	事前説明は、大きく２段階に分けて行うことが考えられる。 新 文書p.26 / PDF p.29 この事前説明は、一方的に説明をすれば足りるということではなく、対象児童生徒・保護者が何を求めているか、どういったところに疑問をもっているのかなど真意をよく聴き取りつつ 新 文書p.25 / PDF p.28	旧版の事前説明は1回(①～⑥)。新版は、重大事態と判断した後に速やかに説明・確認する事項(①～⑥)と、調査組織の体制が整った段階で説明する事項(①～⑦)の2段階とした。一方的な説明では足りないことも明記された。
G2	調査組織の構成・人選の説明、要望の確認 加筆	被害児童生徒・保護者に対して、調査組織の構成について説明すること。調査組織の人選については、職能団体からの推薦を受けて選出したものであることなど、公平性・中立性が担保されていることを説明すること。 旧 文書p.7 / PDF p.9 説明を行う中で、被害児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があり、構成員の中立性・公平性・専門性の確保の観点から、必要と認められる場合は、学校の設置者及び学校は調整を行う。 旧 文書p.8 / PDF p.10	対象児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうか確認する。 新 文書p.27 / PDF p.30 対象児童生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼することを説明する。 新 文書p.27 / PDF p.30	新版は、調査組織の構成について、体制が決まる前の段階で要望を確認することとした。また、保護者が指定する者の参画は、公平性・中立性の観点から受け入れず、職能団体等を通じた推薦を依頼する旨を説明すると明記した。

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
G3	調査事項 加筆	その際、被害児童生徒・保護者が調査を求める事項等を詳しく聞き取ること。重大事態の調査において、調査事項等に漏れがあった場合、地方公共団体の長等による再調査を実施しなければならない場合があることに留意する必要がある。 旧 文書p.8 / PDF p.10	調査主体側で把握している事案と対象児童生徒・保護者が認識している事案に齟齬がある可能性もあることから、調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について確認を行う。 新 文書p.27 / PDF p.30 万が一、事前に確認した調査事項について調査がされておらず、地方公共団体の長等が、十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することを説明する。 新 文書p.29 / PDF p.32	新版は、調査主体と保護者の認識の齟齬を確認すること、調査漏れの場合は再調査に移行することを説明することを加えた。旧版の「再調査を実施しなければならない場合がある」は、新版では「再調査に移行する」の説明に置き換わっている。
G4	個人的な背景・家庭の状況も調査対象になり得ること(新設) 新設	*(該当する記述なし)*	個人的な背景及び家庭での状況も調査することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合があることについて説明し、理解を求める。 新 文書p.27 / PDF p.30	新版は、対象児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査することが望ましく、その場合があることを事前に説明するよう求めている。
G5	調査方法・調査対象者の要望 変更	説明した際、被害児童生徒・保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映すること。 旧 文書p.8 / PDF p.10	ただし、調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについても触れる。 新 文書p.27 / PDF p.30 関係児童生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童生徒・保護者が納得できる方法で行うことができる旨を説明し 新 文書p.27 / PDF p.30	旧版は「可能な限り反映」。新版は、要望を確認する一方、調査組織の判断で要望外の者にも聴き取りを行う場合があること、関係児童生徒への聴き取りをやめてほしい要望があれば調整できることを説明するとした。

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
G6	調査の時期・期間・経過報告の説明 加筆	被害児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるのかについて、目途を示すこと。 旧 文書p.8 / PDF p.10 調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、予め被害児童生徒・保護者に対して説明すること。 旧 文書p.8 / PDF p.10	実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることも伝える。 新 文書p.28 / PDF p.31 定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、予め対象児童生徒・保護者に対して説明する。 新 文書p.28 / PDF p.31	趣旨は同じ。新版は、調査期間が変更になる可能性を伝えることを加えた。
G7	調査結果の提供に関する説明(根拠法令の変更) 変更	被害児童生徒・保護者に対し、予め、個別の情報の提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って行うことを説明しておくこと。 旧 文書p.8 / PDF p.10	なお、調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明する。 新 文書p.28 / PDF p.31 また、調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについても説明を行う。 新 文書p.28 / PDF p.31	根拠が「各地方公共団体の個人情報保護条例等」から「個人情報保護法や情報公開条例等」に変わった(令和5年4月の個人情報保護法の改正による一元化。第10章参照)。個人情報の利用目的の明示も加わった。

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
G8	いじめを行った児童生徒側への調査結果の説明の事前確認 変更	加害者に対する調査結果の説明の方法について、可能な限り、予め、被害児童生徒・保護者の同意を得ておくこと。 旧 文書p.9 / PDF p.11	関係児童生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことも必要であり、予め対象児童生徒・保護者に説明する。 新 文書p.28 / PDF p.31	旧版は、加害者側への説明の方法について、予め被害児童生徒・保護者の「同意を得ておく」。新版は、関係児童生徒・保護者への提供・説明を行うことを、予め対象児童生徒・保護者に「説明する」。「被害児童生徒・保護者の同意」という文言は、新版本文に見当たらない(新版の「同意を得ておく」は、関係児童生徒・保護者等の個人情報に関する別の文脈=第10章第2節で現れる)。
G9	所見書の提出の説明 加筆	学校の設置者及び学校は、このことを、予め被害児童生徒・保護者に対して伝えること。 旧 文書p.12 / PDF p.14	調査報告書について意見等があれば地方公共団体の長等に対する所見書を提出することができることを説明する。 新 文書p.29 / PDF p.32	旧版は、調査結果を報告する際の所見提出を予め伝える(第7)。新版は、これを調査前の事前説明の事項(⑦調査終了後の対応)に組み込んだ。
G10	関係児童生徒・保護者への説明 加筆	調査を実施するに当たり、上記①～⑥までの事項について、加害児童生徒及びその保護者に対しても説明を行うこと。その際、加害児童生徒及びその保護者からも、調査に関する意見を適切に聞き取ること。 旧 文書p.9 / PDF p.11	関係児童生徒・保護者に対しても事前の説明が必要である。 新 文書p.30 / PDF p.33 特に、調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことになるので、関係児童生徒・保護者に対し聴き取り調査等の実施前にそのことを説明することが必要である。 新 文書p.30 / PDF p.33	説明の対象が、「加害児童生徒及びその保護者」から「関係児童生徒・保護者」に広がった。報告書が保護者に提示・提供・説明されることを、聴き取り前に説明することが必要とされた。

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
G11	外部への説明前の事前連絡 変更	記者会見、保護者会など外部に説明する際は、その都度、説明内容を事前に遺族に伝えること（配布資料等、文書として外部に出す際には、事前に文案の了解を取るよう努めること。)。 旧 文書p.9 / PDF p.11	重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある際は、その都度、説明内容を事前に対象児童生徒・保護者及び関係児童生徒・保護者に伝える必要がある 新 文書p.29 / PDF p.32	旧版は、事前連絡の相手を「遺族」としていた。新版は、「対象児童生徒・保護者及び関係児童生徒・保護者」に広げた。
G12	自殺の事実を外部に伝える際の遺族の了解 変更	遺族から了解をとるよう努めること。 旧 文書p.9 / PDF p.11	遺族から了解をとること。 新 文書p.29 / PDF p.32	旧版は「了解をとるよう努めること」。新版は「了解をとること」。文末の努力義務的な表現がなくなっている。
G13	対象児童生徒から直接事情を聴けない場合(新設) 新設	*(該当する記述なし)*	対象児童生徒・保護者と連絡や連携が取れない場合には、適当な者（例えば、調査主体側では対象児童生徒・保護者と信頼関係の構築ができている教師あるいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、対象児童生徒側では親族又は弁護士等を想定）を代理として立てるなどの対応が考えられる。 新 文書p.29 / PDF p.32	新版は、代理人を立てる方法を例示した。

H 調査の進め方・報告書

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
H1	調査の流れ 変更	①文書情報の整理 旧 文書p.11 / PDF p.13 ③聴き取り調査（背景調査の指針P18を参考とする。） 旧 文書p.12 / PDF p.14 ⑥報告書のとりまとめ（背景調査の指針P20を参考とする。） 旧 文書p.12 / PDF p.14	学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認 新 文書p.31 / PDF p.34 対象児童生徒・保護者からの聴き取り 新 文書p.32 / PDF p.35 報告書の作成、取りまとめ 新 文書p.32 / PDF p.35	旧版は「文書情報の整理→アンケート→聴き取り→情報の整理→再発防止策の検討→報告書」(背景調査の指針に依拠)。新版は、学校の基本情報・対応記録の確認の後、対象児童生徒・保護者からの聴き取りを行い、その後に教職員・関係児童生徒の聴き取りやアンケートを行う流れを例示している。
H2	アンケートの記名・無記名 変更	アンケートは、状況に応じて、無記名式の様式により行うことも考えられる。 旧 文書p.10 / PDF p.12	本来は、無記名方式ではなく、記名方式とすることが望ましい。 新 文書p.34 / PDF p.37 無記名方式の場合は、その後の聴き取り調査等で事実関係を正確に把握しようとする際、確認ができなくなる場合もあることに留意する。 新 文書p.34 / PDF p.37	【重要】旧版は「無記名式も考えられる」。新版は、「本来は、無記名方式ではなく、記名方式とすることが望ましい」と逆の方向になった(理由は、うわさや憶測、悪意のある記述等の危険性、後の確認ができなくなること)。
H3	アンケート・聴き取りの事前説明 加筆	アンケートについては、学校の設置者又は学校によるいじめの重大事態の調査のために行うものであること（調査の目的)、及び結果を被害児童生徒・保護者に提供する場合があることを、予め、調査対象者である他の児童生徒及びその保護者に説明した上で実施すること。 旧 文書p.10 / PDF p.12	聴き取り（又はアンケート）調査は、重大事態調査の一環として行うこと 新 文書p.33 / PDF p.36 法に基づいて調査結果は対象児童生徒・保護者に提供するとともに、関係児童生徒・保護者等にも説明等を行うこと 新 文書p.33 / PDF p.36	新版は、説明すべき事項を5項目に具体化した(上記はそのうちの2項目)。

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
H4	聴き取り調査の方法・留意事項(新設) 新設	*(該当する記述なし)*	聴き取り調査を行う際、全体として1時間以内で終わるようにし、長時間にわたる場合には途中で打ち切り複数回に分けて行う。 新 文書p.33 / PDF p.36 学校の教職員等への聴き取りを行う場合には、学校の設置者や学校関係者が同席することは避ける必要があり 新 文書p.33 / PDF p.36 聴き取り調査の方法としては、自由に自らの言葉で話をしてもらうことが重要であり、聴き取りを行う者の主観で解釈したり評価したりしない。 新 文書p.33 / PDF p.36	新版は、聴き取りの方法(時間、同席者、質問の仕方など)を具体的に示した。旧版にこの記載はない。
H5	録音・警察が捜査中の事案(新設) 新設	*(該当する記述なし)*	聴き取り調査においては、正確な記録を残すため録音機器等を活用することが考えられるが、録音機器の使用について同意を得るとともに調査以外では聴き取り内容を活用しないことなどを説明する。 新 文書p.33 / PDF p.36 警察が捜査・調査中の事案について児童生徒から聴き取りを行う場合には、事前に警察と調整を図ることが望ましい。 新 文書p.33 / PDF p.36	旧版には「録音」の語がない(全文検索)。新版は、録音の活用(同意と目的外利用をしない旨の説明)と、警察が捜査中の事案での事前調整を示した。

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
H6	経過報告 加筆	学校の設置者及び学校は、調査中であることを理由に、被害児童生徒・保護者に対して説明を拒むようなことがあってはならず、調査の進捗等の経過報告を行う。 旧 文書p.11 / PDF p.13	重大事態調査は、時として１年以上の調査期間を要する場合もある。この間、対象児童生徒・保護者は調査の進捗状況に高い関心をもっており、こうした要望に応えることは調査主体の重要な役割であり、適切に経過報告を行うことが求められる。 新 文書p.34 / PDF p.37 第三者委員会で調査を行っている場合は、経過報告を第三者委員会の調査委員が説明すると、調査に係る意見や要望を調査委員に伝える機会となり、公平性・中立性が確保できない可能性があるだけでなく、適切な検証に影響を与える可能性が出てくる。よって、基本的には、調査主体の者が説明を行うことが考えられる。 新 文書p.35 / PDF p.38	経過報告を行うという点は同じ。旧版の「調査中であることを理由に説明を拒んではならない」という文言は、新版本文に見当たらない(「拒む」は新版本文0件)。新版は、経過報告は調査主体が行い、第三者委員会の委員が説明することは避けることを示した。
H7	報告書の記載について記載のある児童生徒・保護者への確認(新設) 新設	*(該当する記述なし)*	聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童生徒・保護者に対して確認をとることも考えられる。 新 文書p.34 / PDF p.37	新版は、報告書をまとめる前に、記載のある児童生徒・保護者に確認をとる方法を例示した(「考えられる」であり、必須ではない)。

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
H8	分析・検証の観点 加筆	調査においては、法第13条の学校いじめ防止基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、学校いじめ対策組織の役割は果たされていたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたかなどについて、分析を行うこと。 旧 文書p.11 / PDF p.13	法、国・地方の基本方針、本ガイドライン及び学校いじめ防止基本方針等に沿った対応が行われていたか、学校いじめ対策組織をはじめ学校内の体制が機能していたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処マニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたかなどを検証する。 新 文書p.38 / PDF p.41	検証の観点は引き継がれた。新版は、検証の物差しに、法・国と地方の基本方針・本ガイドラインを明記し、「分析」から「検証」に表現を改めた。
H9	自殺の場合の背景調査の指針 変更	「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省。以下「背景調査の指針」という。）に沿って行うこと。 旧 文書p.11 / PDF p.13	なお、対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態については、本ガイドラインに加えて、背景調査の指針に基づいて行うことが必要である。 新 文書p.32 / PDF p.35	旧版は「いじめが背景にあると疑われる自殺・自殺未遂である場合」に指針に沿って行うとしていた(見出し)。新版は、「対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態」について、ガイドラインに加えて指針に基づくことが必要とした。対象の書き方が異なる(自殺未遂の扱いは、新版の当該箇所では明示されていない)。

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
H10	調査報告書の標準項目・書き方(新設) 新設	*(該当する記述なし)*	重大事態調査の調査報告書に盛り込む標準的な項目や記載内容の例については以下のとおり。 新 文書p.35 / PDF p.38 いじめがあったか否かを認定する際のいじめの定義は法第２条第１項の規定に基づいて行うこととし 新 文書p.37 / PDF p.40 事実関係が確定していないものについては断定的な表現を避けることが必要である。 新 文書p.37 / PDF p.40 事実関係の把握と把握された事実関係を基にした評価分析は別の事柄であり 新 文書p.37 / PDF p.40 「いじめが主たる原因ではないことをもって、因果関係は認められない」とするのではなく、重大な被害等といじめとの関係性について何らかの影響があった旨を詳細に記載することが考えられる。 新 文書p.37 / PDF p.40	新版は、報告書の標準項目(1〜9)と、事実関係の整理の仕方(定義、断定の回避、事実と評価の区別、因果関係の書き方)を新たに示した。旧版には「報告書のとりまとめ」の項目名のみで、記載事項はない。

I 調査結果の説明・公表・個人情報

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
I1	所見書(所見を記した文書)の提出 加筆	調査結果を地方公共団体の長等に報告する際、被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる。 旧 文書p.12 / PDF p.14	調査主体から、対象児童生徒・保護者に対して、重大事態調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを説明する。その際、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出してほしいか目安等を示すことが望ましい。 新 文書p.40 / PDF p.43	趣旨は同じ。新版は、「所見書」の語を用い、意向の確認と提出時期の目安を示すことが望ましいとした。
I2	調査結果の説明義務の表現 同旨	被害児童生徒・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うことは、学校の設置者又は学校の法律上の義務である。 旧 文書p.12 / PDF p.14	対象児童生徒・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うことが、学校の設置者又は学校に求められている。 新 文書p.39 / PDF p.42	趣旨は同じ(法第28条第2項)。旧版の「法律上の義務」は、新版では「求められている」の表現になっている。
I3	個人情報保護を盾にしない 加筆	いたずらに個人情報保護を盾に情報提供及び説明を怠るようなことがあってはならない。 旧 文書p.12 / PDF p.14	ただし、調査報告書に記載されたいじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要であり、その際、いじめを行った児童生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明することが考えられるが、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。 新 文書p.39 / PDF p.42	「個人情報保護を盾に怠ってはならない」は同じ。新版は、いじめを行った児童生徒・保護者等から「同意を得られた範囲で説明することが考えられる」という記載を加えた。

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
I4	追加調査(新設) 新設	*(該当する記述なし)*	調査報告書に対して、対象児童生徒・保護者と事前に確認した調査事項について調査漏れがある場合や調査中に新たな調査すべき事項が出てきた場合などは、対象児童生徒・保護者の意向を確認した上で、調査主体又は調査組織の判断で、追加で調査を行うことが望ましい。 新 文書p.40 / PDF p.43	新版は、調査漏れ等があった場合に、保護者の意向を確認した上で追加調査を行うことが望ましいとした。
I5	いじめを行った児童生徒・保護者への説明 加筆	学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行うこと。 旧 文書p.13 / PDF p.15	その際、対象児童生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行うことが必要である。 新 文書p.40 / PDF p.43	新版は、対象児童生徒・保護者から自身に関する記載部分について要望があれば、該当箇所を伏せるなどの処理をした上で提示・提供・説明を行うことが必要とした。
I6	公表の確認(誰と確認するか) 変更	調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること。 旧 文書p.13 / PDF p.15	公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認をとることが必要である。 新 文書p.43 / PDF p.46	旧版は「被害児童生徒・保護者と確認」。新版は、「調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者」に公表版を事前に提示して確認をとることが必要とした(確認の相手が広がった)。

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
I7	公表の原則と方法 加筆	特段の支障がなければ公表することが望ましい。 旧 文書p.13 / PDF p.15	個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ公表することが望ましい。 新 文書p.40 / PDF p.43 調査報告書の公表版を作成したり、公表を行わないこととした部分をマスキングしたりするなど加工した調査報告書をホームページ等に公開期限を設けて公表することなどが考えられる。 新 文書p.43 / PDF p.46 学校の設置者において、調査報告書の公表の在り方や公表方法について事前に方針等を定めておくことが望ましい。 新 文書p.43 / PDF p.46	「特段の支障がなければ公表することが望ましい」は同じ。新版は、公表の方法(公表版の作成、マスキング、公開期限)と、設置者が事前に方針を定めておくことを加えた。
I8	他の児童生徒・保護者への事前報告 変更	報道機関等の外部に公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告すること。 旧 文書p.13 / PDF p.15	報道機関等の外部に公表する場合、対象児童生徒、いじめを行った児童生徒及びそれらの保護者に加え、他の関係児童生徒・保護者等に対しても、可能な限り、事前に調査結果を報告することが望まれる。 新 文書p.41 / PDF p.44	旧版は「報告すること」。新版は「報告することが望まれる」となり、文末表現が弱まっている。
I9	個人情報の取扱いの根拠 変更	調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては、各地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断すること。 旧 文書p.14 / PDF p.16	令和５年４月より、改正個人情報保護法が施行され、これまで別々の法令に基づいて各学校の設置者が取り扱っていた個人情報の取扱いは、個人情報保護法に一元化された。 新 文書p.42 / PDF p.45	旧版は、各地方公共団体の条例を根拠としていた。新版は、令和5年4月の改正個人情報保護法の施行により、個人情報の取扱いが個人情報保護法に一元化されたことを前提とした(第10章)。

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
I10	隠蔽と受け取られないこと 同旨	学校が事実関係を隠蔽しているなどと、外部からの不信を招く可能性がある。 旧 文書p.14 / PDF p.16	調査報告書における学校等の対応についての指摘や課題に係る記述まで公表しないこととすると隠蔽ではないかと外部からの不信を招く可能性があり、いたずらに個人情報保護やプライバシーを盾にすることはあってはならない。 新 文書p.43 / PDF p.46	学校等の対応についての指摘や批判の記述まで不開示にすると、隠蔽と受け取られる、という趣旨は同じ。
I11	関係児童生徒・保護者等からの事前の同意(新設) 新設	*(該当する記述なし)*	調査の対象となる関係児童生徒・保護者や学校関係者に対しては、調査を始める前の事前説明において、調査結果の調査報告書への記載や対象児童生徒・保護者への説明について同意を得ておくことが望ましい。 新 文書p.42 / PDF p.45	新版は、地方公共団体等の場合に、調査前の事前説明で、報告書への記載・保護者への説明について同意を得ておくことが望ましいとした。

J 調査結果を踏まえた対応

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
J1	調査後の支援・指導 加筆	被害児童生徒に対して、事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い 旧 文書p.14 / PDF p.16	重大事態の対応は、調査を行って終了ではない。 新 文書p.44 / PDF p.47	新版は、調査の終了後も、心のケア・学びの継続の支援、進級・進学時の引継ぎなどを続けるとした(第11章第1節)。

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
J2	いじめを行った児童生徒への指導・支援 加筆	調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。 旧 文書p.14 / PDF p.16	いじめを行った児童生徒に対しては、必要に応じて、法に基づくいじめの定義等を説明し、当該児童生徒が抱える課題や家庭環境、事案の内容を踏まえつつ成長支援の観点から指導及び支援を行う。 新 文書p.44 / PDF p.47 学校においては、いじめを行った児童生徒に対して個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、対象児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。 新 文書p.45 / PDF p.48	旧版の指導の記載は引き継がれた。新版は、成長支援の観点からの指導・支援、SC・SSW・外部専門機関等の活用を加えた。
J3	再発防止策の実施・進捗管理 加筆	学校の設置者は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の学校の設置者及び学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行うこと。 旧 文書p.14 / PDF p.16	調査報告書で提言された再発防止策については、学校の設置者の責任の下、第三者の視点も入れながら、取組の進捗管理や検証を行うことが求められる。 新 文書p.45 / PDF p.48	旧版は「再発防止策の検討」まで。新版は、提言された再発防止策の実施と、設置者の責任の下での進捗管理・検証(第三者の視点も入れる)を求めた(第11章第2節・新設)。

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
J4	教職員の懲戒処分等 変更	学校の設置者及び学校におけるいじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の要否を検討すること。 旧 文書p.14 / PDF p.16	法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘される場合や教職員のいじめへの加担等が疑われる場合には、改めて学校の設置者として、教職員への聴き取り等を行い、事実確認をした上で、懲戒処分事由に該当する行為等が認められれば教職員への懲戒処分等を行う必要がある。 新 文書p.45 / PDF p.48 教育委員会においては、懲戒処分基準において予め処分に該当する事由を明示しておくことが望ましい。 新 文書p.45 / PDF p.48	旧版は「重大な過失等が指摘されている場合」に「懲戒処分等の要否を検討すること」。新版は、これに「教職員のいじめへの加担等が疑われる場合」を加え、事由に該当する行為が認められれば「懲戒処分等を行う必要がある」とした。

K 再調査

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
K1	再調査を検討する場合①②(新しい事実・調査事項の不足) 変更	調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合 旧 文書p.15 / PDF p.17 事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合 旧 文書p.15 / PDF p.17	調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長等が判断した場合 新 文書p.46 / PDF p.49 事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体の長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合 新 文書p.47 / PDF p.50	旧版の①②は、新版の①②に引き継がれたが、書き方が変わった。新版は、判断の主体(地方公共団体の長等)を明記し、①は「調査結果に影響を及ぼし得る」新しい重要な事実に限定された。

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
K2	再調査を検討する場合③(学校の設置者及び学校の対応の調査不足) 削除	学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合 旧 文書p.15 / PDF p.17	重大事態の調査において、どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員等の範囲）に調査するのかについて、対象児童生徒・保護者に対して説明する。 新 文書p.28 / PDF p.31	【重要】旧版第10の再調査の検討事由③は、新版の再調査の検討事由(①〜③)には見当たらない(全文検索で確認)。新版の3項目は、新しい重要な事実、調査事項の不足、調査組織の構成(K3)であり、「学校の設置者及び学校の対応についての調査不足」を独立の事由として挙げていない。ただし、新版でも、事前説明の調査事項に「学校の設置者及び学校の対応等」が含まれる(新版の右の引用=第7章第2節)。保護者と事前に確認した調査事項に学校・設置者の対応が含まれていれば、その調査不足は②(事前に確認した調査事項について十分な調査が尽くされていない場合)の問題として扱われ得る。
K3	再調査を検討する場合④(調査委員の人選の公平性・中立性) 変更	調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合 旧 文書p.15 / PDF p.17	調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合 新 文書p.46 / PDF p.49	【重要】旧版④は「人選の公平性・中立性について疑義がある場合」。新版③は、長等が「明らかに」公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前説明をしていないなどにより保護者が調査組織の構成に納得していない場合、と要件が絞られた(「疑義がある場合」では足りない書き方)。

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
K4	再調査の趣旨・体制(新設) 新設	*(該当する記述なし)*	地方公共団体の長等による再調査は、学校の設置者等から調査結果の報告を受けた際に、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると地方公共団体の長等が認めるときに、重大事態調査の結果について調査を行うことができるものである。 新 文書p.46 / PDF p.49 予め再調査を担当する部署を決めておくなど体制構築を図っておく必要がある。 新 文書p.46 / PDF p.49	新版は、再調査の趣旨と、再調査を担当する部署を予め決めておくことを加えた。
K5	再調査の進め方 加筆	地方公共団体の長等は、再調査を行うこととした場合、上記第１から第８までの事項に沿って、調査を進めること。 旧 文書p.15 / PDF p.17	再調査を行う調査組織において、最初に、再調査を行うに至った調査報告書の不十分な点について洗い出し、再調査において改めて調査を行う項目、観点を整理する。 新 文書p.47 / PDF p.50 対象児童生徒・保護者が所見書を提出している場合には、その内容も踏まえる必要がある。 新 文書p.47 / PDF p.50 児童生徒から何度も聴き取り等を行うことは、心理的負担を伴うものであるから、新たに聴き取りやアンケート調査を行う場合には必要最小限の確認になるように配慮することが必要である。 新 文書p.47 / PDF p.50	新版は、再調査の最初に調査報告書の不十分な点を洗い出すこと、所見書の内容を踏まえること、聴き取りは必要最小限にすることを加えた。

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
K6	議会への報告 同旨	公立学校について再調査を実施した場合、地方公共団体の長は、その結果を議会に報告しなければならない（法第30条第3項)。 旧 文書p.15 / PDF p.17	公立学校について再調査を実施した場合、法第30条第３項に基づき、地方公共団体の長は、その結果を議会に報告しなければならない。 新 文書p.47 / PDF p.50	同旨。
K7	再調査についての文部科学省への報告(新設) 新設	*(該当する記述なし)*	各学校の設置者は、文部科学省に対して再調査の開始報告を行う。 新 文書p.47 / PDF p.50 各学校の設置者は、文部科学省に対して再調査報告書の提供を行う。 新 文書p.47 / PDF p.50	新版は、再調査の開始報告と再調査報告書の提供を、設置者が文部科学省に行うことを明記した。

L 別紙・別添

No.	論点・区分	旧版(平成29年3月)	新版(令和6年8月改訂)	変更点・留意(作成者の読み)
L1	重大事態として扱われた事例(別紙→別添資料1) 加筆	◎下記は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。 旧 表紙・目次 / PDF p.18	◎ 下記は例示であり、ここに掲載されていないものやこれらを下回る程度の被害であるもの、診断書や警察への被害届の提出がない場合であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。 新 文書p.48 / PDF p.51	事例そのものは、旧別紙と新別添資料1で同じ項目が並ぶ。新版は、「診断書や警察への被害届の提出がない場合であっても」重大事態と捉える場合があることを加えた。
L2	申立様式(別添資料2・新設) 新設	*(該当する記述なし)*	いじめ重大事態に係る申立様式 新 文書p.49 / PDF p.52	新版は、重大事態の申立様式を別添資料2として示した。本文では、様式がないことを理由に口頭の相談に対応しないことを禁じている(D9)。

6 旧版にあって新版に見当たらない記述(全文検索の結果)

区分「削除」とした記述について、検索語と出現数を示す。旧版は全文、新版は「≪参考≫法・基本方針の関連する規定」より前の本文(第1章〜別添資料2)を数えた。PDFビューアの検索で、同じ数になるかを確かめられる(全角・半角の違いに注意)。なお、「見当たらない」は、**その文言が新版本文にない**という意味であり、同じ趣旨が別の言葉で書かれていないことまでは意味しない。

No.	論点	検索語	旧版の件数	新版本文の件数
B5	「膿を出し切り」の表現 削除	「膿」	1	0
B7	学校外の悩みがあると考えられる場合の責任 変更	「救うことができた」	1	0
B7	学校外の悩みがあると考えられる場合の責任 変更	「いじめが背景にあるか否かにかかわらず」	1	0
B7	学校外の悩みがあると考えられる場合の責任 変更	「責任を有している」	1	0
B9	学校の設置者・学校から調査の実施を提案すること 削除	「自発的」	1	0
B9	学校の設置者・学校から調査の実施を提案すること 削除	「詳細な調査の実施を提案」	1	0
B10	自殺事案の遺族への接し方 削除	「御遺族」	1	0
B12	警察との連携(新設) 新設	「警察」	0	27
D6	23条2項調査との関係・新たな調査をしない場合 変更	「納得している」	1	0
D6	23条2項調査との関係・新たな調査をしない場合 変更	「学校の設置者及び学校の対応の検証」	1	0
D6	23条2項調査との関係・新たな調査をしない場合 変更	「新たに第三者調査委員会」	1	0
E6	記録の廃棄を保護者に説明すること 削除	「無断で」	1	0
E6	記録の廃棄を保護者に説明すること 削除	「廃棄」	1	2
E7	23条2項の調査記録・手書きメモ 変更	「手書き」	1	0
G7	調査結果の提供に関する説明(根拠法令の変更) 変更	「個人情報保護条例」	3	0

G8	いじめを行った児童生徒側への調査結果の説明の事前確認 変更	「被害児童生徒・保護者の同意」	1	0
H2	アンケートの記名・無記名 変更	「記名方式」	0	3
H5	録音・警察が捜査中の事案(新設) 新設	「録音」	0	4
H6	経過報告 加筆	「拒む」	1	0
I9	個人情報の取扱いの根拠 変更	「個人情報保護条例」	3	0
K2	再調査を検討する場合③(学校の設置者及び学校の対応の調査不足) 削除	「学校の設置者及び学校の対応について十分な調査」	1	0
K3	再調査を検討する場合④(調査委員の人選の公平性・中立性) 変更	「人選の公平性」	1	0

検索語の出現が0でない行(区分が「新設」「変更」のもの)は、「旧版にあって新版にない」の確認ではなく、「旧版にない語が新版に現れる」あるいは「語はあるが文脈が違う」ことの確認として載せている。

付録A 旧版 全文(平成29年3月)

公式PDFから pdftotext(-layout)で抽出した文字を、頁ごとに載せたもの。改行位置は、PDFの行末に従う。誤字・脱字の補正はしていない。出典: https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/__icsFiles/afieldfile/2018/01/04/1400142_003.pdf / SHA-256: 362f15256748333c0bff380109bc23b255a2a1fe99015a6e976b90748870ac63

PDF p.1(表紙・目次)

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

平成２９年３月
文部科学省

PDF p.2(表紙・目次)

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

目次

はじめに
第１　学校の設置者及び学校の基本的姿勢
第２　重大事態を把握する端緒
第３　重大事態の発生報告
第４　調査組織の設置
第５　被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等
第６　調査の実施
第７　調査結果の説明・公表
第８　個人情報の保護
第９　調査結果を踏まえた対応
第10　地方公共団体の長等による再調査

PDF p.3(文書p.1)

はじめに

○ 平成25年9月28日、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行され、法第28条第1項においていじめの「重大事態」に係る調査について規定された。これにより、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとされた。同規定の施行を受け、文部科学大臣が法第11条第1項に基づき「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「基本方針」という。）を定め、「重大事態への対処」に関し、学校の設置者又は学校による調査の方法や留意事項等を示した。更に、基本方針の策定を受け、いじめが背景にあると疑われる自殺が起きた場合の重大事態の調査について、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」が改訂されるとともに（平成26年7月）、法第28条第1項第2号の不登校重大事態の場合の調査についても、「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月）が策定された。

○ しかしながら、基本方針やこれらの調査の指針が策定された後も、学校の設置者又は学校において、いじめの重大事態が発生しているにもかかわらず、法、基本方針及び調査の指針に基づく対応を行わないなどの不適切な対応があり、児童生徒に深刻な被害を与えたり、保護者等に対して大きな不信を与えたりした事案が発生している。

○ 法附則第2条第1項は、「いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」としている。同項の規定を踏まえ、文部科学省が設置した「いじめ防止対策協議会」において法の施行状況について検証を行った結果、平成28年11月2日、同協議会より「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」（以下「議論のとりまとめ」という。）が提言された。議論のとりまとめの「重大事態への対応」に係る項目において、「重大事態の被害者及びその保護者の意向が全く反映されないまま調査が進められたり、調査結果が適切に被害者及びその保護者に提供されないケースがある。」などといった現状・課題が指摘され、併せて、このような現状・課題に対して、「重大事態の調査の進め方についてガイドラインを作成する。」という対応の方向性が提言されたところである。

○ 以上を踏まえ、文部科学省として、法第28条第1項のいじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を以下のとおり策定する。

PDF p.4(文書p.2)

第１　学校の設置者及び学校の基本的姿勢

（基本的姿勢）

○ 学校の設置者及び学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者（以下「被害児童生徒・保護者」という。）のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たること。

○ 学校の設置者及び学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童生徒・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行うこと。

○ 重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識すること。学校の設置者及び学校として、調査により膿を出し切り、いじめの防止等の体制を見直す姿勢をもつことが、今後の再発防止に向けた第一歩となる。

○ 学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないと

いうことを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断をしないこと。状況を把握できていない中で断片的な情報を発信すると、それが一人歩きしてしまうことに注意すること。また、被害者である児童生徒やその家庭に問題があったと発言するなど、被害児童生徒・保護者の心情を害することは厳に慎むこと。

- 特に、自殺事案の場合、学校外のことで児童生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、自殺に至るまでに学校が気付き、救うことができた可能性がある。したがって、いじめが背景にあるか否かにかかわらず、学校の設置者及び学校として、適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる責任を有しているということを認識すること。
- 被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。重大事態の調査は、被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めること。決して、安易に、重大事態として取り扱わないことを選択するようなことがあってはならない。
- 以上のことを踏まえた上で、学校の設置者又は学校は、被害児童生徒・保護者に対して自発的・主体的に、詳細な調査の実施を提案すること。

PDF p.5(文書p.3)

（自殺事案における遺族に対する接し方）

- 自殺事案の場合、子供を亡くしたという心情から、学校の設置者又は学校が遺族に対する調査の説明を進める際に、時間を要する場合があるが、そのような状況は当然起こり得ることであり、御遺族の心情を理解して丁寧に対応すること。学校の設置者及び学校は、必要な時間をとりながら丁寧に説明を尽くし、根気よく信頼関係の構築に努め、被害児童生徒・保護者に寄り添いながら調査を進めること。

第２　重大事態を把握する端緒

（重大事態の定義）

- 法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在

籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号。以下「生命心身財産重大事態」という。）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号。以下「不登校重大事態」という。）とされている。改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識すること。

（重大事態として早期対応しなかったことにより生じる影響）

○ 重大事態については、いじめが早期に解決しなかったことにより、被害が深刻化し

た結果であるケースが多い。したがって、「疑い」が生じてもなお、学校が速やかに対応しなければ、いじめの行為がより一層エスカレートし、被害が更に深刻化する可能性がある。最悪の場合、取り返しのつかない事態に発展することも想定されるため、学校の設置者及び学校は、重大事態への対応の重要性を改めて認識すること。

（重大事態の範囲）　　※重大事態として扱われた事例【別紙】

○ 重大事態の定義（事例）

○ 誤った重大事態の判断を行った事例等

①明らかにいじめにより心身に重大な被害（骨折、脳震盪という被害）が生じており、生命心身財産重大事態に該当するにもかかわらず、欠席日数が30日に満たないため不登校重大事態ではないと判断し、重大事態の調査を開始しなかった。結果、事態が深刻化し、被害者が長期にわたり不登校となってしまった。この場合、学校の設置者及び学校は、生命心身財産重大事態として速やかに対応しなければならなかった。

PDF p.6(文書p.4)

②不登校重大事態の定義は、欠席日数が年間30日であることを目安としている。しかしながら、基本方針においては「ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にもかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。」としている。それにもかかわらず、欠席日数が厳密に30日に至らないとして重大事態として取り扱わず、対応を開始しない例があった。このような学校の消極的な対応の結果、早期に対処すれば当該児童生徒の回復が見込めたものが、被害が深刻化して児童生徒の学校への復帰が困難

となってしまった。

③不登校重大事態は、いじめにより「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と規定されている。高等学校や私立の小中学校等におけるいじめの事案で被害児童生徒が学校を退学した場合又はいじめの事案で被害児童生徒が転校した場合は、退学・転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応を行う必要がある。この点、児童生徒が欠席していないことから、不登校重大事態の定義には該当しないため詳細な調査を行わないなどといった対応がとられることのないよう、教育委員会をはじめとする学校の設置者及び都道府県私立学校担当部局は指導を行うこと。

（重大事態の発生に係る被害児童生徒・保護者からの申立てにより疑いが生じること）

○ 被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

（不幸にして自殺が起きてしまったときの初動対応）

○ 学校の設置者及び学校は、「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成22年3月 文部科学省）及び「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成21年3月 文部科学省）第5章や、各地方公共団体において作成しているマニュアル等を参照し、組織体制を整備して対応すること。

PDF p.7(文書p.5)

第３ 重大事態の発生報告

（発生報告の趣旨）

○ 学校は、重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると

認めるとき。以下同じ。）、速やかに学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する義務が法律上定められている（法第29条から第32条まで）。この対応が行われない場合、法に違反するばかりでなく、地方公共団体等における学校の設置者及び学校に対する指導・助言、支援等の対応に遅れを生じさせることとなる。

- 学校が、学校の設置者や地方公共団体の長等に対して重大事態発生の報告を速やかに行うことにより、学校の設置者等により、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとする職員の派遣等の支援が可能となる。重大事態の発生報告が行われないことは、そうした学校の設置者等による支援が迅速に行われず、事態の更なる悪化につながる可能性があることを、学校の設置者及び学校は認識しなければならない。
- 重大事態の発生報告を受けた学校の設置者は、職員を学校に派遣するなどして、適切な報道対応等が行われるよう、校長と十分協議を行いながら学校を支援すること。

（支援体制の整備のための相談・連携）

- 必要に応じて、公立学校の場合、市町村教育委員会から都道府県教育委員会に対して、重大事態の対処について相談を行い、支援を依頼すること。また、私立学校が支援体制を十分に整備できない場合等においては、都道府県私立学校所管課は、適切な支援を行うこと。その際、都道府県私立学校所管課は、都道府県教育委員会に対して助言又は支援を適切に求め、都道府県教育委員会と連携しながら対応すること。国立大学附属学校が支援体制を十分に整備できない場合等においては、国立大学は、適切な支援を行うこと。その際、国立大学は、文部科学省及び都道府県教育委員会に対して助言又は支援を適切に求め、文部科学省及び都道府県教育委員会と連携しながら対応すること。
- 高等専門学校の設置者及び高等専門学校は、法第35条により、その実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめの防止等のための対策について、必要な措置を講ずることとされている。高等専門学校においていじめの重大事態が発生した場合であって、学校の設置者及び学校が支援体制を十分に整備できないなどの事情があるときは、設置者は、文部科学省及び都道府県教育委員会に対して助言又は支援を適切に求め、文部科学省及び都道府県教育委員会と連携しながら対応すること。

PDF p.8(文書p.6)

第４　調査組織の設置

（調査組織の構成）

○ 調査組織については、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行う

ことができるよう構成すること。このため、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとする。

（調査組織の種類）

○ 重大事態の調査主体は、学校が主体となるか、学校の設置者（教育委員会等）が主

体となるかの判断を学校の設置者として行うこと。また、その際、第三者のみで構成する調査組織とするか、学校や設置者の職員を中心とした組織に第三者を加える体制とするかなど、調査組織の構成についても適切に判断すること。

①学校の設置者が主体

ａ公立学校の場合

・法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関（第三者により構成される組織）において実施する場合

・個々のいじめ事案について調査を行うための附属機関（第三者により構成される組織。いじめに限らず体罰や学校事故等、学校において発生した事案を調査対象とする附属機関も考えられる。）において実施する場合

ｂ私立学校及び国立大学附属学校の場合

・学校の設置者が第三者調査委員会を立ち上げる場合

②学校が主体

ａ既存の学校のいじめの防止等の対策のための組織（法第22条。以下「学校いじめ対策組織」という。）に第三者を加える場合

ｂ学校が第三者調査委員会を立ち上げる場合

（第三者調査委員会を設けた調査を実施しない場合）

○ いじめの重大事態であると判断する前の段階で、学校いじめ対策組織が法第23条第2

項に基づき、いじめの事実関係について調査を実施している場合がある。この場合、同項に基づく調査に係る調査資料の再分析を第三者（弁護士等）に依頼したり、必要に応じて新たな調査を行うことで重大事態の調査とする場合もある。また、学校いじめ対策組織の法第23条第2項に基づく調査により、事実関係の全貌が十分に明らかにさ

れており、関係者（被害児童生徒、加害児童生徒、それぞれの保護者）が納得しているときは、改めて事実関係の確認のための第三者調査委員会を立ち上げた調査を行わない場合がある。ただし、学校の設置者及び学校の対応の検証や、再発防止策の策定については、新たに第三者調査委員会等を立ち上げるかを適切に判断する必要がある。

PDF p.9(文書p.7)

第５　被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等

（説明時の注意点）

○ 「いじめはなかった」などと断定的に説明してはならないこと。

※詳細な調査を実施していない段階で、過去の定期的なアンケート調査を基に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」旨の発言をしてはならない。

○ 事案発生後、詳細な調査を実施するまでもなく、学校の設置者・学校の不適切な対応により被害児童生徒や保護者を深く傷つける結果となったことが明らかである場合は、学校の設置者・学校は、詳細な調査の結果を待たずして、速やかに被害児童生徒・保護者に当該対応の不備について説明し、謝罪等を行うこと。

○ 被害児童生徒・保護者の心情を害する言動は、厳に慎むこと。

※家庭にも問題がある等の発言（当該児童生徒をとりまく状況は、公正・中立な重大事態に係る調査の段階で確認されるものであり、学校が軽々に発言すべきものではない。）

※持ち物、遺品を返還する際の配慮のない対応（一方的に被害児童生徒・保護者の自宅に送付すること、返還せずに処分することはあってはならない。）。

○ 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請は、保護者に丁寧に説明を行った上で手続を進めること。

○ 被害児童生徒・保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築すること。

（説明事項）

○ 調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明す

ること。説明を行う主体は、学校の設置者及び学校が行う場合と、第三者調査委員会等の調査組織が行う場合が考えられるが、状況に応じて適切に主体を判断すること。

①調査の目的・目標

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校の設置者及び学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明すること。

②調査主体（組織の構成、人選）

被害児童生徒・保護者に対して、調査組織の構成について説明すること。調査組織の人選については、職能団体からの推薦を受けて選出したものであることなど、公平性・中立性が担保されていることを説明すること。必要に応じて、職能団体からも、専門性と公平・中立性が担保された人物であることの推薦理由を提出してもらうこと。

PDF p.10(文書p.8)

説明を行う中で、被害児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があり、構成員の中立性・公平性・専門性の確保の観点から、必要と認められる場合は、学校の設置者及び学校は調整を行う。

③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

被害児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるのかについて、目途を示すこと。

調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、予め被害児童生徒・保護者に対して説明すること。

④調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）

予め、重大事態の調査において、どのような事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）に調査するのかについて、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。

その際、被害児童生徒・保護者が調査を求める事項等を詳しく聞き取ること。重大事態の調査において、調査事項等に漏れがあった場合、地方公共団体の長等による再調査を実施しなければならない場合があることに留意する必要がある。

なお、第三者調査委員会が調査事項や調査対象を主体的に決定する場合は、その方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うこと。

⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）

重大事態の調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順を、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。説明した際、被害児童生徒・保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映すること。

⑥調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

- 調査結果（調査の過程において把握した情報を含む。以下同じ。）の提供について、被害児童生徒・保護者に対して、どのような内容を提供するのか、予め説明を行うこと。
- 被害児童生徒・保護者に対し、予め、個別の情報の提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って行うことを説明しておくこと。
- 被害児童生徒・保護者に対して、アンケート調査等の結果、調査票の原本の扱いについて、予め、情報提供の方法を説明すること。アンケートで得られた情報の提供は、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の配慮の上で行う方法を採ること、又

PDF p.11(文書p.9)

は一定の条件の下で調査票の原本を情報提供する方法を採ることを、予め説明すること。
- 調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則に基づき行うことを触れながら、文書の保存期間を説明すること。
- 加害者に対する調査結果の説明の方法について、可能な限り、予め、被害児童生徒・保護者の同意を得ておくこと。

○ 調査を実施するに当たり、上記①～⑥までの事項について、加害児童生徒及びその保護者に対しても説明を行うこと。その際、加害児童生徒及びその保護者からも、調査に関する意見を適切に聞き取ること。

（外部に説明を行う際の対応）
○ 記者会見、保護者会など外部に説明する際は、その都度、説明内容を事前に遺族に

伝えること（配布資料等、文書として外部に出す際には、事前に文案の了解を取るよう努めること。）。事前に説明等が行われない場合、遺族は内容を報道等で先に知ることとなり、それが遺族が学校等に対して不信を抱く原因となることを、学校の設置者及び学校は理解する必要がある。

（自殺事案における他の児童生徒等に対する伝え方）
○ 自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるにあたっては、遺族から了

解をとるよう努めること。遺族が自殺であると伝えることを了解されない場合、学校が“嘘をつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行うこと。（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）
○ いじめの重大事態の調査を行う場合は、他の児童生徒に対して自殺であることを伝える必要が一定程度生じる。この際、学校内で教職員の伝え方が異なると、不要な憶測を生む原因となるため、伝え方については学校内で統一すること。

（被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合）【再掲】
○ 被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校

の設置者及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。重大事態の調査は、被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めること。

PDF p.12(文書p.10)

（被害児童生徒・保護者のケア）
○ 被害児童生徒・保護者が精神的に不安定になっている場合、カウンセリングや医療

機関によるケアを受けるように勧めること。この際、可能な限り、学校の教職員やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等が寄り添いながら、専門機関による支援につなげることが望ましい。また、被害児童生徒に学齢期の兄弟姉妹がいる場合には、必要に応じ、当該兄弟姉妹の意思を尊重しながら、学校生活を送る上でのケアを行うこと。

- 学校の設置者として、学校への積極的な支援を行うこと。特に市町村教育委員会においては、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめの加害児童生徒に対する出席停止措置の活用や、被害児童生徒・保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更、区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

第６ 調査の実施

（１）調査実施に当たっての留意事項【共通】

（調査対象者、保護者等に対する説明等）

- アンケートについては、学校の設置者又は学校によるいじめの重大事態の調査のために行うものであること（調査の目的）、及び結果を被害児童生徒・保護者に提供する場合があることを、予め、調査対象者である他の児童生徒及びその保護者に説明した上で実施すること。
- 時間が経過するにつれて、児童生徒はうわさや報道等に影響され、記憶が曖昧になり、事実関係の整理そのものに大きな困難が生じるおそれがあることから、可能な限り速やかに実施するよう努めること。第三者調査委員会の立ち上げ等に時間を要する場合があるが、当該調査主体の十分な調査が可能となるよう、学校の設置者及び学校は、状況に応じて早い段階での聴き取りや、関係資料の散逸防止に努めること。
- アンケートは、状況に応じて、無記名式の様式により行うことも考えられる。

（児童生徒等に対する調査）

- 被害児童生徒、その保護者、他の在籍する児童生徒、教職員等に対して、アンケート調査や聴き取り調査等により、いじめの事実関係を把握すること。この際、被害児童生徒やいじめに係る情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とし、調査を実施することが必要である。
- 調査においては、加害児童生徒からも、調査対象となっているいじめの事実関係について意見を聴取し、公平性・中立性を確保すること。

（記録の保存）
○ 調査により把握した情報の記録は、各地方公共団体等の文書管理規則等に基づき適

切に保存すること。この記録については、重大事態の調査を行う主体（第三者調査委員会等）が実施した調査の記録のほか、 いじめの重大事態として取り扱う以前に法第23条第2項の調査において学校の設置者及び学校が取得、作成した記録（※）を含む。なお、原則として各地方公共団体の文書管理規則等に基づき、これらの記録を適切に保存するものとするが、個別の重大事態の調査に係る記録については、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存することが望ましい。
※学校が定期的に実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内

容の記録、児童生徒に対する聴き取り調査を行った際の記録等。教職員による手書きのメモの形式をとるものであっても、各地方公共団体等の文書管理規則の公文書（行政文書）に該当する場合があることにも留意する。
○ これらの記録の廃棄については、被害児童生徒・保護者に説明の上、行うこと（無断で破棄して被害児童生徒・保護者に学校に対する不信を与えたケースがある。）。また、個々の記録の保存について、被害児童生徒・保護者からの意見を踏まえ、保存期限を改めて設定することも考えられる。

（調査実施中の経過報告）
○ 学校の設置者及び学校は、調査中であることを理由に、被害児童生徒・保護者に対

して説明を拒むようなことがあってはならず、調査の進捗等の経過報告を行う。

（分析）
○ 調査においては、法第13条の学校いじめ防止基本方針に基づく対応は適切に行われ

ていたか、学校いじめ対策組織の役割は果たされていたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたかなどについて、分析を行うこと。

（２）いじめが背景にあると疑われる自殺・自殺未遂である場合
○ 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省。

以下「背景調査の指針」という。）に沿って行うこと。

（３）自殺又は自殺未遂以外の重大事態の場合
①文書情報の整理
②アンケート調査（背景調査の指針P17を参考とする。）

結果については、被害者又はその保護者に提供する場合があることを、調査に先立ち、調査対象者に対して説明する。

PDF p.14(文書p.12)

③聴き取り調査（背景調査の指針P18を参考とする。）
④情報の整理（背景調査の指針P19を参考とする。）

①～③の調査により得られた情報を時系列にまとめるなどして整理し、情報について分析・評価を行う（外部の第三者の立場から、専門的に分析・評価が行われることが望ましい。）。
⑤再発防止策の検討（背景調査の指針P20を参考とする。）
⑥報告書のとりまとめ（背景調査の指針P20を参考とする。）

（４）不登校重大事態である場合
○ 「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月文部科学省）に沿って行うこと。

第７ 調査結果の説明・公表

（調査結果の報告）
○ 重大事態の調査結果を示された学校の設置者及び学校は、調査結果及びその後の対

応方針について、地方公共団体の長等に対して報告・説明すること（法第29条から第32条まで）。その際、公立学校の場合は、教育委員会会議において議題として取り扱い、総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること。また、私立学校の場合についても、総合教育会議において議題として取り扱うことを検討すること。

（地方公共団体の長等に対する所見の提出）
○ 調査結果を地方公共団体の長等に報告する際、被害児童生徒・保護者は、調査結果

に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる。学校の設置者及び学校は、このことを、予め被害児童生徒・保護者に対して伝えること。

（被害児童生徒・保護者に対する情報提供及び説明）
○ 法第28条第2項は「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を

行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」と規定しており、被害児童生徒・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うことは、学校の設置者又は学校の法律上の義務である。被害児童生徒・保護者に対する情報提供及び説明の際は、このことを認識して行うこと。

- 学校の設置者及び学校は、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って、被害児童生徒・保護者に情報提供及び説明を適切に行うこと。その際、「各地方公共団体の個人情報保護条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して行うこと。学校の設置者及び学校は、いたずらに個人情報保護を盾に情報提供及び説明を

PDF p.15(文書p.13)

怠るようなことがあってはならない。また、法28条第2項に基づく被害児童生徒・保護者に対する調査に係る情報提供を適切に行うために、各地方公共団体の個人情報保護・情報公開担当部局や専門家の意見を踏まえて検討を行うなど、可能な限りの対応を行うこと。

- 事前に説明した方針に沿って、被害児童生徒・保護者に調査結果を説明すること。また、加害者側への情報提供に係る方針について、被害児童生徒・保護者に改めて確認した後、加害者側に対する情報提供を実施すること。

（調査結果の公表、公表の方法等の確認）

- いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校と

して、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に対して、公表の方針について説明を行うこと。

- 調査結果を公表する場合、調査組織の構成員の氏名についても、特段の支障がない限り公表することが望ましい。
- 調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること。

報道機関等の外部に公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告すること。学校の設置者及び学校として、自ら再発防止策（対応の方向性を含む）とともに調査結果を説明しなければ、事実関係が正確に伝わらず、他の児童生徒又は保護者の間において憶測を生み、学校に対する不信を生む可

能性がある。

（加害児童生徒、他の児童生徒等に対する調査結果の情報提供）
○ 学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行うこと。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導していじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。
○ 報道機関等の外部に公表しない場合であっても、学校の設置者及び学校は、再発防止に向けて、重大事態の調査結果について、他の児童生徒又は保護者に対して説明を行うことを検討する。

PDF p.16(文書p.14)

第８　個人情報の保護

（結果公表に際した個人情報保護）
○ 調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては、各地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断すること。
○ 学校の設置者及び学校が、調査報告書における学校の対応や、学校に対する批判に係る記述を個人情報と併せて不開示とした場合、学校が事実関係を隠蔽しているなどと、外部からの不信を招く可能性がある。学校の設置者及び学校として、「各地方公共団体の情報公開条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して開示すること。学校の設置者及び学校は、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

第９　調査結果を踏まえた対応

（被害児童生徒への支援、加害児童生徒に対する指導等）
○ 被害児童生徒に対して、事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、被害児童生徒が不登校となっている場合は学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行うこと。その際、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクー

ルソーシャルワーカー等の専門家を活用すること。
○ 調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行うこと。また、いじめの行為について、加害者に対する懲戒の検討も適切に行うこと。
【再掲】
○ 学校の設置者として、学校への積極的な支援を行うこと。特に市町村教育委員会においては、いじめの加害児童生徒に対する出席停止措置の活用や、被害児童生徒・保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更、区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

（再発防止、教職員の処分等）
○ 学校の設置者は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、

早期発見、対処、情報共有等の学校の設置者及び学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行うこと。
○ 学校の設置者及び学校におけるいじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の要否を検討すること。また、学

PDF p.17(文書p.15)

校法人においても、法人としての責任を果たすべく、これらを含めた適切な対応を検討すること。

第１０ 地方公共団体の長等による再調査

（再調査を行う必要があると考えられる場合）
○ 例えば、以下に掲げる場合は、学校の設置者又は学校による重大事態の調査が不十

分である可能性があるため、地方公共団体の長等は、再調査の実施について検討すること。
①調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新

しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
②事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされ

ていない場合
③学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
④調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合
※だだし、上記①～④の場合に、学校の設置者又は学校による重大事態の調査（当初の調査）の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる。

（地方公共団体の長等に対する所見の提出）【再掲】
○ 調査結果を地方公共団体の長等に報告する際、被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる。学校の設置者及び学校は、このことを、予め被害児童生徒・保護者に対して伝えること。

（再調査の実施）
○ 地方公共団体の長等は、再調査を行うこととした場合、上記第１から第８までの事項に沿って、調査を進めること。
○ 公立学校について再調査を実施した場合、地方公共団体の長は、その結果を議会に報告しなければならない（法第30条第3項）。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、各地方公共団体において適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保することが求められる。

PDF p.18(表紙・目次)

別紙

いじめ（いじめの疑いを含む。）により、以下の状態になったとして、これまで各教育委員会等で重大事態と扱った事例
◎下記は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

①児童生徒が自殺を企図した場合
○軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

②心身に重大な被害を負った場合
　o リストカットなどの自傷行為を行った。
　o 暴行を受け、骨折した。
　o 投げ飛ばされ脳震盪となった。
　o 殴られて歯が折れた。
　o カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。※
　o 心的外傷後ストレス障害と診断された。
　o 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
　o 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。※
　o わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※

③金品等に重大な被害を被った場合
　o 複数の生徒から金銭を強要され、総額１万円を渡した。
　o スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④いじめにより転学等を余儀なくされた場合
　o 欠席が続き（重大事態の目安である３０日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

※の事例については、通常このようないじめの行為があれば、児童生徒が心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉えた。

付録B 新版 全文(令和6年8月改訂)

公式PDFから pdftotext(-layout)で抽出した文字を、頁ごとに載せたもの。改行位置は、PDFの行末に従う。誤字・脱字の補正はしていない。出典: https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-000037829_3.pdf / SHA-256: 13adbe98ee83df28eb4f4f56ead8dc78f0be9cce99c28d0246e7a8644408ca26

PDF p.1(表紙・目次)

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

文部科学省
令和６年８月改訂版

PDF p.2(表紙・目次)

目 次

はじめに ····· - 1 -

第１章 重大事態調査の概要及び調査の目的 ····· - 3 -

第１節 重大事態調査の概要 ····· - 3 -

第２節 重大事態調査を実施する目的 ····· - 5 -

第２章 いじめ重大事態に対する平時からの備え ····· - 6 -

第１節 学校における平時からの備え ····· - 6 -

第２節 学校の設置者における平時からの備え ····· - 7 -

第３章 学校の設置者及び学校の基本的姿勢 ····· - 9 -

第１節 調査を行うに当たっての基本的姿勢 ····· - 9 -

第２節 重大事態調査中における学校の対応 ····· - 10 -

第３節 対象児童生徒・保護者への接し方 ····· - 10 -

第４節 対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合の対応 ···· - 10 -

第４章 重大事態を把握する端緒 ····· - 12 -

第１節 重大事態の定義 ····· - 12 -

第２節 児童生徒・保護者から申立てを受けた場合の対応 ····· - 14 -

第５章 重大事態発生時の対応 ····· - 16 -

第１節 重大事態の発生報告 ····· - 16 -

第２節 重大事態発生時の初動対応 ····· - 17 -

第６章 調査組織の設置 ····· - 20 -

第１節　調査主体の決定 ･･･ - 20 -

第２節　調査組織の構成の検討 ･････････････････････････････････････ - 22 -

第７章　対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明 ･････････ - 25 -

第１節　事前説明等を行うに当たっての準備 ･････････････････････････ - 25 -

第２節　対象児童生徒・保護者に対する事前説明 ･････････････････････ - 26 -

第３節　関係児童生徒・保護者に対する説明等 ･･････････････････････ - 30 -

第８章　重大事態調査の進め方 ･････････････････････････････････････ - 31 -

第１節　調査の進め方についての事前検討 ･･････････････････････････ - 31 -

第２節　調査の実施 ･･･ - 31 -

第３節　調査報告書の作成 ･･････････････････････････････････････ - 35 -

第９章　調査結果の説明・公表 ･･････････････････････････････････････ - 39 -

第１節　対象児童生徒・保護者への調査結果の説明 ･･････････････････ - 39 -

第２節　いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明 ･････････ - 40 -

第３節　地方公共団体の長等への報告及び公表 ･･････････････････････ - 40 -

第10章　重大事態調査の対応における個人情報保護 ･･････････････････ - 42 -

PDF p.3(表紙・目次)

第１節　個人情報保護法に基づく基本的な対応 ･･････････････････････ - 42 -
第２節　調査報告書の提示・提供について ･･････････････････････････ - 42 -
第３節　調査報告書の公表に係る個人情報保護法との関係 ･･････････････ - 43 -
第11章　調査結果を踏まえた対応 ･･････････････････････････････････ - 44 -
第１節　対象児童生徒への支援やいじめを行った児童生徒への指導及び支援 ･･ - 44 -

第２節 調査報告書で提言された再発防止策の実施 ･････････････････････ - 45 -
第３節 調査後に学校の設置者において検討を要する事項 ･････････････ - 45 -
第12章 地方公共団体の長等による再調査 ･････････････････････････････ - 46 -
第１節 再調査の概要 ･･･ - 46 -
第２節 再調査の進め方 ･･ - 47 -
第３節 再調査結果の説明、報告及び再調査結果を踏まえた対応 ････････ - 47 -
【別添資料１】 ･･ - 48 -
【別添資料２】 ･･ - 49 -
≪参考≫法・基本方針の関連する規定 ･･････････････････････････････････ - 51 -

PDF p.4(文書p.1)

はじめに

（本ガイドラインの目的と位置付け）

○ 平成25年９月28日にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が施行され、同年10月11日には、「いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定）」が定められました。

○ 法では、学校の設置者及び学校は、以下の場合には重大事態として、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うよう求められています。

・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第１項第１号（１号重大事態（生命心身財産重大事態））。

・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第１項第２号（２号重大事態（不登校重大事態））。

○ 文部科学省が設置する「いじめ防止対策協議会」（令和５年度からは文部科学省及びこども家庭庁の共同設置）が、平成28年11月に取りまとめた「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」において、重大事態の調査の進め方についてガイドラインを作成するよう提言があり、平成29年３月に文部科学省は、基本方針を改定するとともに、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を作成しました。

○ しかしながら、重大事態の発生件数は増加傾向となり、依然として法や基本方針、ガイドライン等に沿った対応ができていなかったために、児童生徒に深刻な被害を与える事態が発生している状況です。加えて、法の施行から10年が経過し、調査の実施に係る様々な課題も明らか

になっていることから、ガイドラインの改訂を行うこととしました。
- また、不登校重大事態については、「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年３月）」がありましたが、これを廃止し、不登校重大事態に係る要素も本ガイドラインに盛り込み、国のガイドラインを一本化することとしました。
- 重大事態調査の実施に当たっては、様々な制約を伴うこともあり、学校の設置者及び学校は、そのような中で詳細な事実関係を確認し、学校が当該重大事態や対象児童生徒の支援にどのように取り組めばよいか、同様の事態を二度と発生させないためにどのような対策が必要かといったことについて検討していくことが求められます。
- 本ガイドラインは、重大事態調査を行う各学校の設置者及び学校並びに調査に関わる調査委員等が法や基本方針の趣旨を踏まえつつ、円滑かつ適切に調査を行えるよう、文部科学省において、これまでの重大事態調査の実施状況を踏まえつつ、「いじめ防止対策協議会」での議論を受けて、調査の基本的な進め方や留意事項等をまとめたものです。
- 各学校の設置者及び学校は、本ガイドラインの内容を踏まえて調査に当たっていただきたいと思いますが、重大事態調査は、事案の状況や対象児童生徒の状況等を踏まえつつ、柔軟に対応することも必要であり、調査組織の判断の下、状況に応じてより適切な進め方で調査を行うことを妨げるものではありません。
- なお、本ガイドラインでは、記述内容の趣旨が明確に伝わるよう、関係法令や基本方針を踏まえて、行うことが求められる事項は、「～するものとする」、「～が必要である」といった表記をしています。法の趣旨や過去の重大事態調査の実施状況及び有識者の議論を踏まえて、取り組むことが望ましいとされる事項は、「～が望ましい」と表記しています。事案の特性や対

PDF p.5(文書p.2)

象児童生徒の状況等により複数の選択肢が考えられ、文部科学省として考えられる方策を例示する事項については、「～することが考えられる」と表記しています。
- なお、令和５年４月、こどもの権利利益の擁護や意見表明などについて規定されたこども基本法（令和４年法律第77号）が施行され、また、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こどもやその家庭に関する施策を推進するこども家庭庁が設置されたところであり、本ガイドラインは、こども基本法の理念を踏まえるとともに、こども家庭庁との協議を経て作成されています。その他、警察庁、個人情報保護委員会等関係省庁との協議を経て作成しています。

（本ガイドラインの構成・用語の定義等）
- 本ガイドラインでは、第１章から第３章までは、調査の目的や平時からの備え等一般的な事項をまとめています。第４章から第９章までは、実際に重大事態が発生した場合における流れに沿って段階ごとに個別事項をまとめています。

○ 第10章は、個人情報保護に関する事項、第11章及び第12章は、調査終了後の対応と再調査に関する事項をそれぞれまとめています。
○ 各章は、冒頭に、その章のポイントと法・基本方針の関連する規定について記載し、その後、各章のテーマに沿って節ごとにまとめています。
○ また、本ガイドラインに頻出する用語の定義は以下のとおりです。

＜本ガイドラインに頻出の用語の定義＞

○ 法・・・・・・・・・・いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
○ 基本方針・・・・・・・いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）
○ 背景調査の指針・・・・子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）（平成23年６月（平成26年７月改訂））
○ いじめ・・・・・・・・法第２条第１項に規定する「いじめ」
○ 重大事態調査・・・・・法第28条第１項に基づく学校の設置者又は学校が行う調査
○ 調査主体・・・・・・・学校の設置者又は学校
○ 地方公共団体の長等・・重大事態調査の報告を受け、必要に応じて再調査を行う主体（文部科学大臣、地方公共団体の長、都道府県知事等）
○ 再調査・・・・・・・・地方公共団体の長等が、法第29条第２項、第30条第２項、第30条の２、第31条第２項、第32条第２項に基づいて行う調査
○ 第三者委員会・・・・・調査組織の構成員が全て第三者で構成されている調査組織
○ 対象児童生徒・・・・・“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある児童生徒
○ 関係児童生徒・・・・・いじめを行った疑いのある児童生徒その他当該重大事態に何らかの関わりのある児童生徒
○ いじめを行った児童生徒・・関係児童生徒のうち、調査の結果、いじめを行ったことが明らかになった児童生徒
○ 他の関係児童生徒・・・関係児童生徒のうち、いじめを行った児童生徒以外の児童生徒
○ 事案・・・・・・・・・重大事態に関わる出来事、いじめ（疑いを含む）の総称

※ その他、上記にない用語の定義については、法及び基本方針で定められたとおりとする。

第１章 重大事態調査の概要及び調査の目的

≪第１章のポイント≫
- 重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある段階を指す。
- これらの疑いが生じた段階から学校の設置者又は学校は調査の実施に向けた取組を開始する。
- 重大事態調査の目的は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることにある。

≪法・基本方針の関連する規定≫
◎ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第23条、第24条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条
◎ いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）

４ 重大事態への対処
（１）学校の設置者又は学校による調査
ｉ）重大事態の発生と調査
③ 調査の趣旨及び調査主体について
⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

第１節 重大事態調査の概要

- 法第28条第１項において、学校の設置者及び学校は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（第１号）又は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（第２号）は、「当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされている。

- この調査は、「重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため」に行うものとされており、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

- 重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀

なくされている”疑いがある段階を指しており、これらの疑いが生じた段階から学校の設置者又は学校は調査の実施に向けて動き出さなければならない。なお、こうした疑いがあるかどうか確認ができていない場合には、法第23条第２項や法第24条に基づく調査を通じて確認を行うことが必要である。

 重大事態調査の大まかな流れは以下のとおりだが、重大事態の内容や事案の特性により、各調査組織において様々な進め方が考えられる。どのような進め方をとるにしても調査全体の進め方や段取りを理解し、見通しをもって取りかかることが重要である。

PDF p.7(文書p.4)

＜一般的な重大事態調査の流れ＞

※　学校　設置者　　調査主体　　地方公共団体の長等

PDF p.8(文書p.5)

第２節 重大事態調査を実施する目的

 重大事態調査は、対象児童生徒の尊厳を保持するため、いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処（対象児童生徒への心のケアや必要な支援、法に基づいて、いじめを行った児童生徒や関係児童生徒に対する指導及び支援等）及び同種の事態の再発防止策（学校の設置者及び学校が今後取り組むべき対応策）を講ずることを行うことを目的とした調査である。

 また、不登校重大事態が発生し、現在も対象児童生徒が欠席を余儀なくされている場合には、不登校状態の解消も調査の目的に含まれるところ、不登校の原因はいじめの被害も含めて複合的である場合も考えられることから、学校の設置者及び学校は、当該重大事態への対処として、いじめの解消のみならず、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）も踏まえ、学習支援（１人１人のニーズに応じた多様な学びの場の確保や１人１台端末を活用したオンライン指導等）や学校生活における悩みの解消等、対象児童生徒の個々の状況に応じて、学びの継続に向けた支援策の検討を行うことも求められる。

 この調査は、学校関係者や対象児童生徒をはじめとする児童生徒及びその保護者等の協力の下で行うものであり、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、当該いじめ行為が対象児童生徒の重大な被害に与えた具体的な影響等の説明が難しい場合も想定される。しかしながら、対象児童生徒の尊厳を保持し、同様の事態を二度と起こさないため、外部の専門家等の協力も得つつ、可能な限り正確に事実関係を明らかにするとともに、その結果をもとに適切に当該重大事態への対処及び再発防止に真摯に取り組むことが求められる。

 学校の設置者及び学校は、事実にしっかりと向き合い、調査結果を踏まえて、対象児童生徒の心のケアや学びの継続に向けた支援、同様の事態の再発防止に主体的に取り組まなければならない。

 また、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係も含めて調査することが求められる。その際、いじめの行為に係る具体的な対処に留まらず、学校の設置者及び学校として、日頃のいじめ防止等の体制及び取組が適切であったかどうかを確認することも対象児童生徒の尊厳の保持と再発防止策を講ずるために必要である。

 なお、この調査が、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、この調査における調査結果が直接法律上の権利義務関係に影響を与えるものではない。

 重大事態調査を実施する目的については、当該重大事態に関わる学校関係者、教育委員会等の学校の設置者、調査に携わる専門家や第三者及び関係する児童生徒の保護者が共通認識をもって取り組むことが何よりも重要であり、学校の設置者及び学校には、調査の開始前からこれら調査に関わる者の理解を得る取組が求められる。

PDF p.9(文書p.6)

第２章 いじめ重大事態に対する平時からの備え

≪第２章のポイント≫

 重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から学校の全ての教職員は、法、基本方針、本ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解することが必要である。

 学校においては、学校いじめ対策組織が個別のいじめに対する対処において、実効的な役

割を果たせるよう、学校外とも連携体制を構築する。

- 学校の設置者においては、学校と緊密に情報共有を行い、重大事態が発生した場合に迅速に調査を開始することができるよう職能団体等と連携できる体制を構築しておくことが望ましい。

≪法の関連する規定≫

◎ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第７条、第８条、第13条、第14条、第22条、第23条、第24条、第28条

第１節 学校における平時からの備え

- 各学校においては、全ての教職員が、法、基本方針、本ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解し、学校いじめ基本方針の効果的な運用により、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応を徹底するとともに、いじめを重大化させない取組が重要であることは言うまでもない。しかし、前述のとおり、法が定める重大事態は、重大な被害等の「疑い」の段階から重大事態として扱い、調査の実施に向けて動き出すことが求められており、重大事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応することができるよう平時から備えておくことが必要である。

- 年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか認識しておくことが必要であり、実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応することが求められる。

- また、学校いじめ防止基本方針については、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明することも必要である。

- 法第22条に基づいて、全ての学校に設置され、当該学校の複数の教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される学校いじめ対策組織は、学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うための中核となる常設の組織である。また、法第23条第２項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行い、重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うものである。

- したがって、各学校においては、校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組が重要である。

PDF p.10(文書p.7)

- 学校がいじめへの対応で判断に迷う場合や、児童生徒・保護者が法第23条第２項に基づいた調査結果に納得していない場合等は、学校の設置者に相談することが必要である。そのため、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えておくことが必要である。

- 重大事態調査においては、学校における対応の検証を行うなど、学校における児童生徒への支援及び指導の記録等が重要な調査資料となるため、「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておくことが必要である。

- 重大事態調査を行う際は、正確な記録が必要であり、推測や感想のような記録は事実の検証が困難となる。「確認できた事項」と「確認できなかった事項」等の情報が記録として残っていることが望ましく、例えば、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」等が明記されている記録が望ましい。日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理することも重要である。

- そのため、学校では、様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えておくことが考えられる。

- 学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できることが望ましい。

- いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行うことが重要である。

- 各学校においては、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう平時から備えておくことが求められるが、そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組むことが極めて重要である。その際には、基本方針に定めているとおり、いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるものであり、学校評価や教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するものではないことに留意すること。また、学校の設置者や学校は、いじめの

防止等のために必要な措置を講ずる責務を有していることにも留意すること。なお、各学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応の取組については、文部科学省がこれまでに発出した通知等を参考として対応する。
＜参考資料＞
文部科学省におけるいじめ防止対策（法令･方針・生徒指導提要等）｜文部科学省
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm
こども家庭庁におけるいじめ防止対策｜こども家庭庁
https://www.cfa.go.jp/policies/ijime-boushi

第２節 学校の設置者における平時からの備え

- 学校の設置者は、その設置する学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行うことが必要である。その中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向け

PDF p.11(文書p.8)

た準備を始めることや、適切な指導・助言を行うことが必要である。保護者との情報共有が必要な場合には、学校の設置者が直接説明・調整を行うなどの対応も考えられる。
- また、学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られるようにしておくことが望ましい。
- 学校の設置者は、いじめへの対処に当たっては、福祉・医療等に関する相談・支援を要する場合も少なくないことから、各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、平時から各地方公共団体の首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速につなげられるようにしておくことが有効である。
- 重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示しておくことが望ましい。
- また、重大事態が発生した場合、学校の設置者は、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断することとなる。
- 教育委員会は、法第14条第３項に基づいて設置される附属機関を重大事態調査を行うための組織とすることも考えられる。
- 重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、各地方公共団体の首長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や大学、学会等

との連携体制の構築に取り組むことが求められる。

- 具体的には、職能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、報酬等に要する予算を確保するなどの準備を行っておくことが望ましい。
- 職能団体等との連携については、各市区町村単位で対応することが困難であることも考えられることから、特に都道府県教育委員会にあっては、域内の市区町村教育委員会が重大事態調査の実施に当たって適切な人材を確保できない場合を想定して、職能団体等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、域内の市区町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、連携することが望ましい。
- 国公立大学附属学校及び私立学校の設置者は、単独で職能団体等と連携して調査委員候補者の名簿を作成することが難しい場合も想定されることから、学校が所在する地方公共団体や所轄庁に支援を求め、職能団体等を通じた委員候補者の推薦手順や重大事態調査に係る知見を求めることができる関係性の構築を行うことが望ましい。

PDF p.12(文書p.9)

第３章 学校の設置者及び学校の基本的姿勢

≪第３章のポイント≫

- 重大事態調査を行うに当たっては、学校の設置者及び学校は、事実関係を明らかにして、

  自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していく姿勢で取り組むことが必要である。
- 調査の対応と並行して、対象児童生徒への心のケアや必要な支援、関係児童生徒に対する指導及び支援等に取り組むことが求められる。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどであることが明らかであり学校のみでは対応しきれない場合には、警察に相談・通報して対応することが必要である。

≪法・基本方針の関連する規定≫

◎ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第23条、第28条

◎ いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）

４ 重大事態への対処

（１）学校の設置者又は学校による調査

ｉ）重大事態の発生と調査

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

第１節 調査を行うに当たっての基本的姿勢

- 学校の設置者及び学校は、対象児童生徒やその保護者の「いじめの事実関係を明らかにしたい」、「何があったのかを知りたい」という切実な思いを理解し、事実関係を可能な限り明らかにし、調査結果を対象児童生徒・保護者等に対して適切に説明することが必要である。

- 学校の設置者及び学校は、自らも調査対象であるとの認識をもちながら、主体的に調査に取り組まなければならない。そのためには、「なぜ本校でこのような事態が発生したのか」、「このような事態になったのはこれまでの学校いじめ防止基本方針の内容や運用にどのような課題があり、事案発生後においてもどのような対応がいけなかったのか」等の視点をもち、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で取り組むことが求められる。

- 重大事態調査を適切に実施するに当たって、学校の設置者及び学校（これらの調査主体から依頼を受けた調査組織の調査委員を含む。）は、以下の視点をもちながら取り組むことが必要である。
  - 調査には真摯な態度で取り組むこと
  - 公平・中立に調査を行うこと（調査体制の構築を含む）
  - 多くの情報を集め、客観的な分析と検証により、可能な限り詳細に事実関係を明らかにすること
  - 事実関係を基に学校の設置者及び学校の日頃のいじめ防止等の対策及び事案の発生後の対応にどのような課題があったかについて検証し整理すること
  - 具体的かつ実効性のある再発防止策を検討すること

PDF p.13(文書p.10)

第２節 重大事態調査中における学校の対応

- 対象児童生徒が卒業してしまったなどの場合でなければ、対象児童生徒・関係児童生徒の学校生活が続いている。学校の設置者及び学校が、重大事態調査の実施やその対応に意識が向き、対象児童生徒に対する心のケアや必要な支援、関係児童生徒に対する指導及び支援等を疎かにしてはならない。こうした認識を関係する保護者とも共有することが求められる。

- 対象児童生徒が在籍する学校では、対象児童生徒を徹底して守り通すという決意で、対象児童生徒の見守りや心のケア、いじめ行為が明らかな場合には、いじめをやめさせ、いじめを解消するため、関係児童生徒への指導及び支援に継続的に取り組まなければならない。なお、対象児童生徒・関係児童生徒から事情を聞くことなく、一方的な指導を行わないように留意する。

- いじめを犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、法第23条第６項に基づいて所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。令和５年２月７日付け「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」を踏まえ、警察に相談・通報すべきいじめの事例等を参考としつつ、「学校・警察連絡員」が速やかに情報共有を行い、警察と連携して対応しなければならない。

- また、学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、対象児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察（「学校・警察連絡員」等）に相談・通報すること。その際、警察に相談・通報を行った事案については、学校の設置者にも共有すること。

- 重大事態調査の対応と並行してこれらの取組を行う必要があるが、迅速かつ適切な対応をとるためには、当該重大事態に対する校内体制を、重大事態調査の実施やその対応を行うチームと児童生徒への必要な支援及び指導を行うチームの２チームに分けて対応するなど同時並行で対処できる体制構築が求められる。また、同時に複数の重大事態が発生した学校や小規模校等では、対応に当たって困難を伴うことが考えられるため、このような場合には、学校の設置者も積極的に支援に入り、体制を整えることが必要である。

第３節　対象児童生徒・保護者への接し方

- 児童生徒に重大な被害（自殺や不登校等）が発生した際に、学校外のことで児童生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断を行うことは、かえって事態を重大化・長期化させるおそれがあることに留意する。

- 状況を把握できていない中で断片的な情報を発すると、それが一人歩きしてしまうことに注意する。また、対象児童生徒やその家庭に問題があったと発言するなど、対象児童生徒・保護者の心情を害することは厳に慎む。

第４節　対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合の対応

- 対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校として、自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は

新たな事実が明らかになる可能性もある。

PDF p.14(文書p.11)

- 重大事態に該当するにも関わらず、対象児童生徒・保護者が望まないことを理由として、重大事態として取り扱わないことは決してあってはならず、対象児童生徒への支援や関係児童生徒への指導及び支援等も行わなければならない。

- 重大事態調査は、対象児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、学校の設置者及び学校は、対象児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、例えば関係児童生徒等への聴き取り等を行わず、学校の記録の確認等から事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど、調査方法を工夫しながら調査を進めることが考えられる。また、調査報告書を公表しないことも考えられる。

- このため、対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明する必要がある。

PDF p.15(文書p.12)

第４章 重大事態を把握する端緒

≪第４章のポイント≫

- 重大事態の判断は、学校の設置者又は学校が行う。学校の設置者又は学校は、別添資料１に示す重大事態として扱われた事例を参考としつつ、法第23条第２項や法第24条に基づく調査を通じて把握した情報をもとに疑いを抱いた段階から対応を開始する。
- 不登校重大事態については、年間30日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が30日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と協議するなど、丁寧に対応することが必要である。
- 児童生徒や保護者から、重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、児童生徒や保護者から、重大事態の申立てをうけたが、学

校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、法第23条第２項の規定を踏まえた学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行うことが考えられる。

≪法・基本方針の関連する規定≫
◎ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第16条、第22条、第23条、第24条、第28条
◎ いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）

４ 重大事態への対処
（１）学校の設置者又は学校による調査
ｉ）重大事態の発生と調査
① 重大事態の意味について
⑥ その他留意事項

第１節 重大事態の定義

（１）重大事態の定義
 法第28条第１項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する

児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（第１号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（第２号）とされている。
 改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階を重大事態と呼ぶのではなく、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階を重大事態と言い、この段階から対応を開始することを認識しなければならない。なお、調査結果において、いじめと重大な被害との関係が一切認められないなどの結論に至った場合でも、そのことにより遡及的に重大事態に該当しないことになるわけではない。
 重大事態の判断を行うのは、学校の設置者又は学校である。これは、単に特定の教職員のみによる判断ではなく、学校の設置者又は学校として判断したということであり、各学校の設置者又は学校は、別添資料１に示す重大事態として扱われた事例等を参考としつつ、法第23条第

２項や法第24条に基づく調査を通じて、いじめにより生命、心身又は財産への重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いがあると判断した段階から対応を開始する必要がある。なお、基本方針に記載のとおり、法第23条第２項や法第24条に基づく調査によりいじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第１項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第２項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うことが求められる。ただし、法第23条第２項による調査を通じて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、重大事態として取り扱い、再発防止策の検討等を行うものの、新たな調査を行わないことも考えられる。

- 不登校重大事態については、不登校の定義を踏まえ、年間30日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が30日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と協議するなど、丁寧に対応することが必要である。
- いじめを受けた疑いがある児童生徒が学校を転校した場合又は高等学校や私立の小中学校等を退学した場合は、いじめにより転校・退学に至るほど精神的な苦痛を受けていた可能性があることから、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応する必要がある。この点、当該児童生徒が欠席していないことから、不登校重大事態の定義には該当しないため詳細な調査を行わないなどといった対応がとられることがないよう、教育委員会をはじめとする学校の設置者及び都道府県私立学校担当部局は指導を行うことが望まれる。
- 学校が重大事態に該当するか否かの判断に迷う場合には、迅速に学校の設置者に相談を行い、その時点で把握している情報を踏まえて、両者の協議の上判断する。また、判断の参考とするため、弁護士等の専門家から助言を得ることも考えられる。

（２）重大事態として早期対応しなかったことにより生じる影響

- 「いじめにより重大な被害が生じた疑い」が生じてもなお、学校が速やかに対応しなければ、

いじめの行為がより一層エスカレートし、被害が更に深刻化する可能性がある。最悪の場合、取り返しのつかない事態に発展することも想定されるため、学校の設置者及び学校は、重大事態への対応の緊急性・重要性を改めて認識する必要がある。なお、重大事態については、いじめが早期に解消されなかったことやいじめとしての認知が遅れたことにより、被害が深刻化した事例もある。

【重大事態として早期対応しなかった事例】

① 生徒間での暴力行為が発覚し、被害生徒は骨折等の大怪我を負ったが、被害生徒保護者から「子供同士のことなので大事にしないでほしい」と要望があったこともあり、学校は、法第23条第２項に基づく事実確認を通じていじめを認知し、加害生徒らへの指導のみ行ったものの、重大事態として調査を行わなかった。当該事例発生後、被害生徒は

登校を渋るようになり、１か月後に自殺企図を図った。自殺未遂後に重大事態として調査が行われ、他にもわいせつ行為やＳＮＳ上でのいじめ等、多数のいじめが認定され、長期にわたり深刻ないじめが発生していたことが発覚した。

PDF p.17(文書p.14)

② 不登校重大事態は、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされているが、欠席が30日以上ある生徒について、欠席の原因にいじめの疑いがあることを担任及び学年主任は把握していたものの、学校いじめ対策組織との共有がなされなかったため、組織的な支援や重大事態としての認定を行うことができず、対象生徒はその後学校に登校することがないまま、他の学校に転学した。

③ 不登校重大事態は、欠席日数が年間30日であることを目安としているが、基本方針に記載のとおり、「（いじめが要因で）児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、（年間30日の）上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要」である。しかしながら、対象児童が連続して欠席する直前にクラスメイトとの間でトラブルがあったと学校は把握していたが、欠席日数が30日に至らないとして重大事態として取り扱わなかった。学校は、欠席日数が30日を越えてから重大事態として調査を行い、登校できない背景として特定の児童からのいじめが大きいことが分かった。重大事態として早期に調査を開始し、迅速に支援策を講じることができず、結果として、登校しない時期が長く続いたため、対象児童がその後学校に登校することはなかった。

第２節 児童生徒・保護者から申立てを受けた場合の対応

- いじめは、学校や教職員の見えないところで起きることも多くあり、児童生徒や保護者の情報は、学校が知り得ない極めて重要な情報である。そのため、１人１台端末の活用等も含め、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、児童生徒や保護者からいじめの申立てがあった場合には、法第23条第２項の規定に基づき、学校いじめ対策組織において、必要な聴き取りやアンケート調査を行い、いじめの有無を確認することが求められる。

- その際、児童生徒本人がいじめを申立てることは、当該児童生徒にとって多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、当該児童生徒が話をしやすい場を設定し、共感的な態度で真剣に耳を傾けるとともに、当該教職員が抱え込むのではなく、その後、学校いじめ防止対

策組織や多職種の関係者と連携し、適切な対応につなげていくことが求められる。

- また、児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。なお、申立て時点において、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、児童生徒の保護や、二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、児童生徒の心のケアや必要な支援を速やかに行うことが重要であり、必要に応じて、まず、法第23条第２項の規定を踏まえた学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行うことが考えられる。法第28条第１項では、「疑い」がある段階で調査を行うとしていることから、確認の結果、申立てに係るいじめが起こり得ない状況であることが明確であるなど、法の

PDF p.18(文書p.15)

要件に照らしていじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行い、詳細な事実関係の確認等を行う必要がある。

- なお、いじめの重大事態に当たらないことが明らかであるというためには、例えば、いじめの事実が確認できなかっただけでは足りず、設置者または学校においていじめの事実が起こりえないことを客観的・合理的な資料等を用いつつ、説明する必要がある。
- 保護者からの重大事態の申立てがあった場合について、家庭における児童生徒の様子は学校では知り得ない情報であって重大事態を把握する端緒として重要であることから、保護者と適切に情報共有を図り、学校における状況の把握に役立てる必要がある。電話や口頭でのやり取りに終始し、学校と保護者との情報共有が十分に図られず、実際には重大事態として取り扱うべき事案の対応が遅れる事例もあることから、別添資料２のような様式を活用して、保護者に具体的な状況を記入してもらい、申立てを受ける際に円滑な意思疎通を図ることや、訴えを正確に把握し、それを踏まえて迅速な対応につなげることなどが考えられる。
- なお、当該様式は申立てに際して円滑な意思疎通等を図るために活用するものであり、こうした書面の記入がないことを理由に、電話や口頭での相談に対応せず、重大事態として取り扱うべき事案の対応が遅れるようなことがあってはならない。
- また、児童生徒等からの重大事態の申立てがあった場合においても、当該様式を参考として、具体的な状況を記入してもらい、又は話を聴き取った教職員等が代わりに記入し、その内容を児童生徒等に確認する等円滑な意思疎通等を図るなども考えられる。
- 児童生徒の退学や転学後に重大事態の申立てが行われる場合もある。このような場合には、

重大事態が発生した前在籍校において詳細な事実関係の確認等重大事態調査を行うこととなるが、児童生徒への聴き取り等には現在籍校の協力も不可欠である。
- 前在籍校と現在籍校それぞれの学校の設置者が積極的に関与し、連携して調査を進めることが必要になる。
- また、既に卒業した児童生徒・保護者が、在籍時のいじめの重大事態について申立てを行う場合も想定される。児童生徒らの卒業後に調査を行う場合には、過去の出来事について児童生徒らの記憶が曖昧になりやすいことに加え、児童生徒に係る資料が保存期間を経過して不存在となっている場合があることや、関係する卒業生に連絡が取れない場合もあり得ることなどから、調査は困難を伴うことが想定される。
- しかしながら、重大事態の場合には調査を行うことが必要であり、学校の設置者及び学校は、再発防止のためにどのような調査が可能かを検討する必要がある。
- 例えば、卒業した学校から（学校が把握している情報をもとに）卒業生の保護者を通じて調査への協力を求めるなどの方法が考えられる。

PDF p.19(文書p.16)

第５章 重大事態発生時の対応

≪第５章のポイント≫
- 学校の設置者及び学校は、重大事態が発生した際は、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告しなければならない。
- 重大事態発生時の初動対応においては、特に、対象児童生徒・保護者との情報共有が重要であり、学校の設置者又は学校において窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡・調整に当たり、情報が途切れないようにすることが必要である。
- 学校では、調査に必要な文書等の収集・整理、必要に応じて報道対応が求められる場合もある。

≪法・基本方針の関連する規定≫
◎ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第35条
◎ いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）

４ 重大事態への対処

（１）学校の設置者又は学校による調査
ｉ）重大事態の発生と調査
② 重大事態の報告

第１節 重大事態の発生報告

（１）学校の設置者への報告、支援要請

- 学校の設置者及び学校は、重大事態が発生した際は、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告しなければならない。
- 法において、報告先は以下のとおり規定されている。

① 国立大学の附属学校は、当該国立大学法人の学長又は理事長を経由して文部科学大臣
② 公立学校は、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を経由して当該地方公共団体の長
③ 公立大学の附属学校は、当該公立大学法人の学長又は理事長を経由して当該公立大学法人を設置する地方公共団体の長
④ 私立学校は、当該学校の設置者を経由して当該学校を所轄する都道府県知事
⑤ 学校設置会社が設置する学校は、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を経由して認定地方公共団体の長

- この対応が行われない場合、法に違反するばかりでなく、地方公共団体等における学校の設置者及び学校に対する指導・助言、支援等の対応に遅れを生じさせることとなる。
- 学校が、学校の設置者や地方公共団体の長等に対して重大事態発生の報告を速やかに行うことにより、学校の設置者等により、指導主事、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーをはじめとする職員の派遣等の支援が可能となる。重大事態の発生報告が行われないことは、そうした学校の設置者等による支援が迅速に行われず、事態の更なる悪化につながる可能性があることを、学校の設置者及び学校は認識する必要がある。

- 公立学校で重大事態が発生した場合には、教育委員会事務局から教育長はもとより教育委員にも重大事態が発生した旨を説明することが望ましい。また、重大事態としての対応が始まった後も必要に応じて教育委員会会議において進捗状況等を報告することが望ましい。

- 国公立大学の附属学校や私立学校、学校設置会社が設置する学校においても、法人本部において情報を共有し、理事会等を通じて役員にも事案の共有を行い、進捗報告・必要な協議を行うことが望ましい。

（２）地方公共団体の長等への報告、必要な連携

- 地方公共団体の長等へ報告する事由について法律上の規定はないが、地方公共団体の長等と必要な情報を共有し、調査を行うに当たっての体制構築に係る支援や当該重大事態への対処に係る支援を求めるなどの連携を円滑に行うことができるよう、少なくとも以下の事項については重大事態発生時点の状況として報告を行うことが望ましい。その際、公立学校においては、調査に要する費用や調査の実施体制について地方公共団体の長と教育委員会とで確認することが考えられる。

  ＜地方公共団体の長等へ報告を行う事由＞

  ① 学校名

  ② 対象児童生徒の氏名、学年等

  ③ 報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）

  ※その時点で把握している事実関係を記載すること

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第１条の４第１項において、いじめ重大事態に係る措置等の「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」について総合教育会議において教育委員会と首長が協議・調整する事項とされている。これを踏まえ、公立学校の場合、地方公共団体の長の判断等により、総合教育会議を開催し、速やかに、地方公共団体の長と教育委員会とで十分な意思疎通を図り、緊密に連携して対応する必要がある。対象児童生徒が自殺している場合等深刻な事態においては、地方公共団体の長と教育委員会とが一体となって取り組むための協議の場として実質的に機能するよう開催することが考えられる。
- 教育委員会会議や総合教育会議で個別の重大事態について取り扱う場合には、会議を非公開としたり、会議資料から個人情報を除いたりするなどの配慮を行う必要がある。
- 各学校の設置者は、文部科学省に対して重大事態の発生報告を行う。

第２節 重大事態発生時の初動対応

（１）初動対応の概要

- 重大事態調査を滞りなく始めるためには、学校の設置者及び学校の速やかな情報共有及び連

携した対応が必要である。
- いじめにより重大な被害が生じた疑いのある段階から調査の実施に向けた準備を開始しなければならないことを当該学校の教職員が理解し、自分事として調査の実施に向けて協力する。
- 学校の設置者は、重大事態の報告を受けた場合や重大事態に当たると判断した場合には、地方公共団体の長等への報告など必要な手続きを進めるとともに、調査主体を学校の設置者又は学校のいずれとするかを判断し、調査の実施に向けて必要な準備に取りかかることが求められる。特に、対象児童生徒・保護者との情報共有が重要であり、学校の設置者又は学校において

PDF p.21(文書p.18)

窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡・調整に当たり、情報が途切れないようにすることが必要である。
- その際、重大事態調査の経験が乏しい市町村教育委員会や小規模の市町村教育委員会においては、早期に都道府県教育委員会等との連携体制を構築し、調査経験のある者等の指導・助言を受けながら調査を進めることが望ましい。
- 必要に応じて、公立学校の場合、市区町村教育委員会から都道府県教育委員会に対して、重大事態の対処について相談を行い、支援を依頼することが望ましい。また、私立学校が支援体制を十分に整備できない場合等においては、都道府県私立学校所管課は、適切な支援を行うこと。その際、都道府県私立学校所管課は、都道府県教育委員会に対して助言又は支援を適切に求め、都道府県教育委員会と連携しながら対応することが望ましい。国立大学附属学校が支援体制を十分に整備できない場合等においては、国立大学法人は、適切な支援を行うことが望ましい。その際、国立大学法人は、文部科学省及び都道府県教育委員会に対して助言又は支援を適切に求め、文部科学省及び都道府県教育委員会と連携しながら対応することが望ましい。
- 高等専門学校の設置者及び高等専門学校は、法第35条により、その実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止等のための対策について、必要な措置を講ずることとされている。高等専門学校においていじめの重大事態が発生した場合であって、学校の設置者及び学校が支援体制を十分に整備できないなどの事情があるときは、設置者は、文部科学省及び都道府県教育委員会に対して助言又は支援を適切に求め、文部科学省及び都道府県教育委員会と連携しながら対応することが望ましい。

（２）資料の収集・保存
- 学校においては、重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理に取りかかるこ

とが求められる。例えば、学校が定期的に実施しているアンケートや教育相談の記録、これまでのいじめの通報や面談の記録、学校いじめ対策組織等における会議の議事録及び学校としてどのような対応を行ったかの記録等は調査の基礎資料として活用される。なお、前述のとおり平時から記録の作成や保存は重要である。

- 調査中に関係資料（アンケートの質問票や聴取結果をまとめた文書等）を誤って廃棄することのないようにするため、また、対象児童生徒・保護者から、重大な被害が発生してから一定期間が経過した後に「いじめにより重大な被害が生じた」等の申立てがなされる場合があることを踏まえ、学校の設置者又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めておく必要がある。この点、アンケートの質問票や対象児童生徒・関係児童生徒等からの回答、アンケートや聴取の結果をまとめた文書等は、指導要録の保存期間を踏まえて５年とすることが望ましい。また、重大事態調査を行った後の調査報告書についても保存期間を定めることが必要であり、５年とすることが望ましい。
- 再調査の際に重大事態調査実施時に収集した関係資料が破棄されており、聴き取り等を最初からやり直すこととなった事例があったため、上記保存期間を目途としつつ、保存期限が迫る状況において、再調査に向けた具体的な動きがある場合には適宜保存期間を延長するなどの手続きを経ておくことが望ましい。

PDF p.22(文書p.19)

（３）報道等への対応

- 重大事態の発生報告を受けた学校の設置者は、職員を学校に派遣するなどして、適切な報道対応等が行われるよう、校長と十分協議を行いながら学校を支援することが求められる。
- 学校の設置者及び学校として重大事態の発生を公表する前に報道等で当該事態が報じられた場合には、児童生徒の個人情報及びプライバシーに十分配慮し、報道対応の担当者（基本的には校長や教頭等の管理職）を決めて、正確で一貫した対応を行うことが重要である。
- 重大事態発生直後、十分な情報が得られていない段階では、主観や思い込みで発言してはならないことに特に注意する。
- 事実関係の確認が取れた正確な情報を発信する。

PDF p.23(文書p.20)

第６章 調査組織の設置

≪第６章のポイント≫

- 調査主体は学校の設置者が判断する。不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行う。
- 特段の事情がある場合を除いて、第三者を加えた調査組織となるよう努める。
- 専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、調査組織の構成について特に熟慮する必要性が高い重大事態は以下のとおり。
  - ① 対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態
  - ② 対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態
  - ③ これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

≪法・基本方針の関連する規定≫

◎ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第14条、第22条、第28条

◎ いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）

４ 重大事態への対処

（１）学校の設置者又は学校による調査

ｉ）重大事態の発生と調査

③ 調査の趣旨及び調査主体について

④ 調査を行うための組織について

第１節 調査主体の決定

（１）調査主体を決める

- 法律上、重大事態調査は学校の設置者又は学校が行うものとされており、学校の設置者が主体となるか、学校が主体となるかの判断は個別の重大事態の状況に応じて、学校の設置者が行うものとする。
- なお、基本方針に記載のとおり、「従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防

止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する」ことが必要である。

- 学校主体となる場合も法第28条第３項に基づき、学校の設置者は、学校に対して必要な指導及び人的配置や調査に要する費用を含む適切な支援を行わなければならない。
- なお、不登校重大事態については、これまでも詳細な事実関係の確認や再発防止策の検討だけでなく、対象児童生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることを調査の目的として位置付けており、学校内の様子や教職員・児童生徒の状況は対象児童生徒が在籍する学校が最も把握していることを踏まえて、引き続き、原則として学校主体で調査を行うこととする。

PDF p.24(文書p.21)

- ただし、従前の経緯や事案の特性、対象児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、調査目的を達成できないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあると学校の設置者が判断する場合には、学校の設置者主体として調査することを妨げるものではない。

（２）調査組織の種類

- 調査主体は上記のとおり学校の設置者又は学校となるところ、実際に調査を行う組織については概ね以下のような体制が考えられる。調査主体において、「第２節 調査組織の構成の検討」を踏まえながら、個別の重大事態の状況に応じて適切な調査組織を設置する。

【学校の設置者主体の場合に考えられる調査組織】

※専門家及び第三者の考え方については、第２節（２）を参照

① 教育委員会等方式
- 教育委員会の指導主事等学校の設置者の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織。
- 公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。

② 第三者委員会方式
- 全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。
- 公立学校の場合には、法第14条第３項に基づき教育委員会に設置される附属機関に

おいて実施することも考えられる。

・ なお、第三者委員会方式の場合には、事務局機能（例えば、調査委員会の会場確保や調査委員の日程調整、聴き取りを実施した場合の反訳作業等）を担う者が必要となるが、一般的には、学校の設置者の担当部局が担う。

【学校主体の場合に考えられる調査組織】

※専門家及び第三者の考え方については、第２節（２）を参照

① 学校いじめ対策組織方式

・ 各学校に設置されている学校いじめ対策組織の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織。

・ 公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。

② 第三者委員会方式

・ 全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。

・ 事務局機能は、学校内において重大事態と直接関係のない職員が担うことが考えられる。

PDF p.25(文書p.22)

第２節 調査組織の構成の検討

（１）基本的な考え方

 重大事態調査の調査組織の構成をどのようにするかは、調査主体にとって最も重要な検討事

項になり、委員の専門領域や必要な人数については、事案の特性等を踏まえ、調査主体において判断することが求められる。個別の重大事態によっては、調査組織の構成を決定するまでに多くの時間・労力を要する場合もあり、第７章の対象児童生徒・保護者に対する調査実施前の事前説明と併せて検討を進めていくことが必要になる。

 対象児童生徒や保護者が、第三者が調査に関わることを望んでいない場合等特段の事情がある場合を除いては、第三者を加えた調査組織となることが望ましい（学校の設置者主体の場合の①教育委員会等方式のうち、第三者性が確保されたもの、②第三者委員会方式、学校主体の場合の①学校いじめ対策組織方式のうち、第三者性が確保されたもの、②第三者委員会方式）。

- 調査組織の構成は、従前の経緯や事案の特性等を踏まえつつ、公平性・中立性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制を検討する。具体的には、第三者となる者を調査組織に加えることのほか、法律、医療、心理、福祉等の専門的見地から充実した調査を行うことができるよう専門家を加えることが考えられる。この第三者と専門家は同じ者であっても構わない。
- 事案の特性等を踏まえることについては、例えば、少なくとも以下のような事案においては、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、委員の専門領域や必要な人数については、調査主体において判断することが求められるものの、調査組織の構成について特に熟慮する必要性が高い事案と考えられる。

① 対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態

「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針」では、詳細調査について、児童生徒の自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目的としており、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等で構成される調査組織で調査を行うよう努めるものとしていることを踏まえ、公立学校における調査の主体は特段の事情がない限り、学校の設置者である教育委員会とし、背景調査の指針に基づいて対応することが必要である。

② 対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態

対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しており、児童生徒の間で主張の食い違いがある場合など事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにしていくことが難しいと考えられる重大事態では、専門家を交えつつ、客観的な視点から事実認定を行うことができる体制構築が必要である。

③ これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

対象児童生徒の保護者等と学校との間で不信感が生まれてしまっている場合などには、公平性・中立性を確保する必要性が高く、第三者を複数名加えるなどにより、調査結果の信頼性を高めることが必要である。

PDF p.26(文書p.23)

- また、これらに該当しない事案であっても、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高いと考えられる事案については、専門家及び第三

者の参画を積極的に検討することが望ましい。

（２）専門家及び第三者の考え方

- “専門家”とは、法律、医療、教育、心理、福祉等の専門的知識及び経験を有するものであり、具体的には、弁護士や医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が想定される。
- “第三者”とは、基本方針において、「当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者」と示している。
- 「当該いじめ事案の関係者」とは、重大事態が発生した学校関係者や関係する児童生徒・保護者を指している。
- よって、例えば、重大事態が発生した学校を担当する弁護士（スクールロイヤー、顧問弁護士等）や心理・福祉の専門家（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等）が重大事態調査に委員として参加する場合、専門家の観点から加わることは適切であると考えられるものの、第三者と位置付けて加えることは適切とは言えないため、別の第三者を確保することが必要である。
- この点、専門家を調査組織に加える場合には、専門家でもあり第三者でもある者を加えることが適当と考えられるところ、その場合には、職能団体や大学、学会に対して、直接の人間関係又は特別の利害関係がない公平・中立的な専門家の推薦を依頼し、任命することが考えられる。
- その際、対象児童生徒・保護者から推薦に当たっての専門家の専門性等について要望があれば併せて伝えることが考えられる。
- 職能団体等からの推薦は、公平・中立に行われるものであり、職能団体等からの推薦を経て、調査組織に加わる者については第三者性が確保されていると考えられる。ただし、推薦のあった者が当該重大事態の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有していないか調査主体においても確認が必要である。
- 例えば、域内の他の学校を担当するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、地域で活動する弁護士や医師、学識経験者等が、職能団体等からの推薦を受けて“第三者”の立場からも調査組織に加わる場合について、当該重大事態が発生した学校と同じ地方公共団体内で職務に従事していたとしても、これまで当該学校での勤務実績がなく、当該重大事態の関係者との関わり（相談・支援等）が認められないなど、直接の人間関係又は特別の利害関係がなければ、第三者性は確保されていると考えられる。

（３）調査組織を常設とした場合の対応

- 重大事態調査を担う調査組織を法第14条第３項の教育委員会に設置される附属機関が担うなど常設の調査組織とする場合がある。

 常設の調査組織の委員の人選についても職能団体等からの推薦によるなどにより公平性・中

立性を確保することが望ましく、運営規約等において委員の任期や委員長の選出方法、当該調査組織が担う役割、業務等を予め定めておくとともに、公平性・中立性が確保された組織であると示しておくことが考えられる。

PDF p.27(文書p.24)

 また、当該組織が平時から学校の設置者及び学校のいじめ防止対策について助言等を行う組織であった場合、当該組織が重大事態調査を行うことについて外部から公平性・中立性の観点から疑義を呈されることがある。

 学校の設置者においては、当該組織の設置目的や位置付けを明確に示すことが必要である。また、平時から学校等と当該組織の関わりがある場合には、当該組織に第三者に当たる者を追加して調査を行うことや当該組織の下に別途個別重大事態の調査を行うための部会やワーキングを設置することが考えられる。

PDF p.28(文書p.25)

第７章 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

≪第７章のポイント≫
 調査を始める前に対象児童生徒・保護者への事前説明を行う。事前説明を通じて、調査に

ついての認識のすり合わせや共通理解を図ることが円滑に調査を進めることにつながる。
 事前説明は、いじめ重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認する事項と調

査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項があり、２段階に分けて行うことが望ましい。
 関係児童生徒・保護者への説明も行う必要がある。

第１節 事前説明等を行うに当たっての準備

（１）対象児童生徒・保護者への説明における基本的な姿勢

- 重大事態調査を行う前には、対象児童生徒・保護者への説明が必要である。
- 調査の目的について理解を得るとともに、調査事項や調査組織の構成等について認識のすり合わせ等を行うことが円滑な調査の実施につながる。
- この事前説明は、一方的に説明をすれば足りるということではなく、対象児童生徒・保護者が何を求めているか、どういったところに疑問をもっているのかなど真意をよく聴き取りつつ、調査の目的や調査方法、見通し等について丁寧に説明し、共通理解を図ることが必要である。事前説明を通じて、信頼関係を築き、その関係を維持しながら調査を進めていくことが求められる。

（２）説明の準備

- 説明に当たっては、はじめに調査主体において説明事項の整理・確認、説明者の検討を行う。説明者は、学校の設置者又は学校が行う場合と、第三者委員会の委員長等が行う場合が考えられるが、状況に応じて適切に判断する。
- 説明内容については、以下第２節の説明事項をもとに行うこととし、その際、どのような内容を説明するのか、予め対象児童生徒・保護者から同意を得るもの、考えを伺うものなどを整理しておくことが必要である。
- 説明時には、複数名が同席し、説明者、説明者の補佐、記録者などの役割を決めておく。説明の際、必要に応じて同意を得た上で録音することや記録を作成することも考えられ、録音や記録者の準備をしておくことも重要である。ただし、大人数が同席すると、それだけで不安感を覚える児童生徒もいることから、児童生徒の状況に配慮し、落ち着いた環境の中で説明を行えるよう説明の場の設定や説明者の人数等に配慮する。

（３）説明時の注意点

- 「いじめはなかった」などと断定的な説明や、推測や主観的な事柄についての説明はしてはならない。
- 例えば、重大事態調査を実施していない段階で、過去の定期的なアンケート調査を基に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」旨の発言をしてはならない。

- 各説明事項の中には、状況によって流動的な事項があることや調査の進捗によって対応が変わることもあり、そうした場合には臨機応変に対応することも予め説明するなど、理解を得るような説明に努めることが望ましい。

- 重大事態発生後、詳細な調査を実施するまでもなく、学校の設置者及び学校の不適切な対応により対象児童生徒や保護者を深く傷つける結果となったことが明らかである場合は、学校の設置者及び学校は、詳細な調査の結果を待たずして、速やかに対象児童生徒・保護者に不適切な対応の経緯等を説明し、謝罪を行う。

- 例えば、以下のような対象児童生徒・保護者の心情を害すると考えられる言動は、厳に慎む。
  ※家庭にも問題がある等の発言（対象児童生徒をとりまく状況は、公正・中立に行う重大事態調査の段階で確認されるものであり、学校が軽々に発言すべきものではない。）
  ※持ち物（遺品等を含む。）を返還する際の配慮のない対応（一方的に対象児童生徒・保護者の自宅に送付することなどや返還せずに処分することはあってはならない。）

- 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請は、保護者に丁寧に説明を行った上で手続を進める。

第２節 対象児童生徒・保護者に対する事前説明

（１）対象児童生徒・保護者への説明事項

- 対象児童生徒・保護者に対して事前説明を行う際は、説明事項をリスト化して対象児童生徒・保護者に示すなど説明内容を「見える化」することが望ましい。
- 事前説明は、大きく２段階に分けて行うことが考えられる。以下のとおり、当該事案がいじめ重大事態に当たると判断した後（すなわち、重大事態調査を行うこととなった後）速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項がある。

【いじめにより重大な被害又は不登校を余儀なくされている状況を把握し、重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】

① 重大事態の別・根拠
- １号重大事態、２号重大事態のいずれに該当するのかということや法に基づき、調査を行うこととなることなど、根拠を示しながら説明する。
- 学校の設置者又は学校が重大事態として認めた時期や、地方公共団体の長等への発生報告を行っていることを説明する。

② 調査の目的

・ 重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明する。
・ その際、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されることについて触れる。

③ 調査組織の構成に関する意向の確認

PDF p.30(文書p.27)

・ 調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるよう人選等を行う必要があることについて説明した上で、対象児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうか確認する。

・ 職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、対象児童生徒・保護者の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されると考えられること、職能団体等における推薦の手続きには時間を要することに触れる。

・ 対象児童生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼することを説明する。

④ 調査事項の確認

・ 調査主体側で把握している事案と対象児童生徒・保護者が認識している事案に齟齬がある可能性もあることから、調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について確認を行う。
・ 児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合があることについて説明し、理解を求める。

⑤ 調査方法や調査対象者についての確認

・ 対象児童生徒・保護者から調査方法について要望があるか確認を行う。また、実際

に聴き取り等を行う対象者等についても要望がある可能性があることから、この時点で確認を行う。ただし、調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについても触れる。

・ 事実関係を可能な限り明らかにするためには多くの情報を集める必要があるものの、対象児童生徒・保護者が関係児童生徒等への聴き取り等をやめてほしいと訴えている場合には、関係児童生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童生徒・保護者が納得できる方法で行うことができる旨を説明し、調査方法や対象について要望を聴き取る。

・ その際、関係児童生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることを必要に応じて伝える。

⑥ 窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

・ 対象児童生徒・保護者との窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明する。

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】

① 調査の根拠、目的

・ 調査の根拠、目的について説明する。

② 調査組織の構成

・ 調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介する。特に、職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明を行い、

PDF p.31(文書p.28)

公平性・中立性が確保された組織であることを説明する。必要に応じて、職能団体からも、当該人物の専門性等の推薦理由を提出してもらうことも考えられる。

③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

・ 対象児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示す。

・ 実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることも伝える。

・ そのため、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、予め対象児童生徒・保護者に対して説明する。

※経過報告に係る詳細な記載は、第８章第２節（６）を参照

④ 調査事項・調査対象

- 重大事態の調査において、どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員等の範囲）に調査するのかについて、対象児童生徒・保護者に対して説明する。
- なお、調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことも説明する。
- また、調査組織が、第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行う。
- 調査組織の判断の下で、児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童生徒・保護者に対して説明し、必要に応じて協力を求める。

⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）

- 重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を、対象児童生徒・保護者に対して説明する。
- その際、事前に説明を行った段階で対象児童生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明を行う。

⑥ 調査結果の提供

- 法第28条第２項に基づいて対象児童生徒・保護者には調査結果の説明を行うことが求められており、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて、予め説明を行う。
- また、調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについても説明を行う。
- 関係児童生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことも必要であり、予め対象児童生徒・保護者に説明する。
- なお、調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明する。

・ 例えば、アンケートの結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとることについて説明する。

・ 公表についても、学校の設置者等として公表に当たっての方針があれば、説明を行うとともに、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明する。

・ 調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則等に基づき行うことに触れ、文書の保存期間を説明する。

⑦ 調査終了後の対応

・ 法に基づいて、調査結果は地方公共団体の長等に報告を行うことを説明する。
・ 重大事態調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明する。
・ 万が一、事前に確認した調査事項について調査がされておらず、地方公共団体の長等が、十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することを説明する。
・ 調査報告書について意見等があれば地方公共団体の長等に対する所見書を提出することができることを説明する。

（２）対象児童生徒・保護者への説明に当たっての留意事項

- 重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある際は、

  その都度、説明内容を事前に対象児童生徒・保護者及び関係児童生徒・保護者に伝える必要がある（公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解をとるよう努めること。）。
- 事前に説明等が行われない場合、対象児童生徒・保護者及び関係児童生徒・保護者は内容を報道等で先に知ることとなり、それが学校等に対して不信を抱く原因となることを、学校の設置者及び学校は理解する必要がある。
- また、自殺事案の場合には、自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解をとること。遺族が自殺であると伝えることを了解されなかった場合や自殺と異なる死因を説明するよう求められた場合であっても、学校が“嘘をつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行わなければならない（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）。
- 学校の設置者及び学校において、対象児童生徒から直接事情を聴く等のやり取りができない場合もある。その場合であっても、対象児童生徒が納得した上で調査を行うことが必要であり、保護者を通じて家庭において確認するよう依頼する。対象児童生徒・保護者と連絡や

連携が取れない場合には、適当な者（例えば、調査主体側では対象児童生徒・保護者と信頼関係の構築ができている教師あるいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、対象児童生徒側では親族又は弁護士等を想定）を代理として立てるなどの対応が考えられる。

PDF p.33(文書p.30)

（３）対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合

- 第３章第４節のとおり、対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、重大事態として法に基づき重大事態調査を行わなければならない。
- 重大事態調査は、対象児童生徒・保護者が希望する場合には、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、学校の設置者及び学校は、対象児童生徒・保護者の意向を確認し、学校の記録の確認等から事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなどの調査方法の工夫を行う。
- このため、対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明する必要がある。
- 調査によって、児童生徒が新たな負担感や不安感を感じたり、調査による二次被害が発生したりすることは避けなければならないが、聴き取り方等の工夫を行い、可能な範囲で情報を収集する。

第３節 関係児童生徒・保護者に対する説明等

- 関係児童生徒・保護者に対しても事前の説明が必要である。重大事態調査は関係者の協力を前提とした調査であり、詳細な事実関係の確認を行うためには、関係児童生徒や保護者等の協力が重要となる。

- 基本的には、第２節の対象児童生徒・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係児童生徒・保護者に対しても説明を行い、調査に関する意見があれば聴き取り、必要に応じて調整することも考えられる。

- 特に、調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことになるので、関係児童生徒・保護者に対し聴き取り調査等の実施前にそのことを説明することが必要である。

 また、関係児童生徒・保護者がいじめ行為の事実関係を否定している場合には、本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、公平・中立に事案の事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明し、調査への協力が得られるよう取り組むことが重要である。また、いじめには当たらないと考えている場合には、法が定めるいじめの定義（法第２条第１項に定める定義）や法の趣旨（重大事態調査は疑いのある段階から調査を行い、早期に対処していくという趣旨）等について説明することが考えられる。

 また、第三者委員会形式の調査の場合などは、事案が発生した学校に調査中の情報が入ってこない場合がある。調査主体において、事前に聴き取りを行う当該学校の教職員に対しては調査の目的等の説明を行う必要がある。

PDF p.34(文書p.31)

第８章 重大事態調査の進め方

≪第８章のポイント≫
 アンケート調査や聴き取り調査を行う際には、調査対象者に対して調査の趣旨や把握した情報の活用方法等を説明してから行うことが必要。
 第３節の標準的な項目・記載内容を参考としつつ、可能な限り詳細な事実関係の確認を行い、再発防止策の提言につなげる。

≪基本方針の関連する規定≫
◎ いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）

４ 重大事態への対処
（１）学校の設置者又は学校による調査
ｉ）重大事態の発生と調査
⑤ 事実関係を明確にするための調査
⑥ その他留意事項

第１節 調査の進め方についての事前検討

 重大事態調査の実施に当たっては、最初に、調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調

査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図ることが考えられる。

 例えば、以下の事項について検討し、予め共通認識をもつことが望ましい。
＜事前に確認・検討すべき事項＞
- 調査の目的・趣旨
- 調査すべき事案の特定、調査事項の確認
- 調査方法やスケジュール
- 調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局の役割分担等）
- 調査結果の公表の有無、在り方

 調査対象となる事案について十分な調査が尽くされていない場合などには、地方公共団体の長等は、調査の結果について再調査を行うことができることとされており、第７章第２節のとおり、予め対象児童生徒・保護者に確認することが重要である。

 各学校の設置者は、文部科学省に対して重大事態調査の開始について報告する。

第２節 調査の実施

（１）調査全体の流れ
 調査の進め方、スケジュールは上記のとおり調査組織において決定するが、例えば、以下のような流れが想定される。

① 学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認

（調査の初期段階で確認する必要のある文書等）
- 当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料
- 学校いじめ防止基本方針
- 年間の指導計画

PDF p.35(文書p.32)

- 学校に設置される各委員会の議事録
- 過去のアンケート、面談記録

↓

② 対象児童生徒・保護者からの聴き取り

↓

③ 聴き取りやアンケート調査等の実施

・ 教職員からの聴き取り

・ 関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査の実施

・ 学校以外の関係機関への聴き取り（医療機関、福祉部局や人権関係部局等これまで当

該事案に対応していた学校以外の機関があれば聴き取りを依頼（※先方は守秘義務が課されていることが一般的であり、その範囲内での対応となることに留意が必要。また、保護者との相談も必要。））

↓

④ 事実関係の整理（必要があれば追加で聴き取り等を実施）

↓

⑤ 整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討

↓

⑥ 報告書の作成、取りまとめ

- 具体的に何を調査するかという調査事項については、事案の特性や対象児童生徒等の意向も考慮しつつ、最終的には調査組織において決定されるものであるが、標準的な調査事項については、第３節（１）で記載する標準的な調査報告書の項目例を参考にして行うことが考えられる。
- なお、対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態については、本ガイドラインに加えて、背景調査の指針に基づいて行うことが必要である。

（２）重大事態調査における留意事項

- 不登校重大事態の場合について、調査中に対象児童生徒が学校に復帰するなど状況が改善した場合には、学校復帰後の状況や対象児童生徒・保護者の確認の上で、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進めることが考えられる。また、重大事態調査の途中で対象児童生徒・保護者から調査をやめてほしいとの要望があった場合も、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進めることが考えられる。
- 調査組織の構成員等に対しては、誓約書を書いてもらうなどにより守秘義務を課すとともに、調査で収集した情報の管理・保管方法等にも留意する。
- 自殺の場合、他の児童生徒に対して自殺であることを伝える必要が一定程度生じる。この際、学校内で教職員の伝え方が異なると、不要な憶測を生む原因となるため、伝え方については学校内で統一すること。

（３）聴き取り調査・アンケート調査等における事前説明

- 聴き取り調査やアンケート調査を行う際には、調査対象者に対して実施前に丁寧な説明が必

要になる。聴き取りの前やアンケートの紙面において、

PDF p.36(文書p.33)

・ 聴き取り（又はアンケート）調査は、重大事態調査の一環として行うこと
・ 重大事態調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることが目的であること
・ 聴き取り内容・回答内容は、守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有すること
・ 法に基づいて調査結果は対象児童生徒・保護者に提供するとともに、関係児童生徒・保護者等にも説明等を行うこと
・ 調査報告書を公表することとなった場合には、個人情報保護法に基づいて個人名及び個人が識別できる情報は秘匿処理を行うとともに、人権やプライバシーにも配慮すること

などを説明することが必要である。

 一方で、聴き取りの時期にかかわらず、聴き取りの内容や方法等によっては児童生徒が実際には思っていないようなことを話すなど、記憶が影響を受けたり、又は一度話した事実と異なる内容をその後も真実として話したりするおそれがあることから、警察が捜査・調査中の事案について児童生徒から聴き取りを行う場合には、事前に警察と調整を図ることが望ましい。

 また、聴き取り調査においては、正確な記録を残すため録音機器等を活用することが考えられるが、録音機器の使用について同意を得るとともに調査以外では聴き取り内容を活用しないことなどを説明する。

 聴き取り相手に対しても聴き取り内容等についてみだりに他者に話さないよう協力を求める。

 事前説明を行った日時、場所、内容等についても記録を残しておくことが必要である。

（４）聴き取り調査の方法及び留意事項

 聴き取りの体制については、複数人で聴き取ることが必要であるが、大人数で構成すると、児童生徒等に威圧感を与えるため避ける必要がある。

 公平性・中立性の確保や専門性の観点から、専門家や第三者が聴き取りを担う又は参加することが望ましい。

 聴き取り場所や聴き取りの時間帯についても児童生徒やその保護者に配慮して設定すること

が必要となる。
- 児童生徒への聴き取りの際には、当該事案に深く関わっていないスクールカウンセラーが同席したり、その児童生徒と関係性の深い教職員が待機したりして、アフターフォローに入るなどの配慮も重要である。
- 聴き取り調査を行う際、全体として１時間以内で終わるようにし、長時間にわたる場合には途中で打ち切り複数回に分けて行う。
- 聴き取り調査において対象児童生徒が話したがらないこともあるが、無理に聴き取りを行うことにこだわらないこと。その場合は、対象児童生徒の保護者と連携して、学校の記録や教職員等の聴取を通じた情報収集にするなど、柔軟な対応をとる必要がある。
- 学校の教職員等への聴き取りを行う場合には、学校の設置者や学校関係者が同席することは避ける必要があり、特に、精神的にショックを受けているなど配慮を要する者に対しては、聴き取り方法を工夫することも必要になる。
- 聴き取り調査の方法としては、自由に自らの言葉で話をしてもらうことが重要であり、聴き取りを行う者の主観で解釈したり評価したりしない。また、オープンな質問（二者択一ではなく回答内容が児童生徒に委ねられる質問）をする。ただし、必要に応じてある行為をしたか否か具体的に問う質問が必要な場合もありうる。
- 子供は「被暗示性」が高く、すなわち、うわさや報道等に影響され、誰から何を見聞きしたのか曖昧になるおそれがある。そのため、児童生徒に対しては速やかに調査を行わなければ事実関係の整理そのものに大きな困難が生じるおそれがあるため、調査組織の立ち上げが遅れるなどの場合には、学校の設置者及び学校において、児童生徒への聴き取りのみ先んじて行うことも考えられる。
- なお、児童生徒からの聴き取りについては、「生徒指導提要（改訂版）」第６章6.3.2「児童生徒からの聴き取り」の少年非行の聴取の方法に係る記載が参考になる。
- 聴き取りの対象となる児童生徒等から誰にも言わないのであれば聴き取り等に応じるとの要望がある場合には、どこまでであれば対象児童生徒・保護者に伝えてよいかなどの確認を行いながら聴き取りを行う。

（５）児童生徒を対象としたアンケート調査等を行う場合の留意事項
- 調査対象者を広げてアンケート調査等を行う場合には、学校において実施することとなるが、予め調査組織において実施方法や範囲、アンケート項目等を検討する。その際、対象児童生徒・

保護者の意向も確認する。

- 学校では周囲の目が気になるなどの意見があれば、例えば、アンケート様式を自宅に持ち帰り、自宅で記入の上、提出してもらうなどの方法も考えられる。
- 調査においては、うわさや憶測、悪意のある記述等が含まれる危険性もあることから、本来は、無記名方式ではなく、記名方式とすることが望ましい。無記名方式の場合は、その後の聴き取り調査等で事実関係を正確に把握しようとする際、確認ができなくなる場合もあることに留意する。
- アンケート調査等の対象となる児童生徒等から誰にも言わないのであればアンケート調査等に応じるとの要望がある場合には、どこまでであれば対象児童生徒・保護者に伝えてよいかなどの確認を行いながらアンケート調査等を行う。

（６）調査中の対象児童生徒・保護者への経過報告

- 重大事態調査は、時として１年以上の調査期間を要する場合もある。この間、対象児童生徒・

保護者は調査の進捗状況に高い関心をもっており、こうした要望に応えることは調査主体の重要な役割であり、適切に経過報告を行うことが求められる。丁寧に連絡を取り合うことによって調査が滞っていないという安心感を与えることができ、対象児童生徒・保護者への不安感、不信感の軽減につながる。

- 調査中は、事実関係や再発防止策等が変化するものであり、調査実施中に説明できる範囲は限られるが、調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明することが想定される。
- 調査途中に新たな重要な事実が判明し、調査事項が増えた場合には、経過報告の中で説明を行う。
- また、聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童生徒・保護者に対して確認をとることも考えられる。

PDF p.38(文書p.35)

- 第三者委員会で調査を行っている場合は、経過報告を第三者委員会の調査委員が説明すると、調査に係る意見や要望を調査委員に伝える機会となり、公平性・中立性が確保できない可能性があるだけでなく、適切な検証に影響を与える可能性が出てくる。よって、基本的には、調査主体の者が説明を行うことが考えられる。

- 経過報告の中で要望等がある場合には、調査主体が橋渡し役となり、調査組織の構成員に伝達することが考えられる。関係者との摩擦が生じている場合は、別途適切な者を検討すること

が必要である。

第３節 調査報告書の作成

（１）重大事態調査における調査報告書の作成

- 重大事態調査の調査報告書に盛り込む標準的な項目や記載内容の例については以下のとおり。
- 報告書の作成に当たっては、学校の設置者及び学校が作成する場合であっても、「なぜ本校でこのような事案が発生したのか」、「このような状態になったのはどのような対応が不適切だったのか」等の視点をもちつつ、標準的な項目等を参考にして作成する。
- また、公表することも念頭におきつつ、例えば、報告書作成に当たっては、プライバシーや人権に配慮し、児童生徒の氏名を「生徒Ａ、生徒Ｂ」として記載することなどが考えられる。

【共通事項】

標準的な項目	記載内容の例
１ 重大事態調査の位置付け	
	・重大事態の別（１号・２号・１号かつ２号） ・重大事態の認定日、地方公共団体の長等への報告日等
２ 調査の目的、調査組織の構成	
(1) 調査の目的	・調査の趣旨・目的を記載する。
(2) 調査期間	・調査組織の設置日、調査の開始から終了までのスケジュールを記載する。
(3) 調査組織の構成	・調査組織の名称、調査委員の氏名・役職等を記載する。 ・外部の調査委員が専門家や第三者として参画しているような場合には、そのことが分かるように記載する。
３ 当該事案の概要	
(1) 基礎情報	・重大事態が発生した学校名、対象児童生徒の学年、性別、

（氏名）、対象児童生徒の状況等についてまとめる。不登

校重大事態の場合には、欠席日数も記載する。

(2) 当該事案の概要　 調査対象となる重大事態について大まかな概要をまとめ

る。

４ 調査の内容

(1) 調査方法　 どのような調査方法（アンケート、聴き取り、資料分析、

現場視察等）をとったかについてまとめる。

(2) 調査内容　 調査方法に応じて、具体的にどのような調査を行ったか詳

細をまとめる。

PDF p.39(文書p.36)

聴き取りや調査組織の会議を開催した日時や議論のテー

マをまとめる。

５ 当該事案の事実経過

(1) 対象児童生徒の訴え 聴き取り等を通じて把握した対象児童生徒の訴えをまと

める。

対象児童生徒から聴き取り等で事案の詳細を確認できな

い場合には、その旨記載し、事案の端緒となったことにつ

いてまとめる。

(2) 関係児童生徒からの 関係児童生徒の聴き取り内容をまとめる。

聴取内容　　関係児童生徒から確認ができない場合には、その旨記載する。

(3) 当該事案の事実経過 調査を通じて把握した事実の経過を時系列に沿ってまとめる。

事実経過をまとめるに当たっての留意事項は、「（２）事実関係の確認・整理」を参照。

６ 当該事案の事実経過から認定しうる事実

事実経過を踏まえて、当該事案に係るいじめの事実関係や対象児童生徒の重大な被害といじめとの関係性について説明できることをまとめる。

７ 学校及び学校の設置者の対応

(1) 学校の対応について 「５ 当該事案の事実経過」でまとめた学校の対応について法や学校いじめ防止基本方針その他関連法令・本ガイドラインに照らして対応の検証を行う。

(2) 学校の設置者の対応について 「５ 当該事案の事実経過」でまとめた学校の設置者の対応について法や地方いじめ防止基本方針その他関連法令・本ガイドラインに照らして対応の検証を行う。

(3) 学校及び学校の設置者の対応に係る考察 学校及び学校の設置者の一連の対応を踏まえて、課題点や改善すべき点を指摘する。

８　当該事案への対処及び再発防止策の提言

(1) 当該事案への対処について

 当該事案に係るいじめが解消していない場合には、当該事案のいじめ解消に向けた対処をまとめる。

 対象児童生徒の不登校が継続している場合に、当該児童生徒への支援方策等をまとめる。

(2) 学校及び学校の設置者に対する提言

 当該事案の一連の調査を踏まえて、学校及び学校の設置者に対する再発防止策の提言を行う。

９　参考資料

【対象児童生徒が自殺している場合（自殺が疑われる場合を含む）】

 対象児童生徒が自殺している場合には、背景調査の指針を踏まえ、

① 自殺に至る過程や心理の検証（分析評価）

② 自殺の再発防止・自殺予防のための改善策

を上記の共通事項に加えて報告書に記載する。

PDF p.40(文書p.37)

【対象児童生徒が不登校を余儀なくされている場合】

 対象児童生徒が不登校を余儀なくされている場合には、学びの継続に向けた具体的な支援方策の検討も調査目的に含まれていることから、調査内容及び対象児童生徒の状況を踏まえて、家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して、学習面・健康面等について今後の支援方策を検討することが必要であり、検討した今後の支援方策を上記の共通事項に加えて報告書に記載する。

（２）事実関係の確認・整理

- いじめがあったか否かを認定する際のいじめの定義は法第２条第１項の規定に基づいて行うこととし、事実関係の確認・整理に当たっては、いじめと考えられる行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員はどのように対応したか、日頃の学校によるいじめ防止等の対策にどのような課題があったかなどについて可能な限り網羅的に明らかにする。
- また、児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは事案への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景（発達的な特徴、性格的特性や疾患等）及び家庭での状況（家庭環境、直近の家庭での出来事等）なども併せて調査することが望ましい。
- 調査で把握した情報を「事実関係が確認できるもの」と「確認できなかったもの」に分けるなどして時系列に整理してまとめることが考えられる。
- 聴き取り等の内容や収集した資料等について正確性や信頼性の観点から吟味し、評価していく。この際、調査組織は、中立的な観点から検討することが必要である。
- ただし、調査に当たっては事実関係がはっきりしない、いじめ行為を特定できない場合等も想定される。調査結果をまとめるに当たり、そのような場合には調査の過程や調査によって明らかになった範囲での事実関係等を記し、それ以上のことは本調査では分からなかったことを明記することも考えられる。事実関係が確定していないものについては断定的な表現を避けることが必要である。
- 事実関係の把握と把握された事実関係を基にした評価分析は別の事柄であり、評価分析とは別に調査を通じて把握した事実関係を可能な限り報告書に記載することは、学校・教職員の対応の検証や再発防止策の実施等の観点からも重要である。
- 重大事態調査の目的は、対象児童生徒の尊厳を保持するため、再発防止策を講ずることであり、対象児童生徒の重大な被害等といじめとの関係性について、直接的な因果関係等の説明が難しい場合であっても、いじめが重大な被害等に何らかの影響を及ぼしたことの認定を丁寧に行うことが重要である。なお、「いじめが主たる原因ではないことをもって、因果関係は認められない」とするのではなく、重大な被害等といじめとの関係性について何らかの影響があった旨を詳細に記載することが考えられる。

（３）重大事態への対処、児童生徒への支援方策の検討

- 事実関係を把握し、対象児童生徒への対応・支援の方策、（いじめが認められた場合の）加害児童生徒への指導及び支援の方策について検討し、取りまとめる。

（４）学校及び学校の設置者の対応の検証・再発防止策の提言

- 上記事実関係の整理を踏まえて、当該事案に対する学校及び学校の設置者の対応や当該事案の背景として考えられる学校等の組織的問題点について検証し、課題を整理する。
- この際、本調査の目的は、民事・刑事・行政上その他の争訟等への対応を直接の目的としたものではなく、対象児童生徒の尊厳を保持するため、再発防止策を講ずることにあることに留意する。
- 法、国・地方の基本方針、本ガイドライン及び学校いじめ防止基本方針等に沿った対応が行われていたか、学校いじめ対策組織をはじめ学校内の体制が機能していたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処マニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたかなどを検証する。
- 特に、再発防止の観点からは、法第28条で定められている「当該重大事態と同種の事態の発生の防止」を実効的なものにするため、日頃のいじめ防止等対策及び事案の発生後の対応について真摯に分析・整理することが重要である。

PDF p.42(文書p.39)

第９章 調査結果の説明・公表

≪第９章のポイント≫

- 調査報告書に基づく対象児童生徒・保護者への説明は法で求められている。併せて、いじめを行った児童生徒・保護者にも説明を行うことが必要である。その際、個人情報保護法や児童生徒のプライバシーや人権に配慮しつつ行う。
- 調査報告書に基づいて、地方公共団体の長等に対して報告を行うことも法で求められている。
- 調査報告書を公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するものであるが、特段の支障がなければ公表することが望ましい。

≪法・基本方針の関連する規定≫

◎ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第28条、第29条、第30条、第31条、第32条

◎ いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）

４　重大事態への対処
（１）学校の設置者又は学校による調査
ⅱ）調査結果の提供及び報告
① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
② 調査結果の報告

第１節　対象児童生徒・保護者への調査結果の説明

（１）対象児童生徒・保護者に対する調査結果の説明

- 法第28条第２項は「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」と規定しており、対象児童生徒・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うことが、学校の設置者又は学校に求められている。
- 調査結果の説明方法は、基本的には、調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供し、口頭で説明する方法が考えられ、これらの資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明する。
- ただし、調査報告書に記載されたいじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要であり、その際、いじめを行った児童生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明することが考えられるが、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。
- 対象児童生徒・保護者への説明に当たっては、必要に応じて、個人情報保護法第70条に基づき、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めることが考えられる。なお、個人情報保護法との関係については、第10章第２節に記載のとおりであ

PDF p.43(文書p.40)

り、必要に応じて、各地方公共団体の個人情報保護・情報公開担当部局や法律の専門家等の意見を踏まえて検討を行うことが考えられる。

（２）対象児童生徒・保護者による地方公共団体の長等への調査結果に対する所見書の提出

- 調査主体から、対象児童生徒・保護者に対して、重大事態調査結果を地方公共団体の長等に

報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを説明する。その際、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出してほしいか目安等を示すことが望ましい。

（３）追加調査について

- 調査報告書に対して、対象児童生徒・保護者と事前に確認した調査事項について調査漏れがある場合や調査中に新たな調査すべき事項が出てきた場合などは、対象児童生徒・保護者の意向を確認した上で、調査主体又は調査組織の判断で、追加で調査を行うことが望ましい。

第２節 いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明

- 学校の設置者及び学校は、対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明を行う。

- その際、対象児童生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行うことが必要である。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝える必要がある。

第３節 地方公共団体の長等への報告及び公表

（１）地方公共団体の長等への調査結果の報告

- 法に基づいて地方公共団体の長等へ調査結果を説明する。この説明は、原則として、教育委員会等の学校の設置者が行う。
- 対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明する。
- 各学校の設置者は、文部科学省に対して重大事態報告書の提供を行う。

（２）調査報告書の公表

- 調査報告書を公表することについては、当該学校やその関係者だけでなく社会に対して事実関係を正確に伝え、憶測や誤解を生まないようにするとともに、社会全体でいじめ防止対策について考える契機ともなる。
- 他方で、個人が特定されたり、本人が秘匿しておきたい情報が明らかになったりすることで、新たな二次被害や児童生徒の健全な発達に影響があってはならない。
- 公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判

断することとなるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ公表することが望ましい。
- 調査結果を公表する場合、調査組織の構成員の氏名についても、特段の支障がない限り公表することが望ましい。

PDF p.44(文書p.41)

- 報道機関等の外部に公表する場合、対象児童生徒、いじめを行った児童生徒及びそれらの保護者に加え、他の関係児童生徒・保護者等に対しても、可能な限り、事前に調査結果を報告することが望まれる。学校の設置者及び学校として、自ら再発防止策（対応の方向性を含む）とともに調査結果を説明しなければ、事実関係が正確に伝わらず、憶測を生み、学校に対する不信を生む可能性がある。

- 報道機関等の外部に公表しない場合であっても、学校の設置者及び学校は、再発防止に向けて、調査報告書の内容について、他の関係児童生徒・保護者等に対しても説明を行うことが考えられる。

- 調査報告書の公表に当たって個人情報保護法との関係から留意すべき事項については、第10章第３節に記載する。

PDF p.45(文書p.42)

第10章　重大事態調査の対応における個人情報保護

≪第10章のポイント≫
- 改正個人情報保護法に基づいた対応が求められる。法第28条第２項に基づいて、対象児童生徒・保護者に調査結果の説明を行う場合や調査報告書の公表を行う場合にも適切に対応することが必要である。

≪個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の関係する規定≫
第２条、第16条、第17条、第18条、第27条、第60条、第61条、第62条、第69条、第70条

第１節　個人情報保護法に基づく基本的な対応

- 令和５年４月より、改正個人情報保護法が施行され、これまで別々の法令に基づいて各学校の設置者が取り扱っていた個人情報の取扱いは、個人情報保護法に一元化された。

- 重大事態調査においては、その調査の過程で児童生徒等の個人情報を取り扱うこととなるため、調査主体及び調査組織において、個人情報保護法の規定に基づいて対応することが求められる。調査結果の提供や公表に限らず、調査の過程で収集した個人情報の記載された資料等の保管・廃棄等も適切に行う必要がある。

- なお、個人情報保護法では、地方公共団体等と国立大学法人及び学校法人等では適用される規定が異なり、地方公共団体等は個人情報保護法の第５章が適用される「行政機関等」に位置付けられ、国立大学法人及び学校法人等は第４章が適用される「個人情報取扱事業者」に位置付けられていることに留意が必要である。

- 具体的な対応の詳細については、以下のとおり個人情報保護委員会よりガイドラインが示されており、各学校の設置者及び学校においては一連の重大事態調査の対応を行うに当たっては、下記ガイドラインを参考として対応する。
  ＜個人情報保護委員会ホームページ 法令・ガイドライン等＞
  https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/

第２節 調査報告書の提示・提供について

- 「行政機関等」である地方公共団体等の場合、個人情報保護法第69条第１項では、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のための保有個人情報の利用又は提供について制限している。

- また、「個人情報取扱事業者」である国立大学法人、学校法人等の場合、個人情報保護法第18条第１項において、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならないとされ、また、第27条第１項において、個人データを第三者に提供するに当たり、原則として、あらかじめ本人の同意を得なければならないとされている。

- 法第28条第２項は、「重大事態調査を行ったときは、重大事態の事実関係等その他の必要な情報をいじめを受けた児童生徒及び保護者に提供する」よう求めており、同項に基づいて、調査報告書の内容を対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行う必要がある。

- その際、地方公共団体等の場合は、プライバシー保護の観点から、調査の対象となる関係児童生徒・保護者や学校関係者に対しては、調査を始める前の事前説明において、調査結果の調査報告書への記載や対象児童生徒・保護者への説明について同意を得ておくことが望ましい。

PDF p.46(文書p.43)

- 国立大学法人及び学校法人等の場合は、まず個人情報の利用目的をできる限り特定する必要があり、原則として、関係児童生徒・保護者や学校関係者の同意なしに、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない（個人情報保護法第17条第１項、第18条第１項）。さらに、調査の対象となる関係児童生徒・保護者や学校関係者に対しては、調査を始める前の事前説明等の場において、利用目的を通知又は公表し、かつ、当該関係児童生徒・保護者や学校関係者の個人情報が個人データに該当する場合には、対象児童生徒・保護者への調査結果の提供、説明についての同意を得ておくことが必要である（個人情報保護法第21条第１項、第27条第１項）。

第３節 調査報告書の公表に係る個人情報保護法との関係

- 第９章第３節（２）で示すとおり調査報告書については、特段の支障がない限りは公表することが望ましいが、公表に当たっては、個人情報保護法その他関係法令に基づいて対応することが必要である。

- 公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでないと判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表を行う。

- ただし、調査報告書における学校等の対応についての指摘や課題に係る記述まで公表しないこととすると隠蔽ではないかと外部からの不信を招く可能性があり、いたずらに個人情報保護やプライバシーを盾にすることはあってはならない。

- 公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認をとることが必要である。

- 公表の方法については、調査報告書の公表版を作成したり、公表を行わないこととした部分をマスキングしたりするなど加工した調査報告書をホームページ等に公開期限を設けて公表することなどが考えられる。

- なお、学校の設置者において、調査報告書の公表の在り方や公表方法について事前に方針等を定めておくことが望ましい。

- 公表に当たっては、個人情報保護法の提供に関する法律だけでなく、地方公共団体における情報公開条例等学校の設置者が保有する文書の開示について別途ルールを設けている場合には、当該条例等に基づいて対応することも必要になる。

PDF p.47(文書p.44)

第11章 調査結果を踏まえた対応

≪第11章のポイント≫

- 調査結果を踏まえて中長期的に対象児童生徒の支援や配慮が求められる場合もある。また、いじめを行った児童生徒に対しても必要な指導及び支援を行うことが求められる。
- 再発防止策を実効性のあるものとするため、学校の設置者の責任の下、第三者の視点も入れながら、取組の進捗管理や検証を行うことが考えられる。

第１節 対象児童生徒への支援やいじめを行った児童生徒への指導及び支援

- 重大事態の対応は、調査を行って終了ではない。調査報告書の内容を踏まえ、対象児童生徒が重大な被害を受けている場合には、心のケアや安心した学校生活を送ることができるようになるための支援を行っていく必要がある。また、対象児童生徒に学齢期の兄弟姉妹がいる場合には、必要に応じ、当該兄弟姉妹の意思を尊重しながら、学校生活を送る上でのケアを行う必要がある。

- 対象児童生徒が不登校となっている場合には、学びの継続に向けて家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して学習支援や登校支援を行う。市区町村教育委員会においては、対象児童生徒・保護者が、希望する場合には、就学校の指定の変更、区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

- 事案によっては、対象児童生徒といじめを行った児童生徒の間で長期的な環境調整が必要となる場合がある。進級や進学、転学の際にも継続的な配慮が必要であり、学校間で適切に引継ぎを行うなど継続的に児童生徒の見守りを行う体制が必要である。

- その際、指導要録や「児童生徒理解・支援シート」等を活用して、情報共有を図ることが考えられる。

- 学校の設置者は、学校の対応を把握し、積極的に指導・助言及び支援に関わることが求められる。

- いじめを行った児童生徒に対しては、必要に応じて、法に基づくいじめの定義等を説明し、当該児童生徒が抱える課題や家庭環境、事案の内容を踏まえつつ成長支援の観点から指導及び支援を行う。その際、当該児童生徒の保護者とも協力しながら対応することが必要である。

- いじめを行った児童生徒に対しては、当該児童生徒が様々な背景を有している場合もあり、特別な配慮を必要とする場合には、当該児童生徒や保護者に対し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等により適切な支援を行うことや、児童生徒等の福祉に関する相談・支援を要する場合におけるこども家庭センターなど、各地方公共団体の首長部局等と連携し、関係機関等による支援につなげる。

- その際、いじめを行った児童生徒に対するアセスメントや指導及び支援を行うに当たっては、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用に加えて、外部の専門機関を活用することも有効であり、児童生徒の心理や性格の面からアセスメントを行う法務少年支援センター等の活用や、いじめを行った児童生徒の健全育成を図るためのカウンセリングや注意・説諭等が期待できる少年サポートセンター、警察署等の警察機関との連携を行うことも考えられる。

- いじめが犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、法第23条第６項に基づいて所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生

PDF p.48(文書p.45)

じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。令和５年２月７日付け「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」を踏まえ、警察に相談・通報すべきいじめの事例等を参考としつつ、「学校・警察連絡員」が速やかに相談し、警察と連携して対応することが必要である。

- 重大事態調査後も引き続き犯罪に発展するおそれがある場合には、積極的に警察に相談するなど警察と連携して対応することが望ましい。
- 学校においては、いじめを行った児童生徒に対して個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、対象児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行う。また、事案の内容やいじめの状況を踏まえて、必要に応じて、いじめを行った児童生徒に対する懲戒を検討する。市区町村教育委員会においては、出席停止措置の活用も検討する。

第２節 調査報告書で提言された再発防止策の実施

- 調査報告書において指摘された再発防止策は具現化されないと意味がない。当該学校や学校の設置者においては、調査報告書の内容及び提言された再発防止策について真摯に受け止め、いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底などこれまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組まなければならない。

- 人事異動等や時間の経過とともに再発防止策等が軽んじられることのないように学校の設置者及び学校等の組織として継続的に取り組むことが求められる。

- 教育委員会等方式で調査を行った場合には、教育委員会の指導主事と調査に携わった専門家が連携して、当該重大事態が発生した学校において調査報告書の内容を説明し、対応の改善について協議する等の取組を行うことが考えられる。また、第三者委員会が調査を行った場合には、調査委員会の委員長等から同様に調査報告書の内容を説明し、学校の対応の改善すべき点について指摘し、対応の改善について協議する等の取組を行うことが考えられる。

- 調査報告書で提言された再発防止策については、学校の設置者の責任の下、第三者の視点も入れながら、取組の進捗管理や検証を行うことが求められる。

- 学校の設置者においては、重大事態が発生した学校での再発防止に限らず、その他の学校においても、当該事案を題材として事例研究を行う研修会を開催するなどの取組により、他の学校での同様の事態の発生防止につなげる取組が考えられる。

第３節 調査後に学校の設置者において検討を要する事項

- 調査後、学校の設置者は、学校の設置者及び学校における当該事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘される場合や教職員のいじめへの加担等が疑われる場合には、改めて学校の設置者として、教職員への聴き取り等を行い、事実確認をした上で、懲戒処分事由に該当する行為等が認められれば教職員への懲戒処分等を行う必要がある。

- 教育委員会においては、懲戒処分基準において予め処分に該当する事由を明示しておくことが望ましい。

- また国公立大学法人や学校法人等においても、設置者としての責任を果たすべく、対応について検討する必要がある。

第12章 地方公共団体の長等による再調査

≪第12章のポイント≫
 学校の設置者又は学校による重大事態の調査が当該重大事態への対処又は当該重大事態と

同種の事態の発生の防止のために不十分であり、再調査を行う必要があると考えられる場合としては、例えば、次のようなものが考えられる。
① 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地

方公共団体の長等が判断した場合
② 事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明

した事項について、地方公共団体に長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
③ 調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されて

いないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

≪法・基本方針の関連する規定≫
◎ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第29条、第30条、第31条、第32条
◎ いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）

４ 重大事態への対処
（２）調査結果の報告を受けた文部科学大臣，地方公共団体の長又は都道府県知事による再調査及び措置

第１節 再調査の概要

（１）再調査の趣旨
 地方公共団体の長等による再調査は、学校の設置者等から調査結果の報告を受けた際に、当

該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると地方公共団体の長等が認めるときに、重大事態調査の結果について調査を行うことができるものである。
 地方公共団体の長等においては、制度上、再調査制度が設けられていることを踏まえ、予め

再調査を担当する部署を決めておくなど体制構築を図っておく必要がある。

（２）再調査を行う必要があると考えられる場合

- 再調査を行うか否かについては、上記のとおり、調査報告を受けた地方公共団体の長等にお

いて、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があるかどうか、総合的に判断を行い、必要があると認めるときに、再調査を行うこととなる。その上で、学校の設置者又は学校による重大事態の調査が当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために不十分であり、再調査を行う必要があると考えられる場合としては、例えば、次のようなものが考えられる。

PDF p.50(文書p.47)

【再調査を行う必要があると考えられる場合】

① 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長等が判断した場合

② 事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体の長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合

③ 調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

第２節 再調査の進め方

- 再調査は、重大事態調査の調査結果について調査を行うものであるから、再調査を行う調査組織において、最初に、再調査を行うに至った調査報告書の不十分な点について洗い出し、再調査において改めて調査を行う項目、観点を整理する。

- 対象児童生徒・保護者が所見書を提出している場合には、その内容も踏まえる必要がある。
- 上記のとおり再調査すべき内容について整理を行った後は、本ガイドライン第６章から第８

章までの内容に基づいて重大事態調査の調査組織とは異なる組織において調査を行うが、児童生徒から何度も聴き取り等を行うことは、心理的負担を伴うものであるから、新たに聴き取りやアンケート調査を行う場合には必要最小限の確認になるように配慮することが必要である。
- 各学校の設置者は、文部科学省に対して再調査の開始報告を行う。

第３節 再調査結果の説明、報告及び再調査結果を踏まえた対応

- 再調査結果を取りまとめた後は、対象児童生徒・いじめを行った児童生徒・保護者への説明を行う。その際は、本ガイドライン第９章を参考として行う。

- また、調査報告書における再発防止策と併せて再調査報告書を踏まえて本ガイドライン第11章のとおり、法に基づき、地方公共団体・学校の設置者及び学校は、当該事案への対処や再発防止の取組を行う必要がある。なお、国立学校は法第29条３項、公立学校は法第30条５項、私立学校は法第31条３項、学校設置会社が設置する学校は法32条３項に基づき対応する必要がある。

- なお、公立学校について再調査を実施した場合、法第30条第３項に基づき、地方公共団体の長は、その結果を議会に報告しなければならない。

- 議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、児童生徒の個人情報やプライバシーに配慮した上で、各地方公共団体において適切に判断する。

- 各学校の設置者は、文部科学省に対して再調査報告書の提供を行う。

PDF p.51(文書p.48)

【別添資料１】
いじめ（いじめの疑いを含む。）により、以下の状態になったとして、これまで各教育委員会等で重大事態と扱った事例

◎ 下記は例示であり、ここに掲載されていないものやこれらを下回る程度の被害であるもの、診断書や警察への被害届の提出がない場合であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

① 児童生徒が自殺を企図した場合
- 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

② 心身に重大な被害を負った場合
- リストカットなどの自傷行為を行った。

- 暴行を受け、骨折した。
- 投げ飛ばされ脳震盪となった。
- 殴られて歯が折れた。
- カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。※
- 心的外傷後ストレス障害と診断された。
- 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。※
- わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※

③ 金品等に重大な被害を被った場合
- 複数の生徒から金銭を強要され、総額１万円を渡した。
- スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
- 欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該学校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

※の事例については、通常このようないじめの行為があれば、児童生徒が心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉えた。

PDF p.52(文書p.49)

【別添資料２】

いじめ重大事態に係る申立様式

下記のとおり、いじめにより重大な被害が生じた疑いがあることを申し立てます。

１ 申立日

令和　　年　月　　日

２ いじめを受けた児童生徒に関する情報　　学 年　　年
学校名

児童生徒氏名　　保護者氏名

３ いじめ重大事態の概要・経緯

(1) いじめ重大事態の種類（該当するもの全てにチェックしてください。）

１号重大事態

□ 生命に重大な被害が生じた疑いがある

□ 心身に重大な被害が生じた疑いがある

□ 財産に重大な被害が生じた疑いがある

診断書の有無　　（有の場合）
有 ・ 無

診断名

警察への被害　　提出先
届提出の有無　有 ・ 無

（警察署名）

２号重大事態
□ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある
欠席の状況
※欠席日数や時期等、分かる範囲で記入してください。

PDF p.53(文書p.50)

(2) いじめの概要等　いじめの概要
時期

※発生時期や場所、関係する児童生徒、いじめの内容等が分かるように記載願います。

４ 調査に関する希望（該当するもの全てにチェックしてください。）

聴き取りをしてほしい児童生徒等
□ いじめを行った児童生徒
□ その他関係する全ての児童生徒（クラス、学年、全校生徒等）
□ 関係する全ての教職員
□ その他
具体の児童生徒名等

５ 調査への協力可否（協力が可能な場合は、チェックしてください。）
□ いじめを受けた児童生徒からの聴き取り
□ いじめを受けた児童生徒保護者からの聴き取り

６ その他要望

令和 年 月 日 申立者氏名

【参考】

重大事態調査の目的
重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的

とするものではなく、学校や設置者が可能な限り事実関係を明らかにすることで当該事態と同
種の事態の発生防止を図るものである。

※ なお、調査は、関係者の任意の協力のもとで行うものであり、事実関係を全て明らかにすることが難しい場合もある。

PDF p.54(文書p.51)

≪参考≫法・基本方針の関連する規定

◎ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
第１章 総則
（定義）
第２条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に
在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的
な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行
為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（学校の設置者の責務）
第７条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。
（学校及び学校の教職員の責務）
第８条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

第２章 いじめ防止基本方針等
（学校いじめ防止基本方針）
第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。
（いじめ問題対策連絡協議会）
第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。
２ 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
３ 前２項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第３章 基本的施策
（いじめの早期発見のための措置）
第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。
２ 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
３ 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体

制」という。）を整備するものとする。

PDF p.55(文書p.52)

４　学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

第４章　いじめの防止等に関する措置

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条　学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめに対する措置）

第23条　学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

２　学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

３　学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

４　学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

５　学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

６　学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

（学校の設置者による措置）

第24条　学校の設置者は、前条第２項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

第５章　重大事態への対処

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

PDF p.56(文書p.53)

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

２　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

３　第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（国立大学に附属して設置される学校に係る対処）

第29条　国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項に規定する

国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第１項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長又は理事長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

２　前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

３　文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第35条の２において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第64条第１項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

（公立の学校に係る対処）

第30条　地方公共団体が設置する学校は、第28条第１項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

２　前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第１項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

３　地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

４　第２項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

５　地方公共団体の長及び教育委員会は、第２項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第30条の２　第29条の規定は、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第１項に規定する公立大学法人をいう。）が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第29条第１項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長（以下この条において単に「地方公共団体の長」という。）」と、同条第２項及び第３項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第35条の２において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第64条第１項」とあるのは「地方独立行政法人法第121条第１項」と読み替えるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第31条　学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第３条に規定する学校法人をいう。

以下この条において同じ。）が設置する学校は、第28条第１項各号に掲げる場合には、重

PDF p.57(文書p.54)

大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

２　前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第１項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

３　都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

４　前２項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第32条　学校設置会社（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第２項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第28条第１項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第12条第１項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

２　前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第１項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

３　認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第12条第10項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

４　前２項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

５　第１項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第13条第２項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第１項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第12条第１項」とあるのは「第13条第１項」と、第２項中「前項」とあるのは「第５項において準用する前項」と、第３項中「前項」とあ

るのは「第５項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第12条第10項」とあるのは「第13条第３項において準用する同法第12条第10項」と、前項中「前２項」とあるのは「次項において準用する前２項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第33条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第６章　雑則

（高等専門学校における措置）

第35条　高等専門学校（学校教育法第１条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

PDF p.58(文書p.55)

◎ いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）

第２　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

４　重大事態への対処

（１）学校の設置者又は学校による調査

いじめの重大事態については，本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年３月文部科学省）」により適切に対応する。

ｉ）重大事態の発生と調査

① 重大事態の意味について

「いじめにより」とは，各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また，法第１号の「生命，心身又は財産に重大な被害」については，いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば，

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第２号の「相当の期間」については，不登校の定義を踏まえ，年間30日を目安とする。ただし，児童生徒が一定期間，連続して欠席しているような場合には，上記目安にかかわらず，学校の設置者又は学校の判断により，迅速に調査に着手することが必要である。

また，児童生徒や保護者から，いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは，その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても，重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては，学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから，調査をしないまま，いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

② 重大事態の報告

学校は，重大事態が発生した場合，国立学校は国立大学法人の学長を通じて文部科学大臣へ，公立学校は当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を通じて同地方公共団体の長へ，私立学校は当該学校を所轄する都道府県知事へ，学校設置会社が設置する学校は当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて認定地方公共団体の長へ，事態発生について報告する。

③ 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は，重大事態に対処するとともに，同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は，重大事態が発生した場合には，直ちに学校の設置者に報告し，学校の設置者は，その事案の調査を行う主体や，どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は，学校が主体となって行う場合と，学校の設置者が主体となって行う場合が考えられるが，従前の経緯や事案の特性，いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ，学校主体の調査では，重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や，学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には，学校の設置者において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても，法第28条第３項に基づき，学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導，また，人的措置も含めた適切な支援を行わなければならない。

なお，法第28条で，組織を設けて調査を行う主体としては「学校の設置者又は学校は」と規定されているが，このうち公立学校の場合の「学校の設置者」とは，学校を設置・管理する教育委員会である。

また，国立学校の設置者は国立大学法人であり，私立学校の設置者は学校法人である。

なお，従前の経緯や事案の特性から必要な場合や，いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には，法第28条第１項の調査に並行して，地方公共団体の長等による調査を実施することも想定しうる。この場合，調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し，重複した調査とならないよう，法第28条第１項の調査主体と，並行して行われる調査主体とが密接に連携し，適切に役割分担を図ることが求められる（例えば，アンケートの収集などの初期的な調査を学校の設置者又は学校が中心となって行い，収集した資料に基づく分析及び追加調査を，並行して行われる調査で実施する等が考えられる）。

④ 調査を行うための組織について

学校の設置者又は学校は，その事案が重大事態であると判断したときは，当該重大事態に係る調査を行うため，速やかに，その下に組織を設けることとされている。

この組織の構成については，弁護士や精神科医，学識経験者，心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって，当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について，職能団体や大学，学会からの推薦等により参加を図ることにより，当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

重大事態が起きてから急遽調査を行うための組織を立ち上げることは困難である点から，地域の実情に応じて，平時から調査を行うための組織を設置しておくことが望ましい。公立学校における調査において，学校の設置者が調査主体となる場合，法第14条第３項の教育委員会に設置される附属機関を，調査を行うための組織とすることも考えられる。なお，小規模の自治体など，設置が困難な地域も想定されることを踏まえ，都道府県教育委員会においては，これらの地域を支援するため，職能団体や大学，学会等の協力を得られる体制を平素から整えておくことなどが望

まれる。

なお，この場合，調査を行うための組織の構成員に，調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には，その者を除いた構成員で調査に当たる等，当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努めることが求められる。

また，学校が調査の主体となる場合，調査を行うための組織を重大事態の発生の都度設けることも考えられるが，それでは迅速性に欠けるおそれがあるため，法第22条に基づき学校に必ず置かれることとされている学校いじめ対策組織を母体として，当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によることも考えられる。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは，重大事態に至る要因となったいじめ行為が，いつ（いつ頃から），誰から行われ，どのような態様であったか，いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか，学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を，可能な限り網羅的に明確にすることである。こ

PDF p.60(文書p.57)

の際，因果関係の特定を急ぐべきではなく，客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

この調査は，民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく，学校とその設置者が事実に向き合うことで，当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

法第28条の調査を実りあるものにするためには，学校の設置者・学校自身が，たとえ不都合なことがあったとしても，事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校の設置者又は学校は，附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに，調査結果を重んじ，主体的に再発防止に取り組まなければならない。

ア）いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合，いじめられた児童生徒か

ら十分に聴き取るとともに，在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際，いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば，質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり，被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに，いじめた児童生徒への指導を行い，いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては，事情や心情を聴取し，いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い，落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をすることが必要である。

これらの調査を行うに当たっては，別添２の「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ，事案の重大性を踏まえて，学校の設置者がより積極的に指導・支援したり，関係機関ともより適切に連携したりして，対応に当たることが必要である。

イ）いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など，いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は，当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し，迅速に当該保護者に今後の調査について協議し，調査に着手する必要がある。調査方法としては，在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

（自殺の背景調査における留意事項）

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については，その後の自殺防止に資する観点から，自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては，亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ，その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し，遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については，法第28条第１項に定める調査に相当することとなり，その在り方については，以下の事項に留意のうえ，「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年７月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

○ 背景調査に当たり，遺族が，当該児童生徒を最も身近に知り，また，背景

調査について切実な心情を持つことを認識し，その要望・意見を十分に聴取するとともに，できる限りの配慮と説明を行う。

○ 在校生及びその保護者に対しても，できる限りの配慮と説明を行う。

PDF p.61（文書p.58）

○ 死亡した児童生徒が置かれていた状況として，いじめの疑いがあることを踏まえ，学校の設置者又は学校は，遺族に対して主体的に，在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

○ 詳しい調査を行うに当たり，学校の設置者又は学校は，遺族に対して，調査の目的・目標，調査を行う組織の構成等，調査の概ねの期間や方法，入手した資料の取り扱い，遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて，できる限り，遺族と合意しておくことが必要である。

○ 調査を行う組織については，弁護士や精神科医，学識経験者，心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって，当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について，職能団体や大学，学会からの推薦等により参加を図ることにより，当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

○ 背景調査においては，自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で，できる限り，偏りのない資料や情報を多く収集し，それらの信頼性の吟味を含めて，客観的に，特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。

○ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり，それらの事実の影響についての分析評価については，専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

○ 学校が調査を行う場合においては，当該学校の設置者は，情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており，学校の設置者の適切な対応が求められる。

○ 情報発信・報道対応については，プライバシーへの配慮のうえ，正確で一貫した情報提供が必要であり，初期の段階で情報がないからといって，トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり，断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお，亡くなった児童生徒の尊厳の保持や，子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ，報道の在り方に特別の注意が必要であり，ＷＨＯ（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

⑥ その他留意事項

法第23条第２項においても，いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ，学校において，いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果，重大事態であると判断した場合も想定されるが，それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず，未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから，法第28条第１項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として，法第23条第２項で行った調査資料の再分析や，必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし，法第23条第２項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は，この限りでない。

また，事案の重大性を踏まえ，学校の設置者の積極的な支援が必要となる場合がある。例えば，特に市町村教育委員会においては，義務教育段階の児童生徒に関して，出席停止措置の活用や，いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には，就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

また重大事態が発生した場合に，関係のあった児童生徒が深く傷つき，学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり，時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校の設置者及び学校は，児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに，予断の

PDF p.62(文書p.59)

ない一貫した情報発信，個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

ⅱ）調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校の設置者又は学校は，いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して，事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ，調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ，誰から行われ，どのような態様であったか，学校がどのように対応したか）について，いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては，適時・適切な方法で，経過報告があることが望ましい。

これらの情報の提供に当たっては，学校の設置者又は学校は，他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど，関係者の個人情報に十分配慮し，適切に提供する。

ただし，いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては，いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき，調査に先立ち，その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また，学校が調査を行う場合においては，当該学校の設置者は，情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行うこととされており，学校の設置者の適切な対応が求められる。

② 調査結果の報告

調査結果については，国立学校に係る調査結果は文部科学大臣に，公立学校に係る調査結果は当該地方公共団体の長に，私立学校に係る調査結果は，当該学校を所轄する都道府県知事に，学校設置会社が設置する学校に係る調査結果は当該学校設置会社の代表取締役等を通じて認定地方公共団体の長に，それぞれ報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて，いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には，いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け，調査結果の報告に添えて地方公共団体の長等に送付する。

（２）調査結果の報告を受けた文部科学大臣，地方公共団体の長又は都道府県知事による再調査及び措置

ｉ）再調査

上記②の報告を受けた文部科学大臣，地方公共団体の長，都道府県知事は，当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは，法第28条第１項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

法第30条第２項及び第31条第２項で規定する「附属機関を設けて調査を行う等の方法」とは，当該再調査を行うに当たって，専門的な知識又は経験を有する第三者等に

よる附属機関を設けて行うことを主な方法として念頭に置いたものであるが，「等」としては，地方公共団体が既に設置している附属機関や監査組織等を活用しながら調査を進めることなども考えられる。

これらの附属機関については，弁護士や精神科医，学識経験者，心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知識及び経験を有する者であって，当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について，職能団体や大学，学会からの推薦等により参加を図り，当該調査の公平性・中立性を図るよう努めることが求められる。

PDF p.63(文書p.60)

また，附属機関を置く場合，重大事態の発生の都度，条例により機関を設置することは，迅速性という観点から必ずしも十分な対応ができないおそれがあるため，あらかじめ法にいう重大事態に対応するための附属機関を設けておくことも考えられる。

国立学校・私立学校について，法により，文部科学大臣・都道府県知事に新たな権限が付与されるものではないが，文部科学大臣・都道府県知事は，当該事案に係る資料の提供等を求め，資料の精査や分析を改めて行うこと等が考えられる。

なお，従前の経緯や事案の特性から必要な場合や，いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には，法第28条第１項の調査に並行して，地方公共団体の長等による調査を実施することも想定しうる。この場合，調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し，重複した調査とならないよう，法第28条第１項の調査主体と，並行して行われる調査主体とが密接に連携し，適切に役割分担を図ることが求められる（例えば，アンケートの収集などの初期的な調査を学校の設置者又は学校が中心となって行い，収集した資料に基づく分析及び追加調査を，並行して行われる調査で実施する等が考えられる）。【再掲】

再調査についても，学校の設置者又は学校等による調査同様，再調査の主体は，いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して，情報を適切に提供する責任があるものと認識し，適時・適切な方法で，調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

ⅱ）再調査の結果を踏まえた措置等

公立学校の場合，地方公共団体の長及び教育委員会は，再調査の結果を踏まえ，自らの権限及び責任において，当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同

種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとすることとされている。国立学校・私立学校等についても，本法により特別に新たな権限が与えられるものではないが，国立大学法人法において準用する独立行政法人通則法の規定や私立学校法の規定等に定める権限に基づき，必要な措置を講ずることとされている。

「必要な措置」としては，教育委員会においては，例えば，指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援，生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化，心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー，教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等，多様な方策が考えられる。首長部局においても，必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置が考えられる。

また，公立学校について再調査を行ったとき，地方公共団体の長はその結果を議会に報告しなければならないこととされている。議会へ報告する内容については，個々の事案の内容に応じ，各地方公共団体において適切に設定されることとなるが，個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保することが当然求められる。

◎ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

第１章 総則

（定義）

第２条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第２号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

PDF p.64(文書p.61)

二 個人識別符号が含まれるもの

第４章 個人情報取扱事業者等の義務等

第１節 総則

（定義）
第16条　この章及び第８章において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。
一　特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
二　前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの
２　この章及び第６章から第８章までにおいて「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
一　国の機関
二　地方公共団体
三　独立行政法人等
四　地方独立行政法人
３　この章において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
４　この章において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。
５　この章、第６章及び第７章において「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第41条第１項において「仮名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第２項各号に掲げる者を除く。
６　この章、第６章及び第７章において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第43条第１項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。
７　この章、第６章及び第７章において「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することがで

きるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第31条第１項において「個人関連情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第２項各号に掲げる者を除く。
８ この章において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。
第２節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務
（利用目的の特定）
第17条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

PDF p.65(文書p.62)

２ 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
（利用目的による制限）
第18条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
２ （略）
３ 前２項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
一 法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合
二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
四～六 （略）
（第三者提供の制限）
第27条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
一 法令に基づく場合
二～七 （略）
２～６ （略）

第５章　行政機関等の義務等
第１節　総則
（定義）
第60条　この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第２条第２項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第２条第２項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第２条第２項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。
２　この章及び第８章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
一　一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
二　前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
３　この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報（同条第１号に掲げる情報を除き、同条第２号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。）、独立行政法人等情報公開法第５条に

規定する不開示情報（同条第１号に掲げる情報を除き、同条第２号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第５条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。

一　第75条第２項各号のいずれかに該当するもの又は同条第３項の規定により同条第１項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

二　行政機関情報公開法第３条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第２条第１項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第３条、独立行政法人等情報公開法第３条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。）があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ　当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ　行政機関情報公開法第13条第一１若しくは第２項、独立行政法人等情報公開法第14条第１項若しくは第２項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第13条第１項又は第２項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えること。

三　行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第116条第１項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

４　この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

一　特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二　前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

５　この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第２節　行政機関等における個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第61条　行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第66条第２項第三号及び第四号、第69条第２項第二号及び第三号並びに第４節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。
２　行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
３　行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
（利用目的の明示）
第62条　行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。
一　人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

PDF p.67(文書p.64)

二　利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三　利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四　取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。
（利用及び提供の制限）
第69条　行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
２　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
一　本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
二　行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を

内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

３ 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

４ 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第70条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第２項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

付録C 改訂通知 全文(令和6年8月30日)

公式PDFから pdftotext(-layout)で抽出した文字を、頁ごとに載せたもの。改行位置は、PDFの行末に従う。誤字・脱字の補正はしていない。出典: https://www.mext.go.jp/content/20240911-mext_jidou01-000037829_1..pdf / SHA-256: ecd730e3d2824e9568118d254af94d62af45bed01f970fdd86d8ffe983b6f5b2

PDF p.1(表紙・目次)

平成 29 年度に作成した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」について,
改訂を行いました。今回の改訂により,重大事態調査への学校や関係者の対応をより明
確化しましたので,改訂内容を踏まえて,円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児
童生徒等に寄り添った対応をお願いいたします。

６文科初第 1137 号

令和６年８月 30 日

各都道府県教育委員会教育長

各指定都市教育委員会教育長

各都道府県知事

附属学校を置く各国立大学法人学長

附属学校及び高等専門学校を置く各公立大学法人理事長

独立行政法人国立高等専門学校機構理事長　　殿

私立高等専門学校を設置する各学校法人の長

小中高等学校を設置する学校設置会社を

所轄する構造改革特別区域法第 12 条

第１項の認定を受けた各地方公共団体の長

厚生労働省医政局長

厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長
望月 禎

（公 印 省 略）

文部科学省総合教育政策局長
茂里 毅

（公 印 省 略）

文部科学省高等教育局長
伊藤 学司
（公 印 省 略）

いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について（通知）

PDF p.2(表紙・目次)

平素より,文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り,誠にありがとうございます。

文部科学省では,平成 29 年３月に,学校の設置者及び学校（以下「学校等」という。）におけるいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）,いじめの防止等のための基本的な方針（以下「基本方針」という。）等に則った適切な調査の実施に資するため,いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（以下「重大事態ガイドライン」という。）を策定いたしました。

しかしながら,重大事態の発生件数は増加傾向となり,依然として法や基本方針,重大事態ガイドライン等に沿った対応ができていなかったために,児童生徒に深刻な被害を与える事態が発生している状況です。加えて,法の施行から 10 年が経過し,調査の実施に係る様々な課題も明らかになっていることから,昨年度より,学校関係者や各種職能団体等の関係団体からの有識者で構成されている「いじめ防止対策協議会」において検討を行い,このたび,重大事態ガイドラインの改訂を行いました。

今回の改正の概要及び留意事項は,下記のとおりですので,十分に御了知の上,今後,重大事態ガイドラインに沿った,適切な御対応をお願いいたします。

また,重大事態ガイドラインの改訂について，十分に御了知の上，都道府県・指定都市教育委員会にあっては，所管の学校及び専修学校等，域内の市区町村教育委員会及び市区町村長に対して，都道府県知事にあっては，所轄の私立学校，専修学校等，学校法人に対して，国立大学法人学長及び公立大学法人理事長にあっては，設置する附属学校（専修学校を含む。）及び公立高等専門学校に対して，独立行政法人国立高等専門学校機構理事長にあっては，設置する国立高等専門学校に対して，私立高等専門学校を設置する学校法人の長にあっては，設置する私立高等専門学校に対して，構造改革特別区域法第 12 条第１項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては，認可した学校に対して，厚生労働省医政局長及び社会・援護局長にあっては，所管の専修学校に対して，それぞれ周知いただくとともに，いじめの問題への取組の一層の強化を図られるよう，お願いします。

なお，「不登校重大事態に係る調査の指針について（通知）」（平成 28 年３月 11 日付け 27 文科初第 1576 号初等中等教育局長通知）は廃止します。

また,本通知については,こども家庭庁とともに,各都道府県・指定都市のこども政策担当部局に対しても連絡していることを申し添えます。

記

１．改正の概要

（１）重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備え

全ての学校に設置されている学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応にあたって,平時から実行的な役割を果たし,重大事態が発生した際も,学校と設置者が連携して,対応をとるよう必要な取組を実施すること等を記載。

（２）学校等のいじめにおける基本的姿勢

PDF p.3(表紙・目次)

重大事態調査の目的は,民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく,当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることであることから,重大事態調査を実施する際は,詳細な事実関係の確認,実効性のある再発防止策の提言等の視点が重要であることを明記。また,犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり,学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め,連携して対応することが必要であること等を明記。

（３）児童生徒・保護者からの申立てがあった際の学校の対応について

児童生徒・保護者からの申立てがあった時は,重大事態が発生したものとして,報告・調査等にあたる。なお,学校がいじめの事実等を確認できていない場合は,早期支援を行うため,必要に応じて事実関係の確認を行うことを記載。また,申立てに係るいじめが起こりえない状況であることが明確であるなど,法の要件に照らして,重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き,重大事態調査を実施することを記載。

（４）第三者が調査すべきケースを具体化し,第三者と言える者を例示

自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案,保護者の不信感が強い事案等,調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高いケースを具体化するとともに,第三者の考え方を整理して詳細に記載。

（５）加害児童生徒を含む,児童生徒等への事前説明の手順,説明事項を詳細に説明

調査目的や調査の進め方について予め保護者と共通理解を図りながら進めることができるよう,事前説明の手順,説明事項を詳細に記載。

（６）重大事態調査で調査すべき調査項目を明確化

標準的な調査項目や報告書の記載内容例を示すとともに,調査に当たっての留意事項（聴き取り等の実施方法,児童生徒へのフォロー等）を記載。調査報告書作成に係る共通事項（事実経過や再発防止策等）を明記。

（その他）

・各章において,記載の内容の見直し・充実を実施

・「不登校重大事態に係る調査の指針（平成 28 年３月）」の内容も本ガイドラインに盛

り込み,一本化

２．留意事項
（１）重大事態ガイドラインの研修・啓発について

重大事態ガイドラインは,重大事態調査を行う各学校等並びに調査委員等が法や基本方針の趣旨を踏まえつつ,適切に調査を行えるよう,これまでの重大事態調査の実施状況を踏まえ,「いじめ防止対策協議会」での議論を受けて調査の基本的な進め方や留意事項等をまとめたものであるため,各教育委員会等におかれては,添付資料等を活用し,重大事態ガイドラインの理解を目的とした研修を行うよう努めること。

さらに,例えば,年度初めの職員会議や教員研修等の実施により,学校いじめ防止基本方針はもとより,法,基本方針,生徒指導提要（改訂版）等の理解を深めるなど,平時から,実効的な取組を行うよう努めること。

PDF p.4(表紙・目次)

（２）チェックリストの活用について
各学校等においては,別添３のチェックリストを活用し,今回のガイドラインの改訂

内容を踏まえた,平時からの備え及びいじめ重大事態調査の実施を行うこと。
なお,各学校等の実情に合わせ,本チェックリストについて編集等することを念頭に,

編集可能なファイルで配布していること。
（３）文部科学省主催オンライン説明会について

文部科学省において,重大事態ガイドラインの改訂内容を首長部局,教育委員会及び学校関係者に対して周知を行うために,オンライン説明会の実施を予定していること。詳細が決まり次第,連絡を行うが,オンライン説明会前においても,改訂後の重大事態ガイドラインに沿って,適切に対応すること。
（４）その他

令和６年８月 30 日の時点で既に重大事態調査が開始されている場合においても,個別の事案の進捗状況等に応じて,改訂後の重大事態ガイドラインを踏まえて対応すること。

【添付資料】
○別添１ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版（概要）

○別添２　いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版（本文）
○別添３　いじめの重大事態の調査に関するガイドライン　チェックリスト
【参考資料】
【生徒指導提要（改訂版）】
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm

【担当】
文部科学省初等中等教育局児童生徒課　生徒指導室